

新

旧

京都市 歴史的風致維持向上計画

京都市 歴史的風致維持向上計画

平成30年3月

京 都 市

平成29年3月
京 都 市

エ 文化に関する計画<京都文化芸術都市創生計画>

京都市では、京都の優れた文化や美しい景観を、保存、再生、創造、更には国内外に発信する京都創生の取組を進めるとともに、その文化面の取組として、京都のまちを、より一層魅力に満ちた文化芸術都市として創生することをめざして、平成18年（2006）4月に「京都文化芸術都市創生条例」を施行した。

この条例に基づき、今日的な社会動向等を踏まえつつ、「京都市基本計画」の文化芸術の分野別計画として、平成19年3月に**第1期の「京都文化芸術都市創生計画」**を策定（平成24年3月改定）し**平成29年3月に後継計画である「第2期京都文化芸術都市創生計画」**を策定した。

第1期の「京都文化芸術都市創生計画」前半期では、京都がリードする文化芸術のまちづくりとして、21世紀の「文化芸術都市づくり」の優れたモデルを示すため、「先駆け」の原動力となる5つの京都先行プロジェクトを掲げ、取り組んできた。このような理念を継承し、後半期においても「継承と創造に関する人材の育成等」「創造環境の整備」「文化芸術と社会の出会いの促進」の3つの重要施策群、9つの施策を構想し、**取り組んだ。**

また、文化芸術を市民の暮らしやまちに、よりしっかりと根付かせ、文化芸術都市の「基盤」を固めるため、京都文化芸術都市創生条例に掲げた「文化芸術都市の創生のための施策」の各項目に沿って総合的な施策を盛り込み、京都ならではの「文化芸術によるまちづくり」、すなわち「文化芸術都市の創生」を総合的かつ計画的に進めるための具体的指針とした。

「第2期京都文化芸術都市創生計画」では、「成熟した都市文化を基盤に新しい文化を創造し続けるまち」を基本方針に、4つの方向性と8つの最重要施策を掲げ、**「文化庁の全面的移転方針の決定」「2020年東京オリンピック・パラリンピック等の開催」**を追い風に、文化芸術を基軸として、産業、観光、教育などあらゆる政策分野を融合し、**全132施策・事業の取組を展開していく。**



エ 文化に関する計画<京都文化芸術都市創生計画>

京都市では、京都の優れた文化や美しい景観を、保存、再生、創造、更には国内外に発信する京都創生の取組を進めるとともに、その文化面の取組として、京都のまちを、より一層魅力に満ちた文化芸術都市として創生することをめざして、平成18年（2006）4月に「京都文化芸術都市創生条例」を施行した。

この条例に基づき、今日的な社会動向等を踏まえつつ、「京都市基本計画」の文化芸術の分野別計画として、平成19年3月に「京都文化芸術都市創生計画」を策定し、平成24年3月には後半期に向けて改定を行っている。

計画前半期では、京都がリードする文化芸術のまちづくりとして、21世紀の「文化芸術都市づくり」の優れたモデルを示すため、「先駆け」の原動力となる5つの京都先行プロジェクトを掲げ、取り組んできた。このような理念を継承し、計画後半期においても「継承と創造に関する人材の育成等」「創造環境の整備」「文化芸術と社会の出会いの促進」の3つの重要施策群、9つの施策を構想している。

また、文化芸術を市民の暮らしやまちに、よりしっかりと根付かせ、文化芸術都市の「基盤」を固めるため、京都文化芸術都市創生条例に掲げた「文化芸術都市の創生のための施策」の各項目に沿って総合的な施策を盛り込み、京都ならではの「文化芸術によるまちづくり」、すなわち「文化芸術都市の創生」を総合的かつ計画的に進めるための具体的指針としている。

新（P総－5）

オ 産業に関する計画＜第3期京都市伝統産業活性化推進計画＞

伝統産業の未来を切り開き、日本の文化を世界に発信することを目指し、平成17年（2005）10月に「京都市伝統産業活性化推進条例」を施行した。

この条例に基づき、「京都市基本計画」の伝統産業の分野別計画として、「京都市伝統産業活性化推進計画」（平成18年11月策定、平成23年度完了）、「第2期京都市伝統産業活性化推進計画」（平成24年3月策定、平成28年度完了）に引き続き、平成29年3月に「第3期京都市伝統産業活性化推進計画」を策定した。

条例において、伝統産業の活性化のための「日本の伝統産業に活力を」「日本の文化を京都から世界に発信」など4つの基本理念に基づき、伝統産業の活性化の総合的推進のため、6つの基本的な施策を定めているが、計画において、この6つの基本的な施策ごとに実施すべき具体的な取組項目を挙げている。

『6つの基本的な施策』

- ① 伝統産業に関する創造的活動に対する支援
- ② 伝統産業に関する教育や学習の場における取組
- ③ 伝統産業についての関心と理解を深める取組
- ④ 技術の伝承や後継者の育成
- ⑤ 活性化や拠点施設等の機能の充実
- ⑥ 表彰や奨励

旧（P総－4）

オ 産業に関する計画＜第2期京都市伝統産業活性化推進計画＞

伝統産業の未来を切り開き、日本の文化を世界に発信することを目指し、平成17年（2005）10月に「京都市伝統産業活性化推進条例」を施行した。

この条例に基づき、「京都市基本計画」の産業の分野別計画として、平成18年11月に策定した「京都市伝統産業活性化推進計画」を平成23年度で完了し、新たに平成24年3月に「第2期京都市伝統産業活性化推進計画」を策定した。

条例において、伝統産業の活性化のための「日本の伝統産業に活力を」「日本の文化を京都から世界に発信」など4つの基本理念に基づき、伝統産業の活性化の総合的推進のため、6つの基本的な施策を定めているが、計画において、この6つの基本的な施策ごとに実施すべき具体的な取組項目を挙げている。

『6つの基本的な施策』

- ① 伝統産業に関する創造的活動に対する支援
- ② 伝統産業に関する教育や学習の場における取組
- ③ 伝統産業についての関心と理解を深める取組
- ④ 技術の伝承や後継者の育成
- ⑤ 活性化や拠点施設等の機能の充実
- ⑥ 表彰や奨励

新（P総－6）

キ 観光に関する計画＜未来・京都観光振興計画2020＞

京都市では、平成12年（2000）に、当時約4000万人であった入洛観光客数を平成22年までに5000万人へ増やす「観光客5000万人構想」を宣言し、その実現に向け京都を挙げて多彩な政策を展開してきた結果、平成20年の入洛観光客数は5021万人を数え、目標より2年早く「入洛観光客5000万人」を達成した。

「5000万人観光都市」を実現した京都において、「ポスト5000万人」となる新たな京都観光の姿と、それを実現するための戦略や施策を明らかにし、市民、観光関連業界、行政をはじめ、京都観光を支えるみんなが心をつなげて京都観光をさらに高める必要があり、その羅針盤として平成22年3月に「未来・京都観光振興計画2010+5」を策定し、平成26年10月には後継計画である「未来・京都観光振興計画2020～世界があこがれる観光都市へ～」を策定した。

この計画では、京都観光の「観光スタイルの質」や「観光都市としての質」の向上を図るため、滞在・宿泊型観光を推進する「暮らすように旅する」プロジェクトや、ほんものとふれあう観光を推進する「心で“みる”京都」プロジェクトなどの7つのプロジェクトを掲げている。

旧（P総－5）

キ 観光に関する計画＜未来・京都観光振興計画2010+5＞

京都市では、平成12年（2000）に、当時約4000万人であった入洛観光客数を平成22年までに5000万人へ増やす「観光客5000万人構想」を宣言し、その実現に向け京都を挙げて多彩な政策を展開してきた結果、平成20年の入洛観光客数は5021万人を数え、目標より2年早く「入洛観光客5000万人」を達成した。

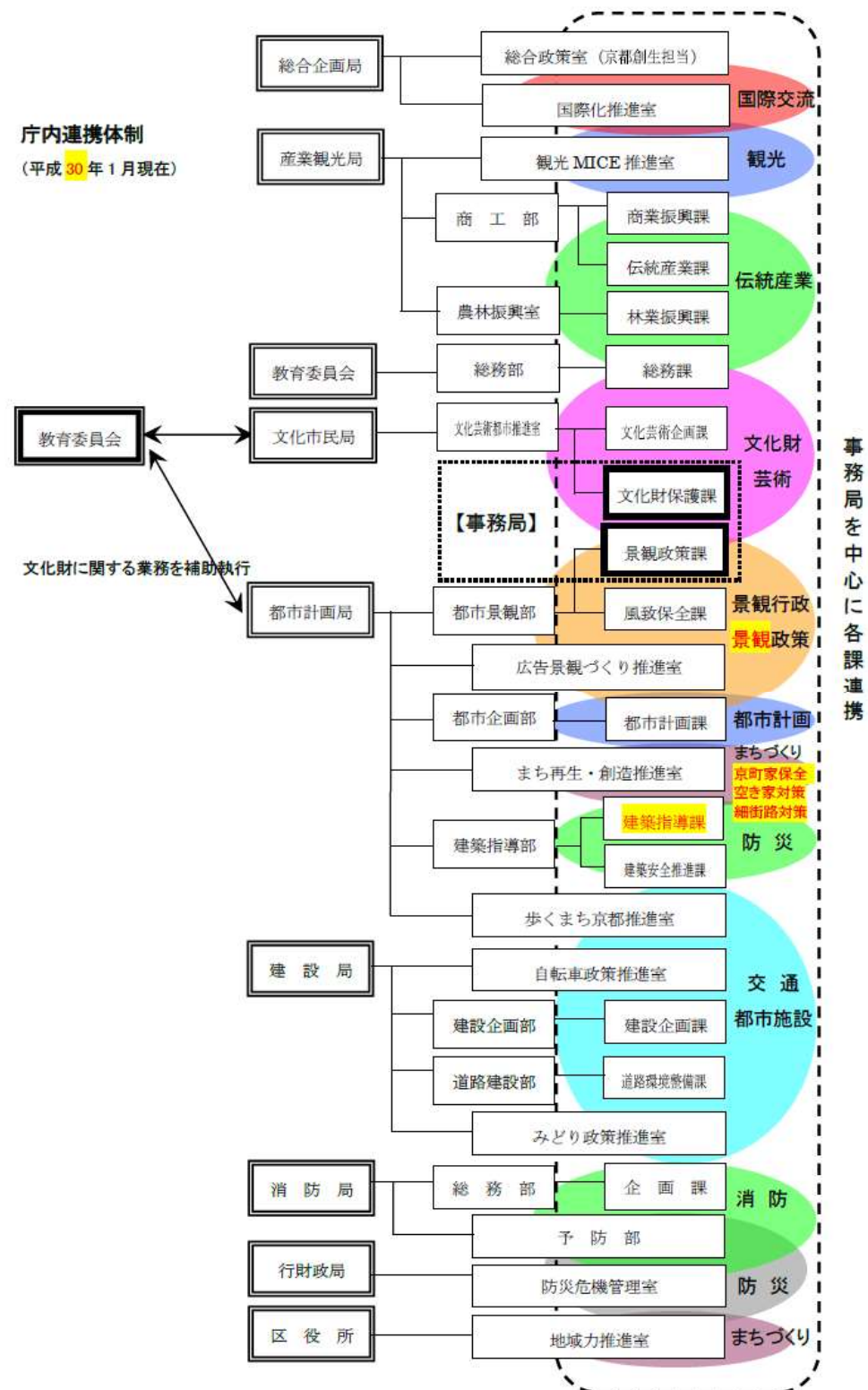
「5000万人観光都市」を実現した京都において、「ポスト5000万人」となる新たな京都観光の姿と、それを実現するための戦略や施策を明らかにし、市民、観光関連業界、行政をはじめ、京都観光を支えるみんなが心をつなげて京都観光をさらに高める必要があり、その羅針盤として平成22年3月に「未来・京都観光振興計画2010+5」を策定した。

この計画では、京都観光の「観光スタイルの質」や「観光都市としての質」の向上を図るため、滞在・宿泊型観光を推進する「暮らすように旅する」プロジェクトや、ほんものとふれあう観光を推進する「心で“みる”京都」プロジェクトなどの7つのプロジェクトを掲げている。

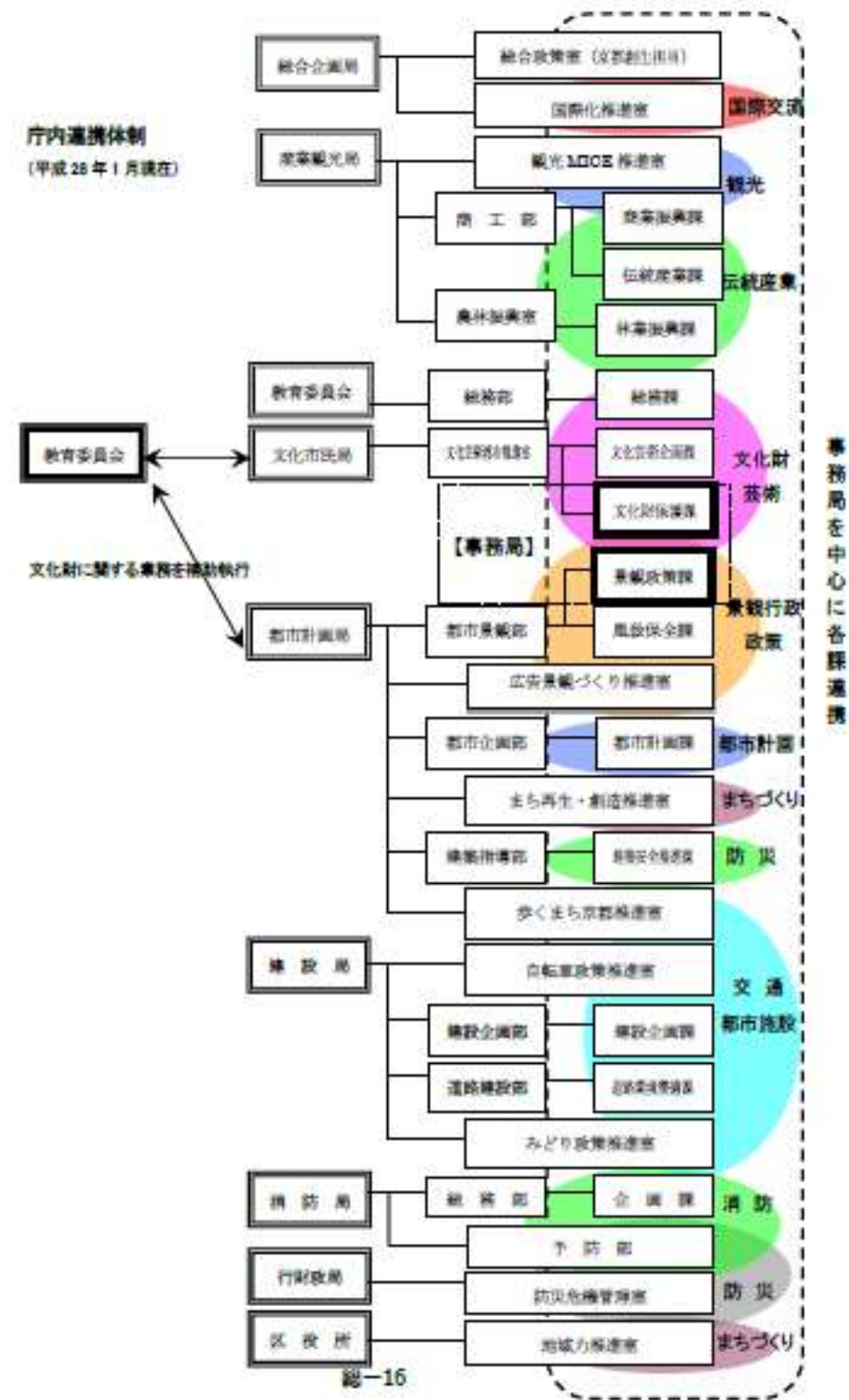
新	旧（P総－５， ６）
<p>(2) 計画策定の目的と役割</p> <p>京都のまちは、優れた文化的要素に加えて、三方をなだらかに連なる緑豊かな山々に囲まれ、街なかを鴨川、桂川などの清流が流れる美しい自然景観に恵まれると同時に、社寺や町家をはじめとする歴史的な建造物と現代文化が溶け合い、落ち着いた町並みの風情を醸し出す、日本を代表する歴史都市である。</p> <p>また、これら歴史的・景観的要素がもたらす精神的な効用によって、国内外から多くの人々をこの地に誘ってきた。すなわち「文化」「景観」が、日本の財産であり、世界の宝でもある京都の「京都らしさ」を支え、それが国内有数の「観光都市」を実現する大きな要素となっている。</p> <p>この京都を守り、育てていくことは、市民自らの誇りやアイデンティティーの維持・確立などの観点から重要であるだけでなく、京都が日本の伝統を象徴する都市であるという意味において、あるいは文化の多様性を保持する都市であるという意味において、日本人全体にとって、更には国際的にも、極めて重要であるとし、「美しい日本の再生」を目指し、京都創生を推進している。</p> <p>京都市は、「世界文化自由都市宣言」で掲げた都市の理想像を実現するため、市政の基本方針である「京都市基本構想」を具体化するための主要な政策を「京都市基本計画」に示している。</p> <p>これらに基づき、都市計画に関する「京都市都市計画マスタープラン」、文化芸術に関する「第2期京都文化芸術都市創生計画」、伝統産業に関する「第3期京都市伝統産業活性化推進計画」、観光に関する「未来・京都観光振興計画2020」など各分野における計画を策定し、景観についても基本構想に示す「保全・再生・創造」という景観形成の考え方を基本とした「京都市景観計画」を策定している。併せて、「歴史都市・京都創生策Ⅱ」を策定し、日本の財産であり、世界の宝でもある京都の自然、都市景観、伝統文化などを国家財産として守り、育て、未来へ引き継いでいくことを国家の戦略とすること、及び必要となる財政的・制度的な措置を国に求める「国家戦略としての京都創生」の取組を進めてきた。</p> <p>平成20年（2008）11月に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」において、歴史的風致とは、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。</p> <p>本計画は、この法律に定義されている歴史的風致という観点から、伝統的な建造物の再生のみならず、これらを取りまく歴史及び伝統を反映した人々の活動の推進や都市機能の整備など、京都市における歴史的風致に関する各分野の施策それぞれが相互に連携を図り、併せて、行政と市民の適切な公民役割分担と協働のもと、総合的かつ計画的に京都市固有の歴史的風致の維持及び向上を図ることを目的とする。</p>	<p>(2) 計画策定の目的と役割</p> <p>京都のまちは、優れた文化的要素に加えて、三方をなだらかに連なる緑豊かな山々に囲まれ、街なかを鴨川、桂川などの清流が流れる美しい自然景観に恵まれると同時に、社寺や町家をはじめとする歴史的な建造物と現代文化が溶け合い、落ち着いた町並みの風情を醸し出す、日本を代表する歴史都市である。</p> <p>また、これら歴史的・景観的要素がもたらす精神的な効用によって、国内外から多くの人々をこの地に誘ってきた。すなわち「文化」「景観」が、日本の財産であり、世界の宝でもある京都の「京都らしさ」を支え、それが国内有数の「観光都市」を実現する大きな要素となっている。</p> <p>この京都を守り、育てていくことは、市民自らの誇りやアイデンティティーの維持・確立などの観点から重要であるだけでなく、京都が日本の伝統を象徴する都市であるという意味において、あるいは文化の多様性を保持する都市であるという意味において、日本人全体にとって、更には国際的にも、極めて重要であるとし、「美しい日本の再生」を目指し、京都創生を推進している。</p> <p>京都市は、「世界文化自由都市宣言」で掲げた都市の理想像を実現するため、市政の基本方針である「京都市基本構想」を具体化するための主要な政策を「京都市基本計画」に示している。</p> <p>これらに基づき、都市計画に関する「京都市都市計画マスタープラン」、文化に関する「京都文化芸術都市創生計画」、産業に関する「第2期京都市伝統産業活性化推進計画」、観光に関する「未来・京都観光振興計画2010⁺5」など各分野における計画を策定し、景観についても基本構想に示す「保全・再生・創造」という景観形成の考え方を基本とした「京都市景観計画」を策定している。併せて、「歴史都市・京都創生策Ⅱ」を策定し、日本の財産であり、世界の宝でもある京都の自然、都市景観、伝統文化などを国家財産として守り、育て、未来へ引き継いでいくことを国家の戦略とすること、及び必要となる財政的・制度的な措置を国に求める「国家戦略としての京都創生」の取組を進めてきた。</p> <p>平成20年（2008）11月に施行された「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」において、歴史的風致とは、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されている。</p> <p>本計画は、この法律に定義されている歴史的風致という観点から、伝統的な建造物の再生のみならず、これらを取りまく歴史及び伝統を反映した人々の活動の推進や都市機能の整備など、京都市における歴史的風致に関する各分野の施策それぞれが相互に連携を図り、併せて、行政と市民の適切な公民役割分担と協働のもと、総合的かつ計画的に京都市固有の歴史的風致の維持及び向上を図ることを目的とする。</p>

新 (P総-10)	旧 (P総-9)
<p>H27.3.10:「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請 (第7回変更)</p> <p>H27.3.31:「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 (第7回変更)</p> <p>H28.2.22:京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第8回変更内容に係る報告</p> <p>H28.2.29:京都市歴史まちづくり推進会議の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第8回変更内容に係る意見聴取</p> <p>H28.3.17:「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請 (第8回変更)</p> <p>H28.3.31:「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 (第8回変更)</p> <p>H29.2.14:京都市歴史まちづくり推進会議の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第9回変更内容に係る意見聴取</p> <p>H29.2.21:京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第9回変更内容に係る報告</p> <p>H29.3.16:「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請 (第9回変更)</p> <p>H29.3.31:「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 (第9回変更)</p>	<p>H27.3.10:「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請 (第7回変更)</p> <p>H27.3.31:「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 (第7回変更)</p> <p>H28.2.22:京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第8回変更内容に係る報告</p> <p>H28.2.29:京都市歴史まちづくり推進会議の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第8回変更内容に係る意見聴取</p> <p>H28.3.17:「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請 (第8回変更)</p> <p>H28.3.31:「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 (第8回変更)</p> <p>H29.2.14:京都市歴史まちづくり推進会議の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第9回変更内容に係る意見聴取</p> <p>H29.2.21:京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第9回変更内容に係る報告</p> <p>H29.3.16:「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請 (第9回変更)</p> <p>H29.3.31:「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 (第9回変更)</p>
<p>H30.1.29:京都市歴史まちづくり推進会議の意見聴取 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第10回変更内容に係る意見聴取</p> <p>H30.2.00:京都市文化財保護審議会の報告 「京都市歴史的風致維持向上計画」の第10回変更内容に係る報告</p> <p>H30.3.00:「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定申請 (第10回変更)</p> <p>H30.3.30:「京都市歴史的風致維持向上計画」変更の認定 (第10回変更)</p>	

新 (P総-17)



旧 (P総-16)



新 (P 1 - 3 6)

冬季の閑散期対策として京都の歴史的文化遺産や町並みなどを「行灯」でつなぎ、京都ならではの雅を醸し出す夜の風物詩「京都・^{はなとうろ}花灯路」事業を平成15年3月から開催している。

京都の観光客像をモデル的に表せば、日帰り・宿泊が3:1、中高年女性、リピーターということが出来る。特に10回以上のリピーターが約6割を占めていることは、京都観光の質の高さを示している。

外国からも多くの観光客が訪れ、平成20年、京都に宿泊した外国人は約94万人と、5年前と比べて2倍以上に増えている。国別で見るとアメリカが最も多く、次いで台湾、オーストラリア、フランス、中国の順となっている。伝統的な日本文化の原点である京都は、世界の中でも魅力あふれ、訪れてみたい代表的な観光地であることから、観光立国・日本の先導的な役割を期待されている。

(5) 文化財の分布

ア 京都市の重要文化財建造物等の概要 (別表1) (平成30年1月現在)

京都市内には、209件の建造物が国指定重要文化財(建造物)として指定され、そのうち42件が国宝に指定されている。重要文化財(建造物)の約85%を占める173件が社寺建築であり、平安時代から江戸時代までの各時代における、日本の代表的な建造物を見ることができる。これらの多くは、旧市街地の外に位置していたため、天明や元治の大火などの災害を逃れた遺構であり、殊に東山地区には国指定の社寺建造物が集積している。

一方、旧市街地には、二条城や本願寺といった代表的な近世の社寺、城郭建築が現存する他、近代以降の質の高い建造物(近代洋風建築7件、近代和風建築4件)が指定されている。

記念物では、57件の史跡(うち3件が特別史跡)、50件の名勝(うち12件が特別名勝)、7件の天然記念物が指定されている。名勝には、日本を代表する庭園が数多く含まれている。また、6件の重要無形民俗文化財が指定されている。そのうち、京都の代表的な祭礼である祇園祭については、祭礼が重要無形文化財に指定されているほか、山鉦29基が重要有形民俗文化財に指定されており、総合的な保護措置が図られている点が注記されよう。

また、昭和51年に^{さんねいざか}産寧坂地区、^{きがとりいもと}祇園新橋地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。その後、^{きがとりいもと}嵯峨鳥居本地区、上賀茂地区が更に選定され、現在、京都市内には合計4地区の重要伝統的建造物群保存地区がある。

さらに、平成16年の文化財保護法改正によって新たな文化財保護制度として加わった重要な文化的景観に、「京都岡崎の文化的景観」が平成27年に選定されている。

旧 (P 1 - 3 6)

冬季の閑散期対策として京都の歴史的文化遺産や町並みなどを「行灯」でつなぎ、京都ならではの雅を醸し出す夜の風物詩「京都・^{はなとうろ}花灯路」事業を平成15年3月から開催している。

京都の観光客像をモデル的に表せば、日帰り・宿泊が3:1、中高年女性、リピーターということが出来る。特に10回以上のリピーターが約6割を占めていることは、京都観光の質の高さを示している。

外国からも多くの観光客が訪れ、平成20年、京都に宿泊した外国人は約94万人と、5年前と比べて2倍以上に増えている。国別で見るとアメリカが最も多く、次いで台湾、オーストラリア、フランス、中国の順となっている。伝統的な日本文化の原点である京都は、世界の中でも魅力あふれ、訪れてみたい代表的な観光地であることから、観光立国・日本の先導的な役割を期待されている。

(5) 文化財の分布

ア 京都市の重要文化財建造物等の概要 (別表1) (平成29年1月現在)

京都市内には、209件の建造物が国指定重要文化財(建造物)として指定され、そのうち42件が国宝に指定されている。重要文化財(建造物)の約85%を占める173件が社寺建築であり、平安時代から江戸時代までの各時代における、日本の代表的な建造物を見ることができる。これらの多くは、旧市街地の外に位置していたため、天明や元治の大火などの災害を逃れた遺構であり、殊に東山地区には国指定の社寺建造物が集積している。

一方、旧市街地には、二条城や本願寺といった代表的な近世の社寺、城郭建築が現存する他、近代以降の質の高い建造物(近代洋風建築7件、近代和風建築4件)が指定されている。

記念物では、57件の史跡(うち3件が特別史跡)、50件の名勝(うち12件が特別名勝)、7件の天然記念物が指定されている。名勝には、日本を代表する庭園が数多く含まれている。また、6件の重要無形民俗文化財が指定されている。そのうち、京都の代表的な祭礼である祇園祭については、祭礼が重要無形文化財に指定されているほか、山鉦29基が重要有形民俗文化財に指定されており、総合的な保護措置が図られている点が注記されよう。

また、昭和51年に^{さんねいざか}産寧坂地区、^{きがとりいもと}祇園新橋地区が重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。その後、^{きがとりいもと}嵯峨鳥居本地区、上賀茂地区が更に選定され、現在、京都市内には合計4地区の重要伝統的建造物群保存地区がある。

さらに、平成16年の文化財保護法改正によって新たな文化財保護制度として加わった重要な文化的景観に、「京都岡崎の文化的景観」が平成27年に選定されている。

新（P1-38）

イ 京都市の重要文化財建造物等以外の文化財の概要（別表2）（平成30年1月現在）

昭和56年（1981）、京都府及び京都市は、京都府文化財保護条例、京都市文化財保護条例をそれぞれ制定した。同条例に基づき、国指定文化財に指定されていない文化財的価値の高い歴史遺産について指定・登録を行い、保護措置を図っている。

京都府文化財保護条例に基づき、京都市内において、府指定有形文化財（建造物）

51件、府登録有形文化財（建造物）8件、府指定史跡3件、府指定名勝1件、府指定天然記念物2件、文化財環境保全地区1件、府指定無形民俗文化財1件、府登録無形民俗文化財2件が指定・登録されている。

また、京都市文化財保護条例に基づき、市指定有形文化財（建造物）71件、市登録文化財（建造物）25件、市指定史跡16件、市登録文化財（史跡）12件、市指定名勝32件、市登録名勝地3件、市指定天然記念物25件、市登録天然記念物10件、市指定有形民俗文化財7件、市登録有形民俗文化財3件、文化財環境保全地区10件、市登録無形民俗文化財54件が指定・登録されている。

この他、平成8年（1996）に施行された国の文化財登録制度に基づき、市内において登録有形文化財（建造物）384件※が登録されている。

京都市内には上記の指定・登録文化財等の他にも、文化財的価値を有する歴史遺産が多数残されており、近代化遺産調査、近代和風建築調査、町家調査などを実施して、積極的に保護措置を進めることを行っている。

なお、京都市では、市民が京都の財産として残したいと思う、京都の歴史や文化を象徴する建物や庭園を、公募によりリスト化し、市民ぐるみで残そうという気運を高め、様々な活用を進めることにより、維持・継承を図る“京都を彩る建物や庭園”制度を平成23年11月から実施している。これまでに市内において市民から推薦があった建物や庭園について審査会で審査し、所有者の同意を得た323件が選定されており、さらに、選定された建物や庭園のうち、審査会で特に価値の高いと評価された90件が認定されている。

また、京都府では、貴重な文化財の早期保護を図るため、平成29年4月から「暫定登録文化財」の制度を創設し、市内において有形文化財（建造物）316件※が登録されている。

※国の登録有形文化財（建造物）の件数は原則として1棟1件という国の考え方により計上している。

旧（P1-38）

イ 京都市の重要文化財建造物等以外の文化財の概要（別表2）（平成29年1月現在）

昭和56年（1981）、京都府及び京都市は、京都府文化財保護条例、京都市文化財保護条例をそれぞれ制定した。同条例に基づき、国指定文化財に指定されていない文化財的価値の高い歴史遺産について指定・登録を行い、保護措置を図っている。

京都府文化財保護条例に基づき、京都市内において、府指定有形文化財（建造物）

49件、府登録有形文化財（建造物）8件、府指定史跡3件、府指定名勝1件、府指定天然記念物2件、文化財環境保全地区1件、府指定無形民俗文化財1件、府登録無形民俗文化財2件が指定・登録されている。

また、京都市文化財保護条例に基づき、市指定有形文化財（建造物）69件、市登録文化財（建造物）25件、市指定史跡16件、市登録文化財（史跡）12件、市指定名勝31件、市登録名勝地3件、市指定天然記念物25件、市登録天然記念物10件、市指定有形民俗文化財7件、市登録有形民俗文化財3件、文化財環境保全地区10件、市登録無形民俗文化財54件が指定・登録されている。

この他、平成8年（1996）に施行された国の文化財登録制度に基づき、市内において登録有形文化財（建造物）367件※が登録されている。

京都市内には上記の指定・登録文化財等の他にも、文化財的価値を有する歴史遺産が多数残されており、近代化遺産調査、近代和風建築調査、町家調査などを実施して、積極的に保護措置を進めることを行っている。

※国の登録有形文化財（建造物）の件数は原則として1棟1件という国の考え方により計上している。

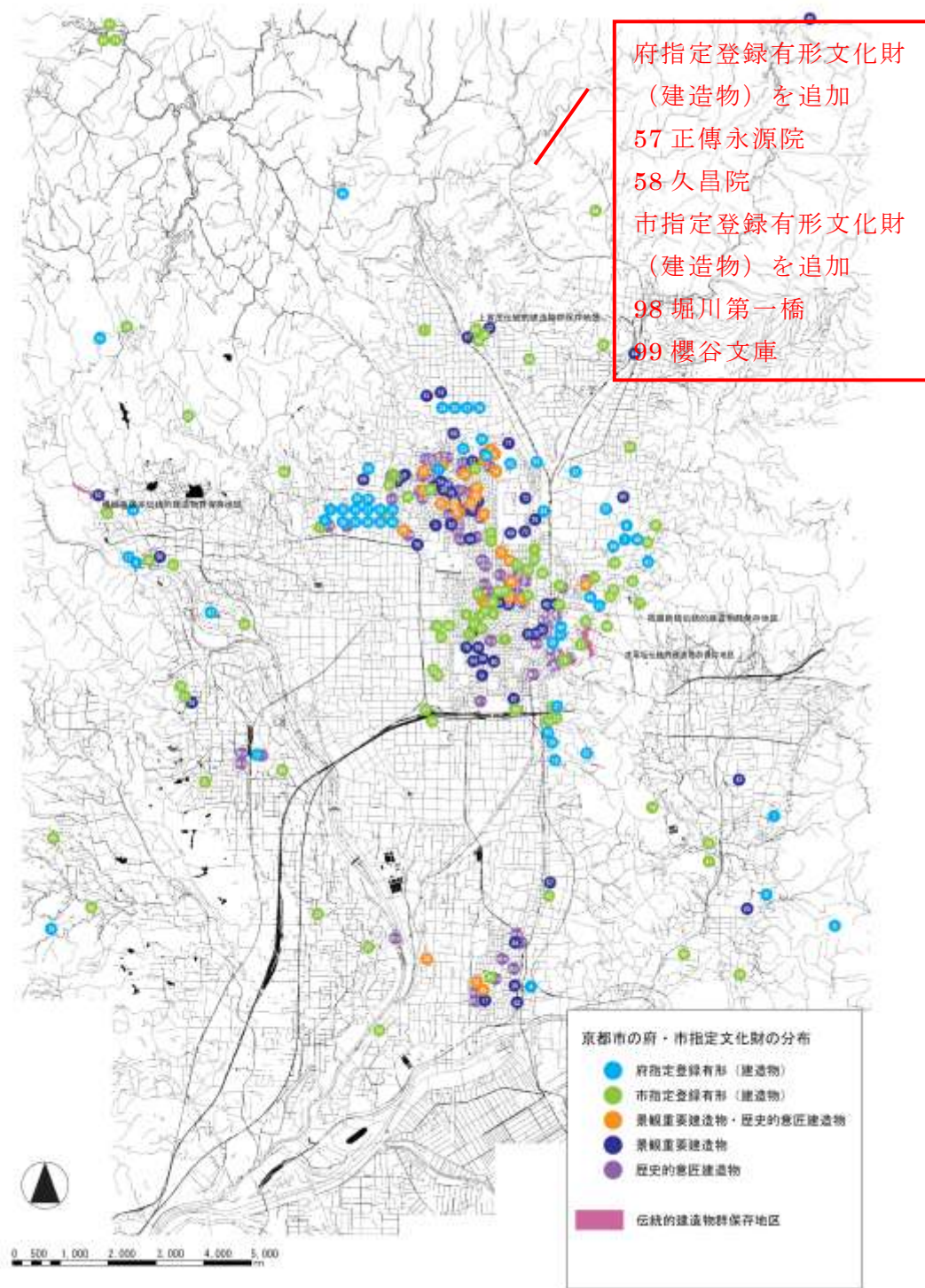


図 1-19 京都市の府・市指定文化財等の分布

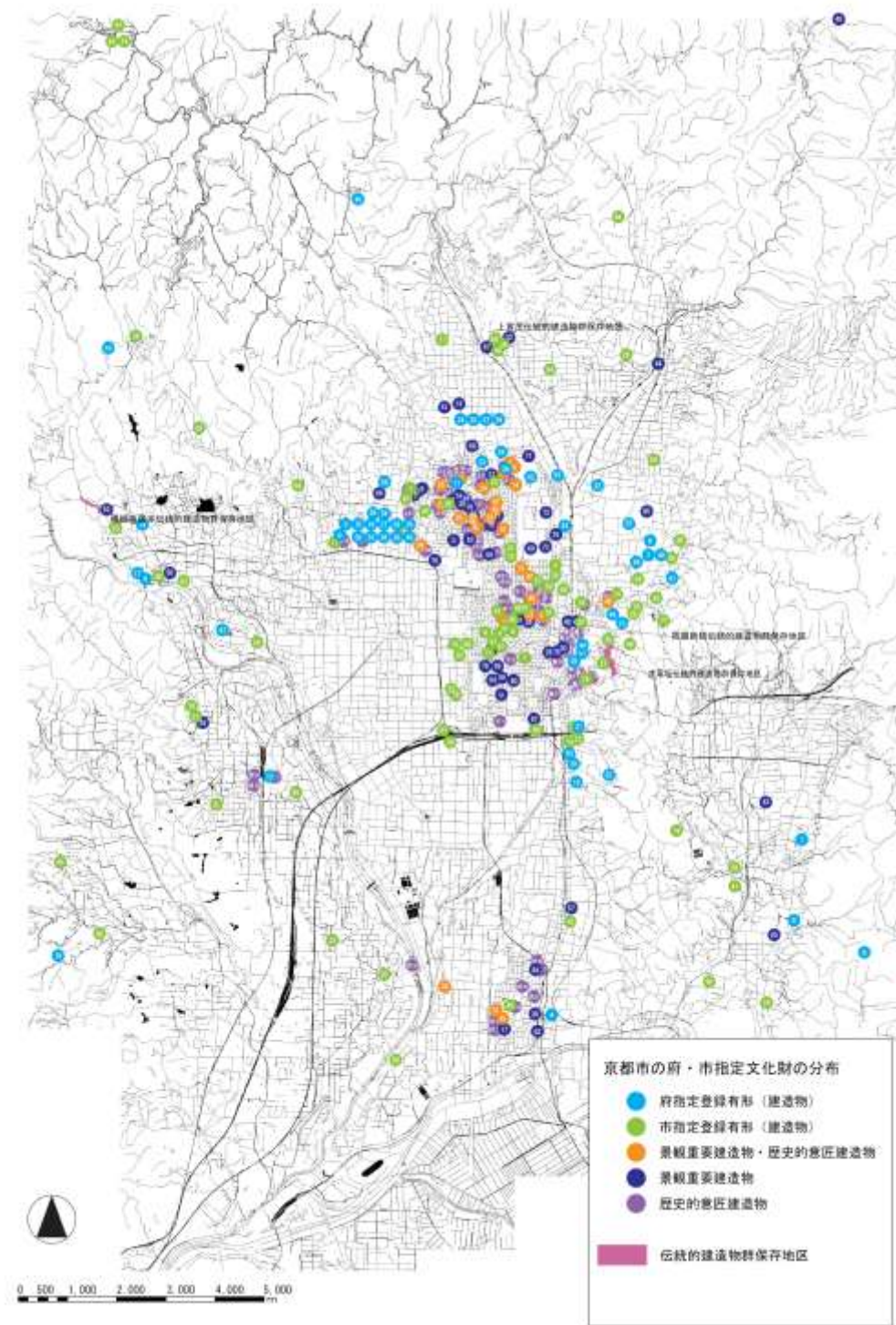


図 1-19 京都市の府・市指定文化財等の分布

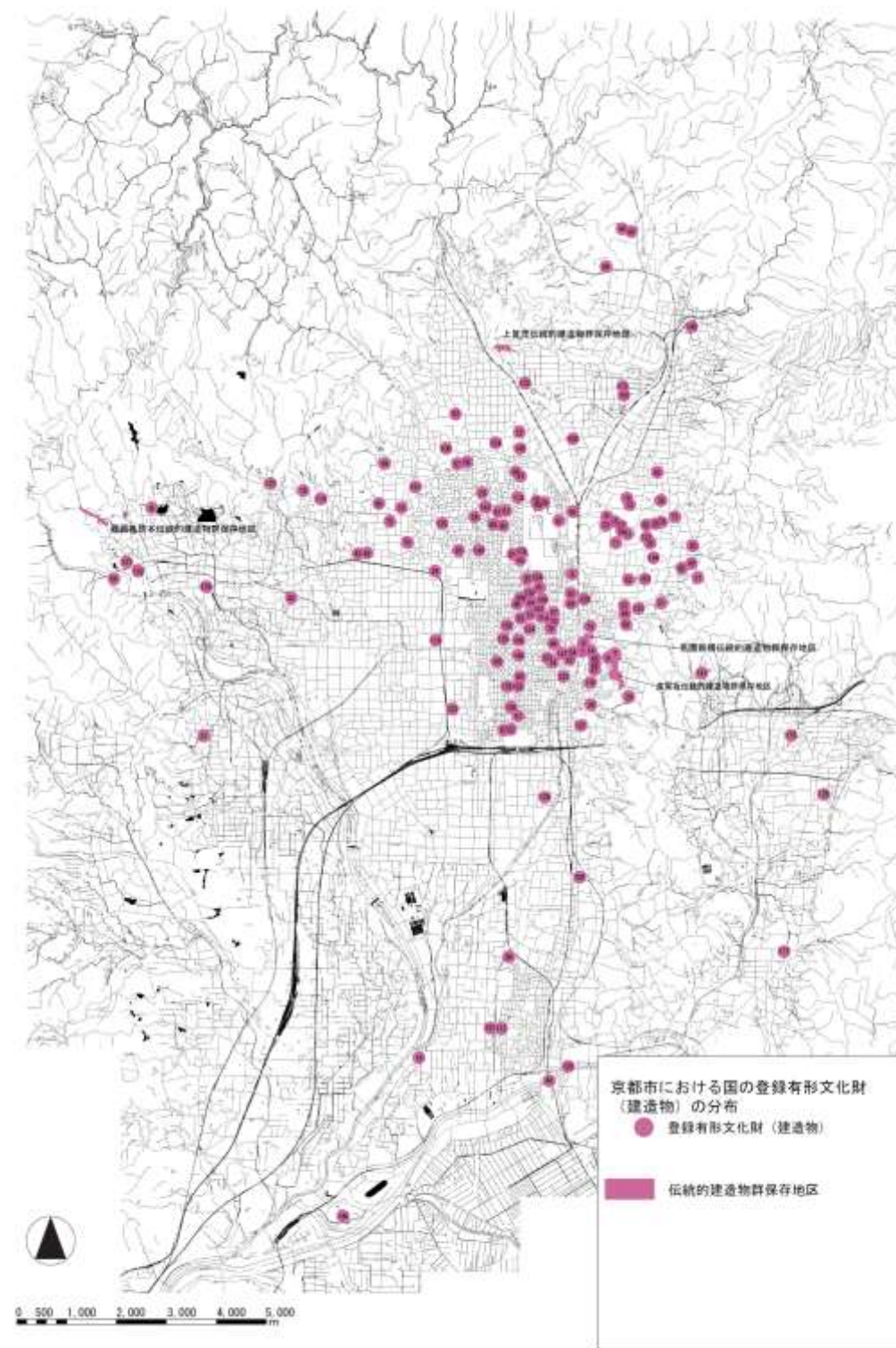
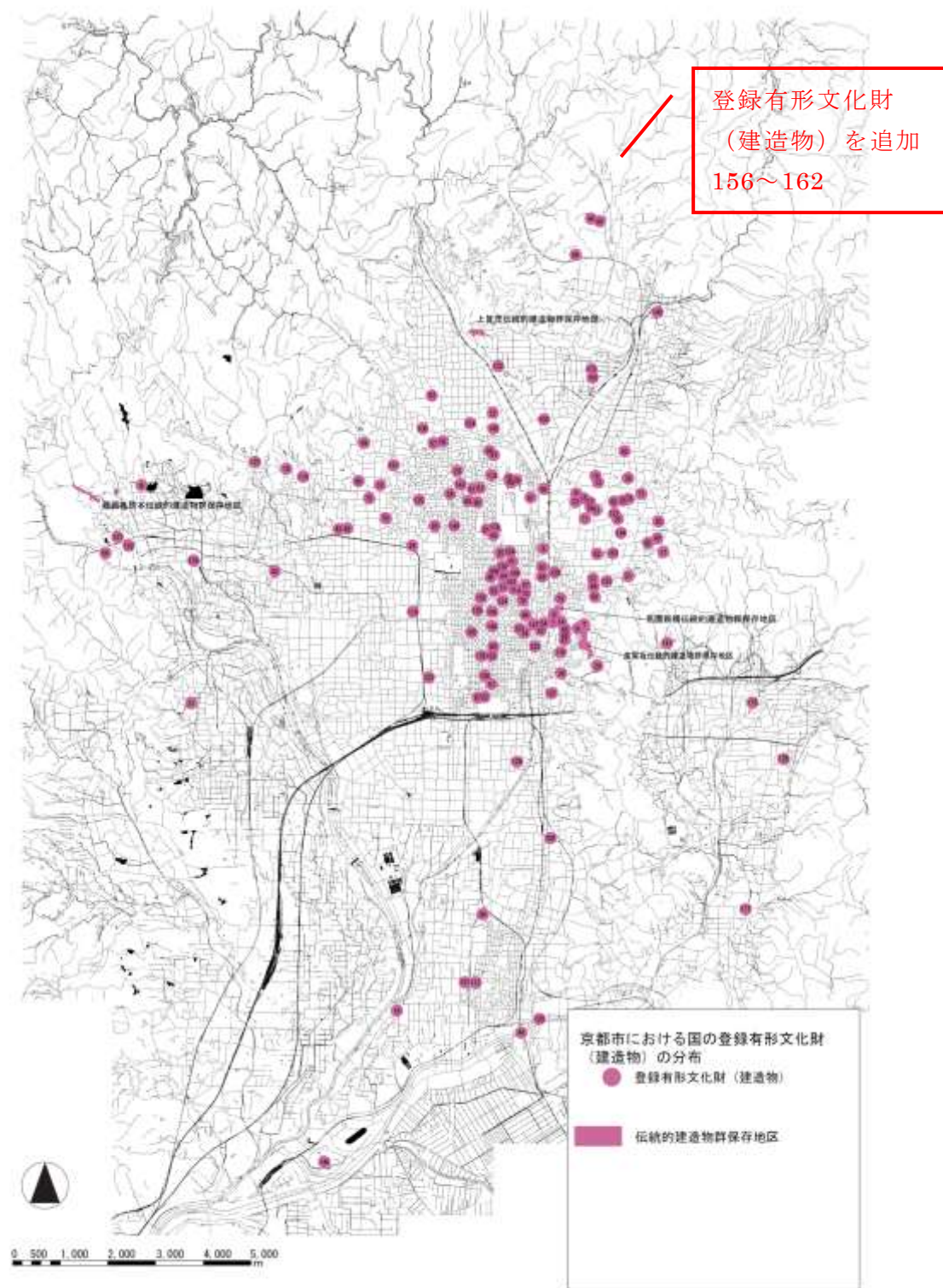


図 1-20 京都市における国の登録有形文化財 (建築物) の分布

図 1-20 京都市における国の登録有形文化財 (建築物) の分布

新（P3-3）

2 歴史的風致の維持向上に関するこれまでの取組

京都市では、京都の優れた景観を保全・再生するため、市民・事業者の協力の下、これまで様々な制度を駆使しながら取組を行ってきた。

これらの良好な景観の形成に関する取組により、自然・歴史的景観、市街地景観、歴史的な建造物の保全やそれらが一体となって形成する歴史的な町並み、そして景観の重要な構成要素である視界に入るすべての景観が重なり合って織り成す「景色」、「風景」である眺望や借景の保全を図っている。これらは『歴史的風致』の定義にある「地域におけるその固有の歴史と伝統を反映した人々の活動」が行われる「歴史上価値の高い建造物及び周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地環境」の維持向上に寄与してきたと言える。以下にこれまでの取組を挙げる。

(1) ゾーニング規制による景観の保全（記載している規制地区面積等については平成30年1月現在の値）

ア 建築物の高さ規制

大正8年（1919）に制定された市街地建築物法、そして、それを継いだ昭和25年（1950）制定の建築基準法により、建築物の高さの最高限度が住居地域は20m、それ以外の用途地域は31mと規定されていた。

しかし、昭和45年の建築基準法の改正によって、高さ10mの制限を除いて、同法に基づく建築物の高さの最高限度の規制が容積率制の導入とともに廃止された。それを受けて京都市では、昭和48年に市街地景観と住環境の保全を図ることを目的として、市街地の大半に都市計画法に基づく高度地区を指定し、引き続き建築物の高さの規制を行うこととした。

その後、平成8年（1996）の美観地区や風致地区等の区域の拡大に併せて、山すそ部の住宅地や一部の幹線道路沿道について高さの最高限度を20mから15mに引き下げを行うなど、地区の特性に応じた高さ規制の見直しを行ってきた。

平成15年には歴史的市街地内の職住共存地区において、高さが20mを超える建築物について、隣地の通風等の改善のための隣地斜線制限や通り景観を整えるため、道路に面する高さでセッバックした絶対高さを段階的に定めた。

平成19年には旧市街地（歴史的市街地）のほぼ全域と山すそ部の住宅地や幹線道路沿道、市街地西部及び南部の工業地域など、市街地の概ね3割以上の区域で高さ規制を引き下げた。特に歴史的市街地内の職住共存地区は、京町家の町並みが多く残り、その中で伝統的な暮らしや生業が営まれ、祇園祭をはじめとする伝統文化が継承されており、こういった京都らしいヒューマンスケールの都市空間の良さを継承するため、高さを31mから15mに引き下げる思い切った見直しを行った。

旧（P3-3）

2 歴史的風致の維持向上に関するこれまでの取組

京都市では、京都の優れた景観を保全・再生するため、市民・事業者の協力の下、これまで様々な制度を駆使しながら取組を行ってきた。

これらの良好な景観の形成に関する取組により、自然・歴史的景観、市街地景観、歴史的な建造物の保全やそれらが一体となって形成する歴史的な町並み、そして景観の重要な構成要素である視界に入るすべての景観が重なり合って織り成す「景色」、「風景」である眺望や借景の保全を図っている。これらは『歴史的風致』の定義にある「地域におけるその固有の歴史と伝統を反映した人々の活動」が行われる「歴史上価値の高い建造物及び周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地環境」の維持向上に寄与してきたと言える。以下にこれまでの取組を挙げる。

(1) ゾーニング規制による景観の保全（記載している規制地区面積等については平成27年1月現在の値）

ア 建築物の高さ規制

大正8年（1919）に制定された市街地建築物法、そして、それを継いだ昭和25年（1950）制定の建築基準法により、建築物の高さの最高限度が住居地域は20m、それ以外の用途地域は31mと規定されていた。

しかし、昭和45年の建築基準法の改正によって、高さ10mの制限を除いて、同法に基づく建築物の高さの最高限度の規制が容積率制の導入とともに廃止された。それを受けて京都市では、昭和48年に市街地景観と住環境の保全を図ることを目的として、市街地の大半に都市計画法に基づく高度地区を指定し、引き続き建築物の高さの規制を行うこととした。

その後、平成8年（1996）の美観地区や風致地区等の区域の拡大に併せて、山すそ部の住宅地や一部の幹線道路沿道について高さの最高限度を20mから15mに引き下げを行うなど、地区の特性に応じた高さ規制の見直しを行ってきた。

平成15年には歴史的市街地内の職住共存地区において、高さが20mを超える建築物について、隣地の通風等の改善のための隣地斜線制限や通り景観を整えるため、道路に面する高さでセッバックした絶対高さを段階的に定めた。

平成19年には旧市街地（歴史的市街地）のほぼ全域と山すそ部の住宅地や幹線道路沿道、市街地西部及び南部の工業地域など、市街地の概ね3割以上の区域で高さ規制を引き下げた。特に歴史的市街地内の職住共存地区は、京町家の町並みが多く残り、その中で伝統的な暮らしや生業が営まれ、祇園祭をはじめとする伝統文化が継承されており、こういった京都らしいヒューマンスケールの都市空間の良さを継承するため、高さを31mから15mに引き下げる思い切った見直しを行った。

新（P3-10）

(ウ) 京都市伝統的景観の保全に係る防火上の措置に関する条例

京都の市街地は、広く防火地域又は準防火地域に指定されているため、町家の増築や建替え等を行う場合、建築基準法の防火規定が適用されることで、伝統的な意匠を継承することが困難な状況にある。この問題に対応するため、平成14年（2002）に「京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例」を制定した。

その趣旨は、歴史的な町並みを保全する必要があるとして都市計画の変更により防火地域又は準防火地域でなくなった地区を「伝統的景観保全地区」と位置づけ、当地区の建築物について改めて条例で防火上の措置を規定するものである。規制内容は、地区内の建築物を歴史的な景観保全に資するものとそうでないものに分け、前者については伝統的意匠を損なわない範囲で安全面を確保するための独自の防火規定を定める一方、後者については防火地域又は準防火地域と同等の規定を課している。

現在、伝統的景観保全地区に指定されているのは、祇園町南側一帯となっている。

(イ) 歴史的細街路の維持のための建築基準法第42条第3項の活用

京都市には、幅員4m未満の道（以下「細街路」という。）に町家が軒を接するように建ち並んでいる場所がある。これらの町家を建て替える場合、町家そのものについて不燃化等が求められるばかりでなく、前面道路がいわゆる2項道路として建築基準法第42条第2項の適用を受ける場合には、道路中心線から2mの位置まで道路後退しなければならない。

しかし、道路後退の規定を適用すれば、古くからある町家の軒や壁面との連続性を維持することが困難となり、独特の情緒豊かなたたずまいが失われることになる。

そこで、京都市では、細街路における町並み保全のために建築基準法第42条第3項の道路指定制度を活用している。その第1号の事例は、祇園町南側地区で、地区内にある幅員4m未満の道路のうち、伝統的な建築様式による建築物と細街路による町並み景観を保全・継承する必要があるものを「歴史的細街路」と位置づけ、3項道路指定を行い、道路後退距離の緩和を行うこととした。

この指定と合わせて、建築基準法第43条の2に基づき「京都市歴史的細街路にのみ接する建築物の制限に関する条例」を平成18年（2006）に制定した。この条例は、道路後退距離の緩和に際し、沿道の建築物に制限を付加することにより、細街路及びその沿道建築物の安全性を確保しつつ、道路指定制度と合わせ、京都らしい町並みの保全・継承を図るものである。

また、京都市では、平成24年（2012）に「京都市細街路対策指針」を策定し、細街路における町並み保全や密集市街地対策として、**祇園町南側地区以外**

旧（P3-10）

(ウ) 京都市伝統的景観の保全に係る防火上の措置に関する条例

京都の市街地は、広く防火地域又は準防火地域に指定されているため、町家の増築や建替え等を行う場合、建築基準法の防火規定が適用されることで、伝統的な意匠を継承することが困難な状況にある。この問題に対応するため、平成14年（2002）に「京都市伝統的景観保全に係る防火上の措置に関する条例」を制定した。

その趣旨は、歴史的な町並みを保全する必要があるとして都市計画の変更により防火地域又は準防火地域でなくなった地区を「伝統的景観保全地区」と位置づけ、当地区の建築物について改めて条例で防火上の措置を規定するものである。規制内容は、地区内の建築物を歴史的な景観保全に資するものとそうでないものに分け、前者については伝統的意匠を損なわない範囲で安全面を確保するための独自の防火規定を定める一方、後者については防火地域又は準防火地域と同等の規定を課している。

現在、伝統的景観保全地区に指定されているのは、祇園町南側一帯となっている。

(イ) 歴史的細街路の維持のための建築基準法第42条第3項の活用

京都市には、幅員4m未満の道（以下「細街路」という。）に町家が軒を接するように建ち並んでいる場所がある。これらの町家を建て替える場合、町家そのものについて不燃化等が求められるばかりでなく、前面道路がいわゆる2項道路として建築基準法第42条第2項の適用を受ける場合には、道路中心線から2mの位置まで道路後退しなければならない。

しかし、道路後退の規定を適用すれば、古くからある町家の軒や壁面との連続性を維持することが困難となり、独特の情緒豊かなたたずまいが失われることになる。

そこで、京都市では、細街路における町並み保全のために建築基準法第42条第3項の道路指定制度を活用している。その第1号の事例は、祇園町南側地区で、地区内にある幅員4m未満の道路のうち、伝統的な建築様式による建築物と細街路による町並み景観を保全・継承する必要があるものを「歴史的細街路」と位置づけ、3項道路指定を行い、道路後退距離の緩和を行うこととした。

この指定と合わせて、建築基準法第43条の2に基づき「京都市歴史的細街路にのみ接する建築物の制限に関する条例」を平成18年（2006）に制定した。この条例は、道路後退距離の緩和に際し、沿道の建築物に制限を付加することにより、細街路及びその沿道建築物の安全性を確保しつつ、道路指定制度と合わせ、京都らしい町並みの保全・継承を図るものである。

また、京都市では、平成24年（2012）に「京都市細街路対策指針」を策定し、細街路における町並み保全や密集市街地対策として、3項道路指定を積極

新（P3-11）

の細街路においても3項道路指定を積極的に活用することとしている。これらの細街路は、歴史都市京都にとって大切な資産である一方で、建替えや大きな修繕が難しく、災害時の避難が困難であるなど防災上の課題を有していることから、地域の合意のもと、一定条件を満たす場合には細街路での建替え等ができるようにする「路地のある町並みを再生するための道路指定制度」を平成26年4月に創設し、運用開始した。これは、袋路や幅員1.8m未満の非道路を建築基準法上の道路にするとともに、拡幅義務を緩和することで建替えを誘導し、細街路の防災性を向上させ、安全を高めつつ細街路の町並みを維持保全するものである。

(イ) 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の活用

（旧京都市伝統的な木造建造物の保存及び活用に関する条例）

京都市内には、歴史まちづくりの核となるような景観的、文化的に優れた伝統的な木造建築物が数多く存在している。これらの建造物において、増築や用途の変更を行おうとする場合、現行の建築基準法の規定に適合することが求められることから、伝統的な意匠や構造を将来へ継承することが困難な場合がある。

そこで、これらの建造物のうち景観的、文化的に特に重要なものとして位置付けられた木造建造物について、建築基準法第3条第1項第3号の規定を活用することにより建築基準法の適用を除外し、その代わりにこれら伝統的な木造建造物に適した安全性等を確保するための規定を定める「京都市伝統的な木造建造物の保存及び活用に関する条例」を平成24年（2012）に制定した。平成25年11月には対象建築物を木造以外の鉄筋コンクリート造やれんが造等の近代建築物にも拡大する条例改正を行っている。条例では、所有者が作成する「保存活用計画」において、価値を残しながら活用していくための建築計画や安全性向上計画、維持管理に関する計画を定めることとしており、建築物の価値を継承しつつも建築物の状況や市街地環境への影響を考慮しながら、安全性等の維持・向上を図ることを意図している。

(ロ) 京都市京町家の保全及び継承に関する条例の活用

京都のまちなか景観の基盤を構成し、歴史的風致の重要な構成要素である京町家は、今もなお、年間約2%の割合で滅失が進行しており、京町家の空き家率も14%を超えるなど、歴史都市・京都のアイデンティティを脅かす重大な危機にある。このため、多様な主体の責務・役割を明確にするとともに、京町家の取壊しに関する手続き等を定める条例を平成29年11月に制定し、京町家の保全及び継承を推進する。

旧（P3-11）

的に活用することとしており、祇園町南側地区以外の細街路においても適用できるよう、新たな制度の創設に向けた取組を進めている。

(イ) 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例の活用

（旧京都市伝統的な木造建造物の保存及び活用に関する条例）

京都市内には、歴史まちづくりの核となるような景観的、文化的に優れた伝統的な木造建築物が数多く存在している。これらの建造物において、増築や用途の変更を行おうとする場合、現行の建築基準法の規定に適合することが求められることから、伝統的な意匠や構造を将来へ継承することが困難な場合がある。

そこで、これらの建造物のうち景観的、文化的に特に重要なものとして位置付けられた木造建造物について、建築基準法第3条第1項第3号の規定を活用することにより建築基準法の適用を除外し、その代わりにこれら伝統的な木造建造物に適した安全性等を確保するための規定を定める「京都市伝統的な木造建造物の保存及び活用に関する条例」を平成24年（2012）に制定した。平成25年11月には対象建築物を木造以外の鉄筋コンクリート造やれんが造等の近代建築物にも拡大する条例改正を行っている。条例では、所有者が作成する「保存活用計画」において、価値を残しながら活用していくための建築計画や安全性向上計画、維持管理に関する計画を定めることとしており、建築物の価値を継承しつつも建築物の状況や市街地環境への影響を考慮しながら、安全性等の維持・向上を図ることを意図している。

新（P3-14）

オ 屋外広告物の規制

屋外広告物は都市の景観を構成する重要な要素の一つであることから、都市の景観の維持及び向上を図るとともに公衆に対する危害を防止するため、京都市域においては昭和24年（1949）から京都府屋外広告物条例により、また、昭和31年からは、屋外広告物法に基づいて、京都市屋外広告物条例を定め、この条例に基づいて屋外広告物の規制及び誘導を行い、京都に相応しいデザインの屋外広告物が表示されるよう努めてきた。

この長い歴史を持つ、本市の広告物行政を更に進めるため、平成8年（1996）には、屋外広告物条例の全部改正を行い、全国で初めて、窓ガラスなどの内側に表示される広告物についても規制を加えるなど、広告物規制の強化を行った。また、伝統的建造物群保存地区等では、地域特性に応じた規制を行うなどの制度を充実させた。

また、平成15年には条例の一部改正を行い、これまで規制されていなかった電車、バス、トラック等の車体を利用する「車体広告」を規制の対象とした。

さらに、平成19年には、新景観政策の一環として、地域の景観特性や高さ・デザイン規制の見直しに対応した規制となるよう、規制区域の種別を細分化し、従前の基準の見直しを行った。新たな基準では、良好なスカイライン形成のために屋上屋外広告物を市内全域で禁止、また点滅式や可動式の照明を使用した屋外広告物も市内全域で禁止した。また、これに併せ、違反屋外広告物に対する指導の強化を図るとともに、優良な屋外広告物の設置を誘導するために、支援制度として、表彰制度、特例許可制度、助成制度を設けた。



写真3-17 京都の町並みに調和した屋外広告物の例



写真3-16 伝統的建造物群保存地区内の屋外広告物

平成24年度からは、7年間の経過措置期間が終了する平成26年8月までに、市内全域の屋外広告物の違反状態の解消に向け、屋外広告物制度の定着促進や、市内全域を対象としたローラー作戦による是正のための指導の強化と支援策の充実などを柱とする屋外広告物対策の抜本的な取組の強化を実施している。

屋外広告物規制区域等面積

区分	面積（ha）
屋外広告物規制区域	約54,545
屋外広告物等特別規制地区	約19.6

旧（P3-14）

オ 屋外広告物の規制

屋外広告物は都市の景観を構成する重要な要素の一つであることから、都市の景観の維持及び向上を図るとともに公衆に対する危害を防止するため、京都市域においては昭和24年（1949）から京都府屋外広告物条例により、また、昭和31年からは、屋外広告物法に基づいて、京都市屋外広告物条例を定め、この条例に基づいて屋外広告物の規制及び誘導を行い、京都に相応しいデザインの屋外広告物が表示されるよう努めてきた。

この長い歴史を持つ、本市の広告物行政を更に進めるため、平成8年（1996）には、屋外広告物条例の全部改正を行い、全国で初めて、窓ガラスなどの内側に表示される広告物についても規制を加えるなど、広告物規制の強化を行った。また、伝統的建造物群保存地区等では、地域特性に応じた規制を行うなどの制度を充実させた。

また、平成15年には条例の一部改正を行い、これまで規制されていなかった電車、バス、トラック等の車体を利用する「車体広告」を規制の対象とした。

さらに、平成19年には、新景観政策の一環として、地域の景観特性や高さ・デザイン規制の見直しに対応した規制となるよう、規制区域の種別を細分化し、従前の基準の見直しを行った。新たな基準では、良好なスカイライン形成のために屋上屋外広告物を市内全域で禁止、また点滅式や可動式の照明を使用した屋外広告物も市内全域で禁止した。また、これに併せ、違反屋外広告物に対する指導の強化を図るとともに、優良な屋外広告物の設置を誘導するために、支援制度として、表彰制度、特例許可制度、助成制度を設けた。



写真3-17 京都の町並みに調和した屋外広告物の例



写真3-16 伝統的建造物群保存地区内の屋外広告物

平成24年度からは、7年間の経過措置期間が終了する平成26年8月までに、市内全域の屋外広告物の違反状態の解消に向け、屋外広告物制度の定着促進や、市内全域を対象としたローラー作戦による是正のための指導の強化と支援策の充実などを柱とする屋外広告物対策の抜本的な取組の強化を実施している。

屋外広告物規制区域等面積

区分	面積（ha）
屋外広告物規制区域	約79,040
屋外広告物等特別規制地区	約19.6

3 京都市の歴史的風致の維持及び向上に関する現状と課題

(1) 歴史的建造物の課題

京都には、世界遺産をはじめとした歴史的建造物が古代から近代にいたるまで各時代の遺産が重層的に存在し、その類型も寺社をはじめとする歴史遺産から市街地環境を形成している京町家まで様々であり、その数は国指定重要文化財建造物だけを数えても、200件を超えている。また、指定建造物以外にも十分に調査が行き届いていないこと等から指定に至っていない、文化財や景観的な価値を有する歴史的建造物が多く存在しており、次に示す京町家の例でもわかるように、その多くが老朽化等の理由により消失の危機に瀕している。

京都のまちなか景観の基盤を構成し、歴史的風致の重要な構成要素であり、京都のまちの歴史と文化の象徴ともいえる京町家等が日ごとに消失し続けている。

平成10年に行った「京町家まちづくり調査」では、約2万8000軒の京町家が確認されているが、その後の追跡調査により、都心部において年間約2%の割合で町家が失われていることが判明した。単純計算で、およそ50年後には京町家が姿を消してしまうことになる。

高度経済成長期以降、家族の形やライフスタイルが変わり、職住分離が当たり前になった産業構造の変化など、現代社会の大きな変化が、町家を残すことが難しい要因となっている。

その後行った平成15年度京町家まちづくり調査から、京町家居住者の多くが住み続ける上での問題点として、耐震化・防火性の問題、維持修繕費用の問題、周辺がビル・マンション化して住みづらい、相続税の問題などを挙げており、様々な要素により町家の維持を困難にしていることがわかっている。かつては大工をはじめ左官、建具屋などが各町内に住んでいることが多く、それらの人々が町内の町家の補修やメンテナンスを施し、町家の維持に貢献してきたが、産業形態の変化とともにそれらの仕事に従事する居住者が減ったことも町家の維持を困難にしている。



写真3-21 四條烏丸から比叡山を見る(昭和10(1935))

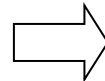


写真3-22 四條烏丸から比叡山を見る(平成20(2008))

3 京都市の歴史的風致の維持及び向上に関する現状と課題

(1) 歴史的建造物の課題

京都には、世界遺産をはじめとした歴史的建造物が古代から近代にいたるまで各時代の遺産が重層的に存在し、その類型も寺社をはじめとする歴史遺産から市街地環境を形成している京町家まで様々であり、その数は国指定重要文化財建造物だけを数えても、200件を超えている。また、指定建造物以外にも十分に調査が行き届いていないこと等から指定に至っていない、文化財や景観的な価値を有する歴史的建造物が多く存在しており、次に示す京町家の例でもわかるように、その多くが老朽化等の理由により消失の危機に瀕している。

京都のまちなか景観の基盤を構成し、歴史的風致の重要な構成要素であり、京都のまちの歴史と文化の象徴ともいえる京町家等が日ごとに消失し続けている。

平成10年に行った「京町家まちづくり調査」では、約2万8000軒の京町家が確認されているが、その後の追跡調査により、都心部において年間約2%の割合で町家が失われていることが判明した。単純計算で、およそ50年後には京町家が姿を消してしまうことになる。

高度経済成長期以降、家族の形やライフスタイルが変わり、職住分離が当たり前になった産業構造の変化など、現代社会の大きな変化が、町家を残すことが難しい要因となっている。

更に、平成15年度京町家まちづくり調査から、京町家居住者の多くが住み続ける上での問題点として、耐震化・防火性の問題、維持修繕費用の問題、周辺がビル・マンション化して住みづらい、相続税の問題などを挙げており、様々な要素により町家の維持を困難にしていることがわかっている。かつては大工をはじめ左官、建具屋などが各町内に住んでいることが多く、それらの人々が町内の町家の補修やメンテナンスを施し、町家の維持に貢献してきたが、産業形態の変化とともにそれらの仕事に従事する居住者が減ったことも町家の維持を困難にしている。



写真3-21 四條烏丸から比叡山を見る(昭和10(1935))

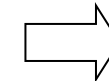


写真3-22 四條烏丸から比叡山を見る(平成20(2008))

新 (P3-21)

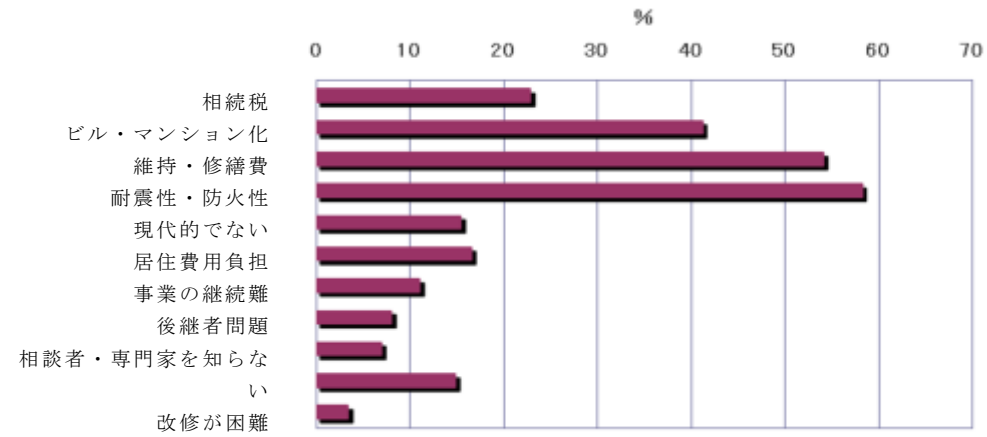


図3-5 京町家に住む上での問題点(「平成15年度京町家まちづくり調査」)

更に、平成20・21年度に実施した「京町家まちづくり調査」において、京町家は京都市内の旧市街地及び旧街道沿いに約4万8000軒存在し、年間約2%のペースで減少していることを確認した。その後の残存状況を確認するため、平成28年度に追跡調査を実施した結果、約4万軒まで減少しており、依然として、年間約2%の減少傾向が続いている。これは、核家族化の進行や少子化の進展、単身世帯の増加などを背景に、所有者の子や親族が京町家を相続し継承することが難しくなっていることや、行政や金融機関も規制緩和や財政的支援策を講じているが、依然として、所有者は、保全・継承について、自ら問題を抱え込み、公的機関や事業者に相談することなく、限られた選択肢の中で取り壊しを決意することが後を絶たず、京町家の滅失に歯止めがかかなくなっている。

また、京町家の空き家化も進んでおり、平成20・21年度調査では10.5%だった空き家率が、平成28年度調査では14.5%に上昇しており、高齢化率が高い行政区において空き家率が高くなっていることや、接道している道の幅員が狭い、つまり、建て替えが困難な敷地の建築物ほど、空き家率が高くなる傾向があることから、京町家を相続し継承することが難しくなっていることが分かる。

旧 (P3-20)

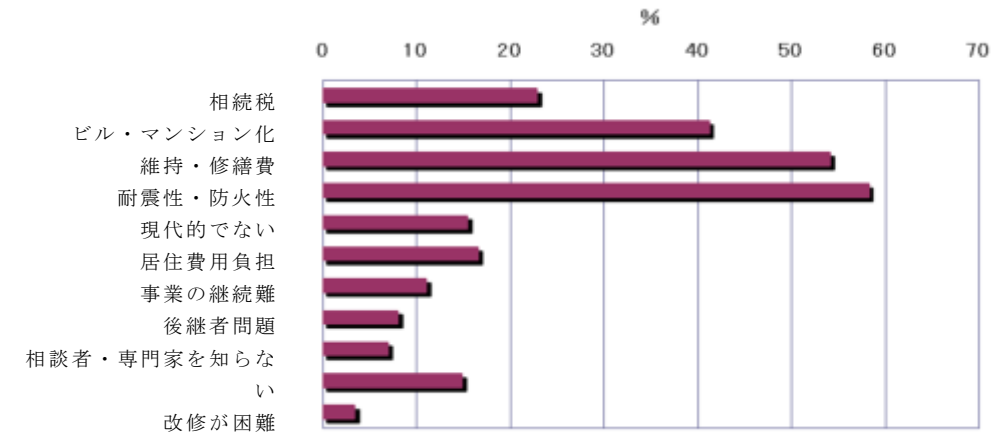


図3-5 京町家に住む上での問題点(「平成15年度京町家まちづくり調査」)

(2) 歴史的町並みの課題

景観に大きな影響を及ぼすものに電線、電柱類がひしめく「通り」がある。この電線、電柱類が歴史都市・京都の伝統と趣のある町並みを大きく阻害しており、これまでから、京都の美しさを取り戻すため、幹線街路に加えて伝統的建造物群保存地区など歴史的な町並みに配慮すべき区域や世界遺産周辺などにおいて無電柱化事業を進めてきた。

しかし、京都における歴史的な町並みに配慮すべき地区は多く、無電柱化はまだ緒についたばかりである。

また、文化財をはじめとした伝統的な建造物は火災や地震などの災害に対し脆弱であり、防災上の観点からもまちづくりを進めることが重要であることから、防災拠点施設の整備とともに、地域単位での防災意識を高めていくことが求められる。



写真 3-23 町家と高層建築物



写真 3-24 景観を阻害する電

(2) 歴史的町並みの課題

景観に大きな影響を及ぼすものに電線、電柱類がひしめく「通り」がある。この電線、電柱類が歴史都市・京都の伝統と趣のある町並みを大きく阻害しており、これまでから、京都の美しさを取り戻すため、幹線街路に加えて伝統的建造物群保存地区など歴史的な町並みに配慮すべき区域や世界遺産周辺などにおいて無電柱化事業を進めてきた。

しかし、京都における歴史的な町並みに配慮すべき地区は多く、無電柱化はまだ緒についたばかりである。

また、文化財をはじめとした伝統的な建造物は火災や地震などの災害に対し脆弱であり、防災上の観点からもまちづくりを進めることが重要であることから、防災拠点施設の整備とともに、地域単位での防災意識を高めていくことが求められる。



写真 3-23 町家と高層建築物



写真 3-24 景観を阻害する電

新 (P3-29)

この基本構想を具体化するための主要な政策を示すものとして、平成23(2011)年度からの10年間を計画期間とする「はばたけ未来へ! 京プラン(京都市基本計画)」を策定した。ここでは、6つの京都の未来像のうちの一つとして「歴史・文化を創造的に活用し、継承する「日本の心が感じられる国際都市・京都」」を掲げている。

●基本計画●
(2011)~(2020) 抜粋

重点戦略(11戦略) 未来像を実現するための方策として、複数の行政分野を融合し、特に優先的に取り組むべき事項

中心となる重点戦略

歴史都市の品格と魅力が国内外のひとびとを魅了する
歴史・文化都市創生戦略
関連する重点戦略

都市の品格と魅力を高め、世界中のひとびとを魅了し、愛されるまちであり続ける。
そのために、歴史の重層性を実感できる建造物や庭園などの多様な景観資産、自然景観と文化的資産が一体となった歴史的風土、日本を代表する伝統文化・芸術・すまいや生活の文化、高い感性と匠のわざを備えた伝統産業など、有形無形の京都の特性を守り、育てることはもちろん、創造的に活用する。さらに、広く国内外のひとびとに発信し、体感していただく。

市民ぐるみで、くらしやまちの変化を実現する
低炭素・循環型まちづくり戦略
ひとと公共交通を優先する
歩いて楽しいまち・京都戦略
魅力ある地域資源と既存の都市インフラを生かす
個性と活力あふれるまちづくり戦略
世界が共感する
旅の本質を追求する観光戦略
だれもが参加したくなる
地域コミュニティ活性化戦略

政策の体系(27分野) 総合的な政策体系を示し、各局等が策定する分野別計画や毎年度の運営方針の基本となるもの

関連する主な政策体系

まちづくり **景観**: 1200年の歴史・文化を実感でき、世界のひとびとを魅了し続けるまちとなる時を超え光り輝く京都の景観づくりの推進など
歩くまち: ひとと公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現を図る「歩いて楽しいまちづくり」の推進など
土地利用と都市機能配置: 地域ごとに魅力があり、持続的な都市活動を支えるエコ・コンパクトな都市をつくる市内各地における個性豊かで魅力的なまちづくりなど

うるおい **文化**: 世界的な文化芸術都市として創生することをめざす文化芸術とまちづくりを一体化させた取組の促進など

活性化 **産業・商業**: 新たな価値をつくる都市をめざす伝統産業の活性化と新たな展開の推進など
観光: いよいよ旅の本質へ 世界が共感する観光都市をめざす「観光スタイルの質」と「観光都市としての質」の向上など

この基本計画の実現に向け、本市においては分野別計画を策定しており、本計画に関連する本市の計画は以下のとおりである。

- 「京都市都市計画マスタープラン」(2012~)
- 「京都市景観計画」(2005~)
- 「歩くまち・京都」総合交通戦略(2010~)
- 「京都文化芸術都市創生計画」(第2期)(2017~2027)

旧 (P3-28)

この基本構想を具体化するための主要な政策を示すものとして、平成23(2011)年度からの10年間を計画期間とする「はばたけ未来へ! 京プラン(京都市基本計画)」を策定した。ここでは、6つの京都の未来像のうちの一つとして「歴史・文化を創造的に活用し、継承する「日本の心が感じられる国際都市・京都」」を掲げている。

●基本計画●
(2011)~(2020) 抜粋

重点戦略(11戦略) 未来像を実現するための方策として、複数の行政分野を融合し、特に優先的に取り組むべき事項

中心となる重点戦略

歴史都市の品格と魅力が国内外のひとびとを魅了する
歴史・文化都市創生戦略
関連する重点戦略

都市の品格と魅力を高め、世界中のひとびとを魅了し、愛されるまちであり続ける。
そのために、歴史の重層性を実感できる建造物や庭園などの多様な景観資産、自然景観と文化的資産が一体となった歴史的風土、日本を代表する伝統文化・芸術・すまいや生活の文化、高い感性と匠のわざを備えた伝統産業など、有形無形の京都の特性を守り、育てることはもちろん、創造的に活用する。さらに、広く国内外のひとびとに発信し、体感していただく。

市民ぐるみで、くらしやまちの変化を実現する
低炭素・循環型まちづくり戦略
ひとと公共交通を優先する
歩いて楽しいまち・京都戦略
魅力ある地域資源と既存の都市インフラを生かす
個性と活力あふれるまちづくり戦略
世界が共感する
旅の本質を追求する観光戦略
だれもが参加したくなる
地域コミュニティ活性化戦略

政策の体系(27分野) 総合的な政策体系を示し、各局等が策定する分野別計画や毎年度の運営方針の基本となるもの

関連する主な政策体系

まちづくり **景観**: 1200年の歴史・文化を実感でき、世界のひとびとを魅了し続けるまちとなる時を超え光り輝く京都の景観づくりの推進など
歩くまち: ひとと公共交通優先の「歩くまち・京都」の実現を図る「歩いて楽しいまちづくり」の推進など
土地利用と都市機能配置: 地域ごとに魅力があり、持続的な都市活動を支えるエコ・コンパクトな都市をつくる市内各地における個性豊かで魅力的なまちづくりなど

うるおい **文化**: 世界的な文化芸術都市として創生することをめざす文化芸術とまちづくりを一体化させた取組の促進など

活性化 **産業・商業**: 新たな価値をつくる都市をめざす伝統産業の活性化と新たな展開の推進など
観光: いよいよ旅の本質へ 世界が共感する観光都市をめざす「観光スタイルの質」と「観光都市としての質」の向上など

この基本計画の実現に向け、本市においては分野別計画を策定しており、本計画に関連する本市の計画は以下のとおりである。

- 「京都市都市計画マスタープラン」(2012~2025)
- 「京都市景観計画」
- 「歩くまち・京都」総合交通戦略(2010~)
- 「京都文化芸術都市創生計画」(2007~2016)

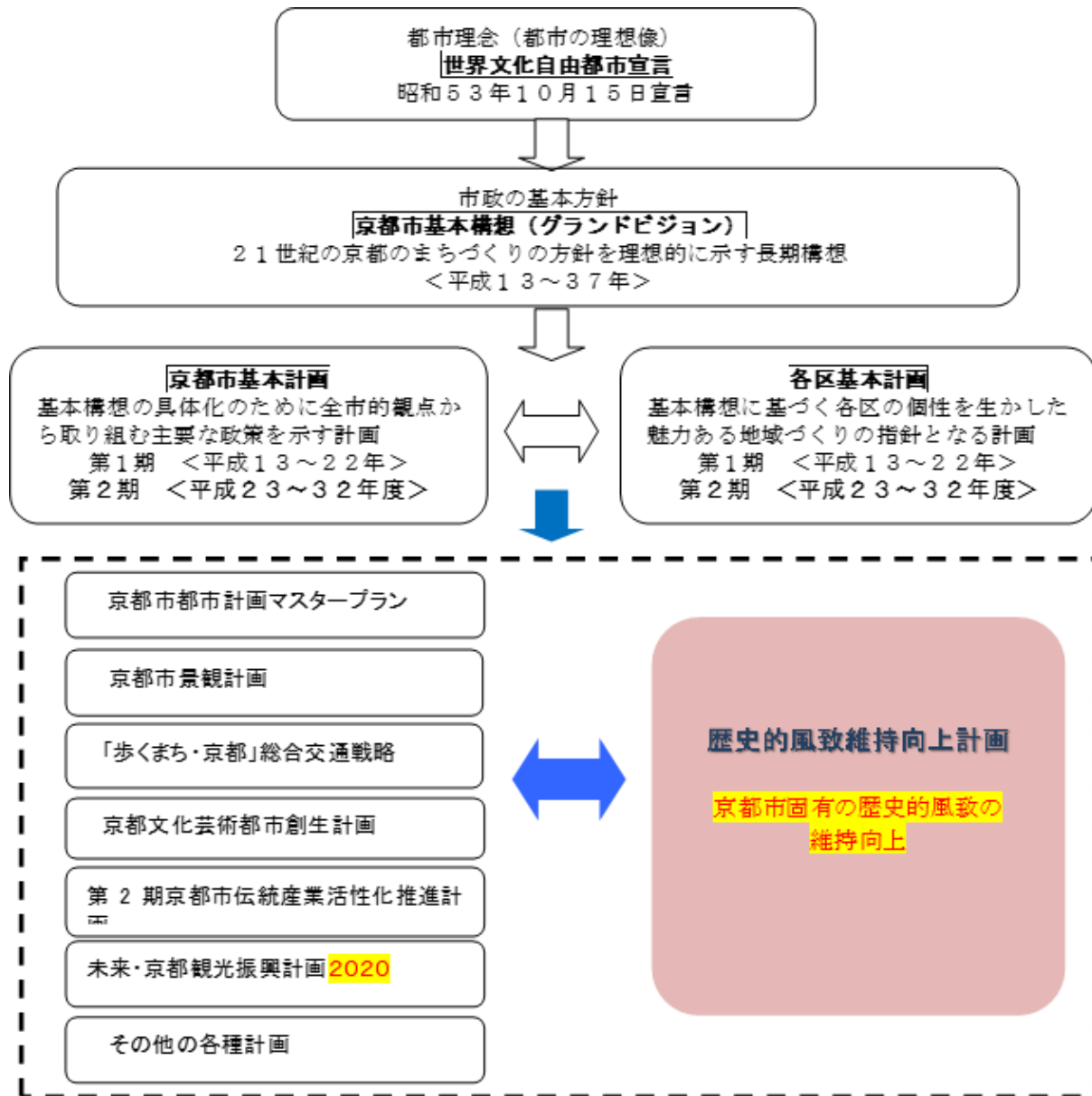
新 (P3-30)

「第3期京都市伝統産業活性化推進計画」(2017~2027)
 「未来・京都観光振興計画2020」(2014~2020)
 その他の各種計画

京都市の歴史的風致の維持及び向上を図ることは、「京都市基本構想」に示すまちづくりの方針に沿ったものであり、本計画に基づく施策を推進することは、京都市が目指す都市の実現につながるものである。

基本構想そして基本計画、さらには、京都市都市計画マスタープラン、景観計画をはじめとする各分野別計画との整合を図り、京都市における歴史まちづくりを推進する。

計画の位置づけ



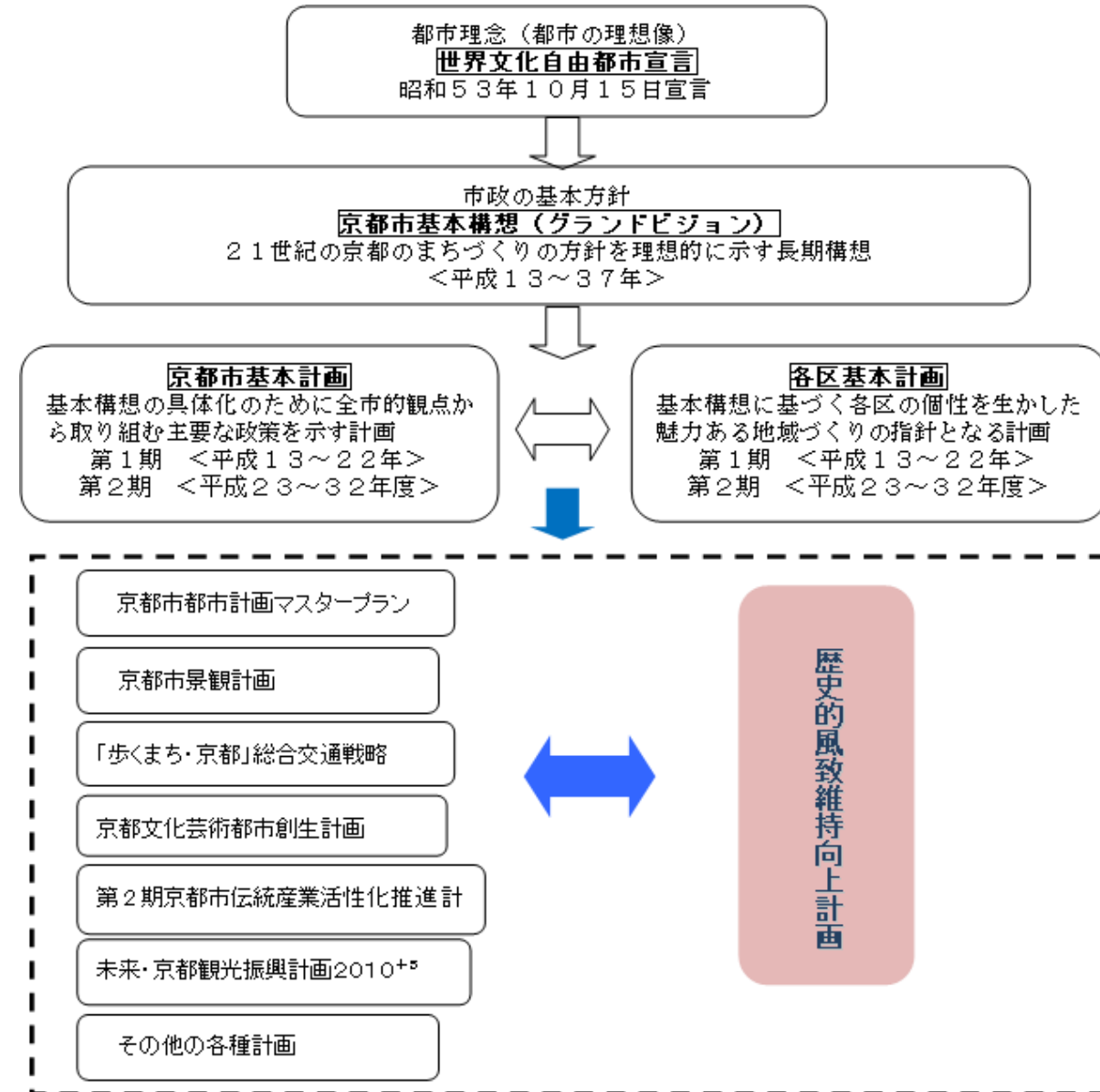
旧 (P3-29)

「第2期京都市伝統産業活性化推進計画」(2012~2016)
 「未来・京都観光振興計画2010+5」(2010~2014)
 「京都観光振興計画2020」(2014~2020)
 その他の各種計画

京都市の歴史的風致の維持及び向上を図ることは、「京都市基本構想」に示すまちづくりの方針に沿ったものであり、本計画に基づく施策を推進することは、京都市が目指す都市の実現につながるものである。

基本構想そして基本計画、さらには、京都市都市計画マスタープラン、景観計画をはじめとする各分野別計画との整合を図り、京都市における歴史まちづくりを推進する。

計画の位置づけ



新 (P4-5)

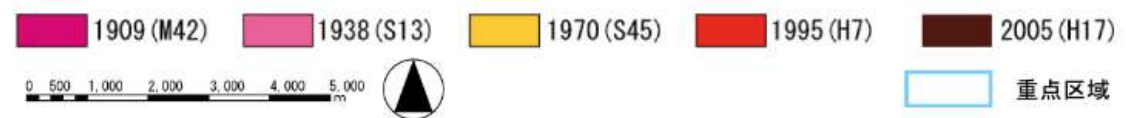
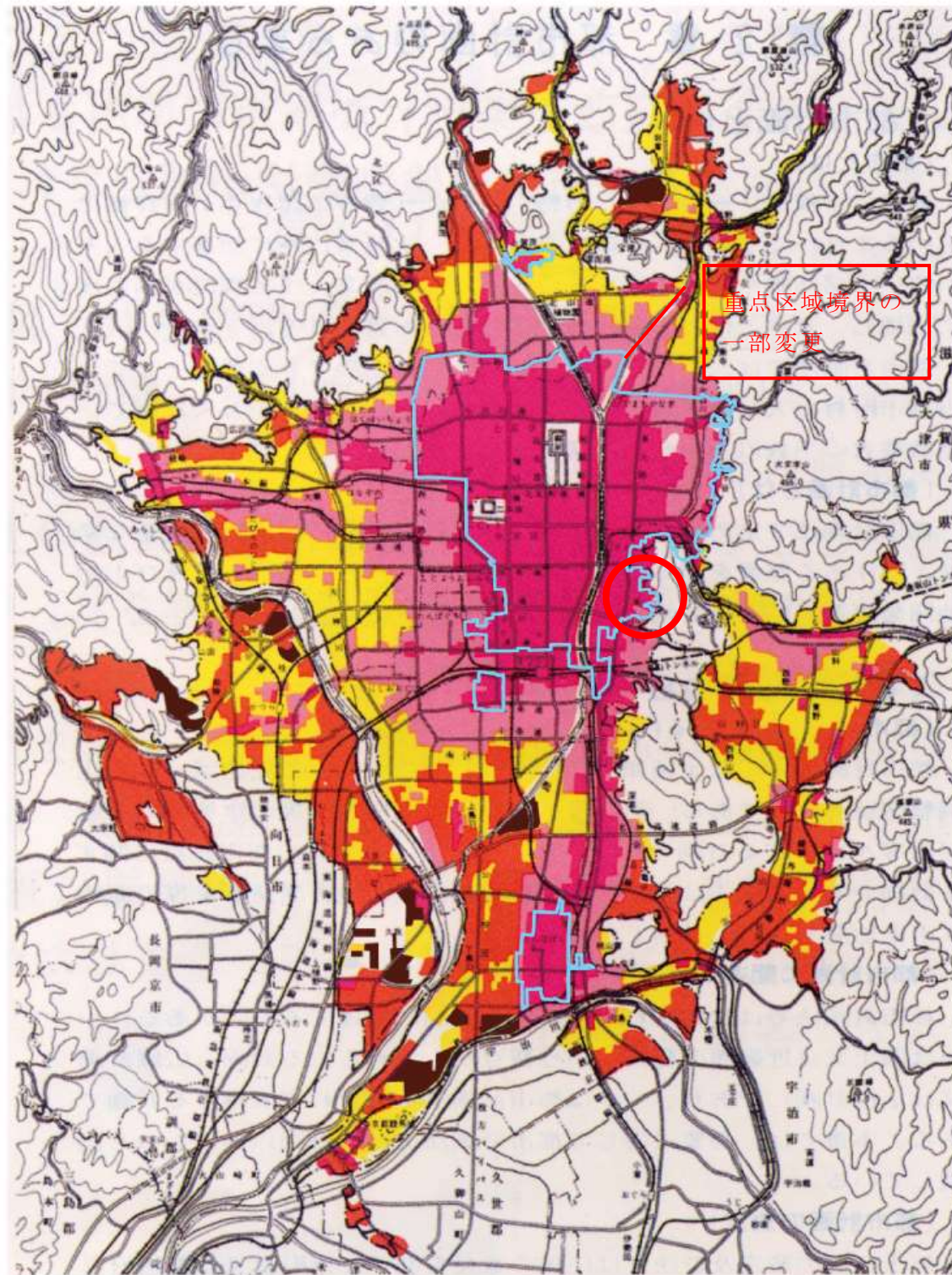


图 4-1 「市街地形成の変遷」と重点区域

旧 (P4-5)

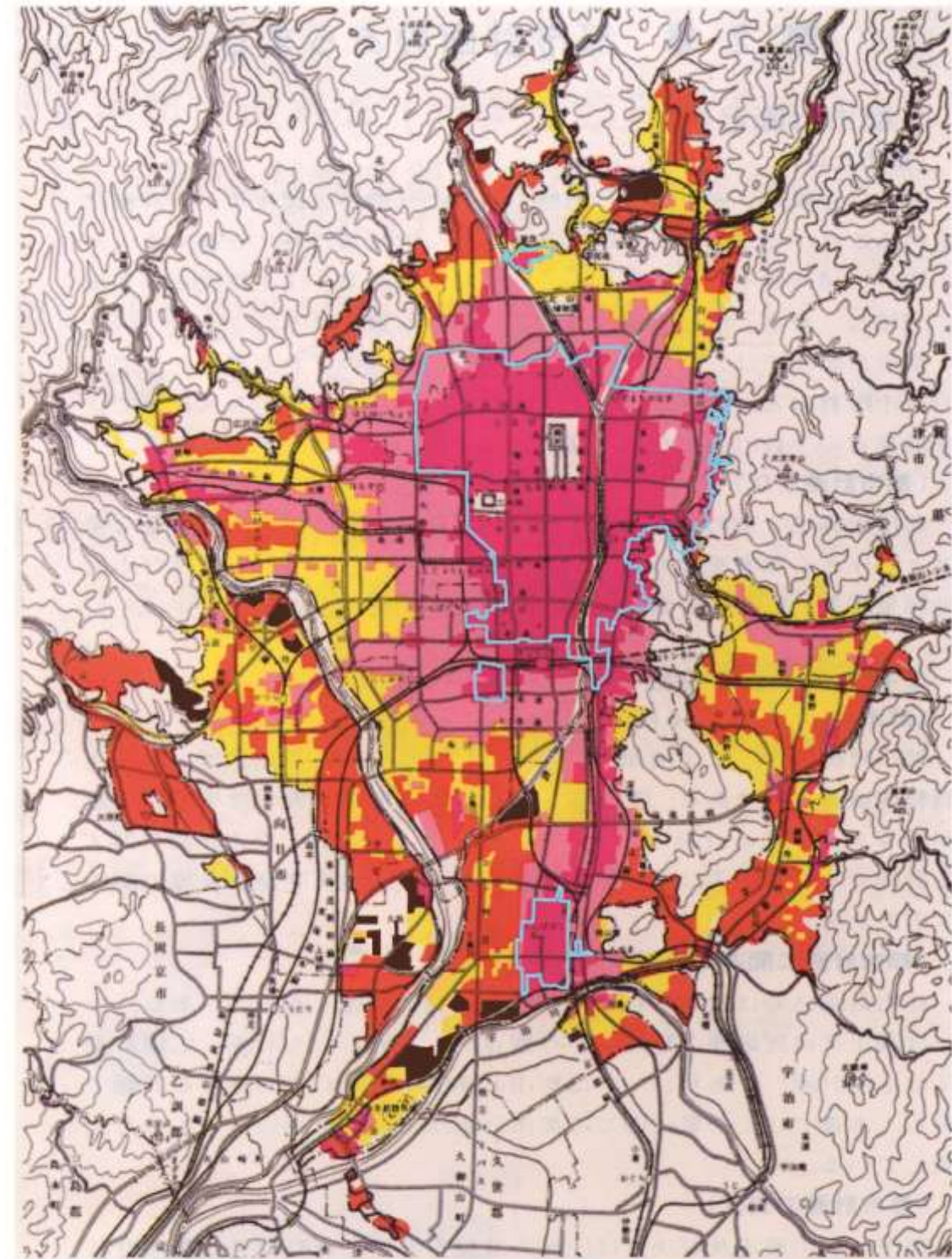


图 4-1 「市街地形成の変遷」と重点区域

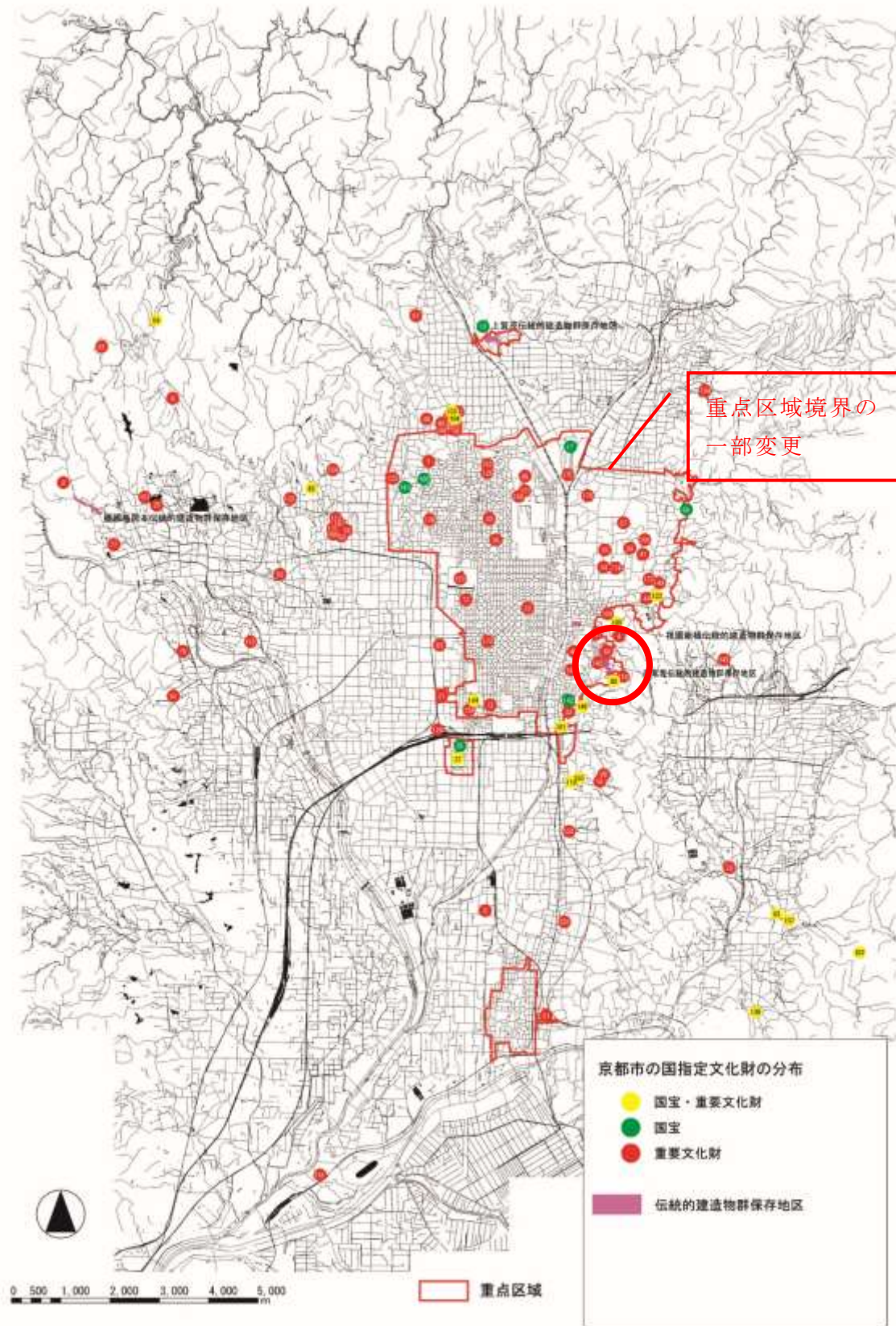


图 4-2 「国指定文化財の分布」と重点区域

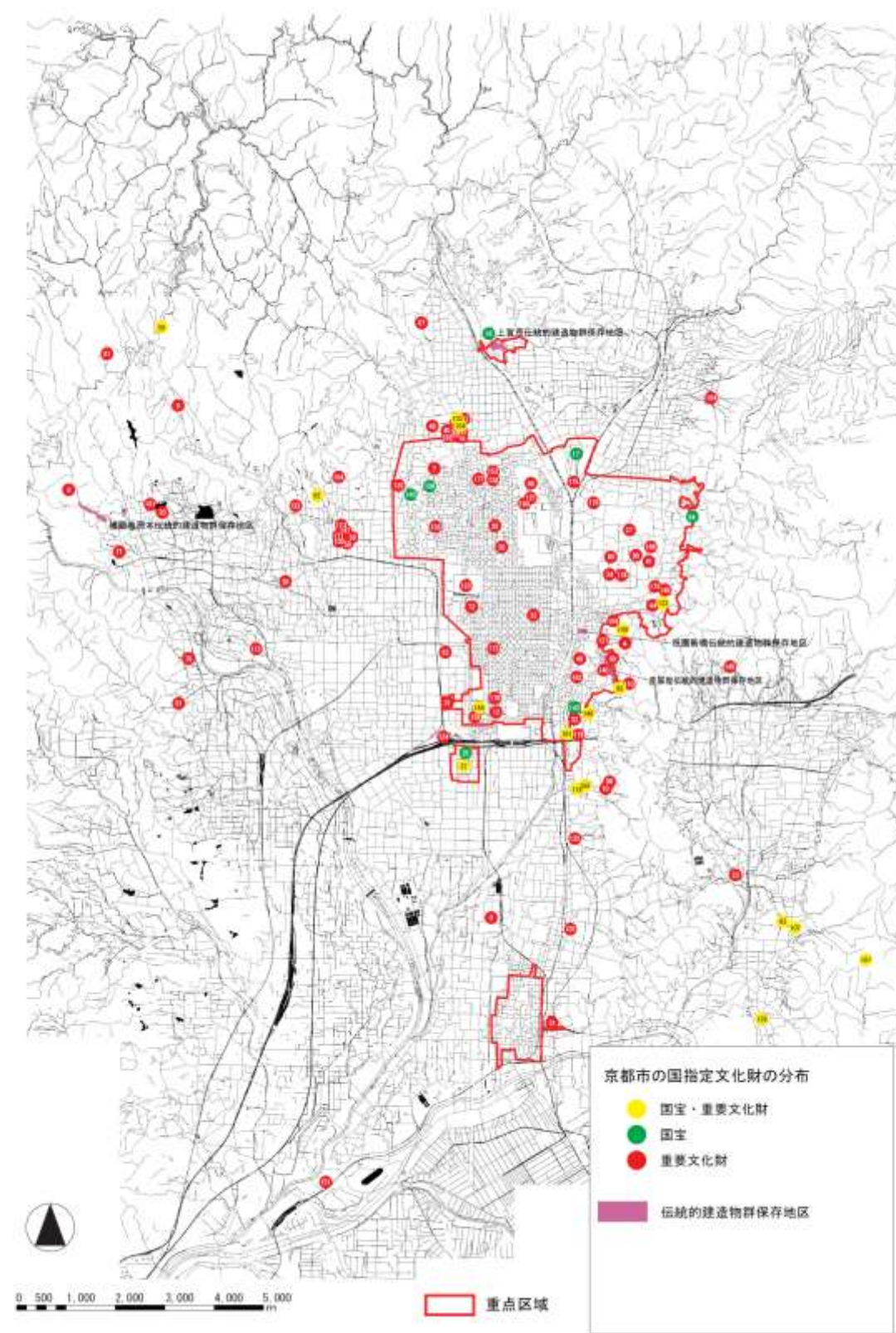


图 4-2 「国指定文化財の分布」と重点区域

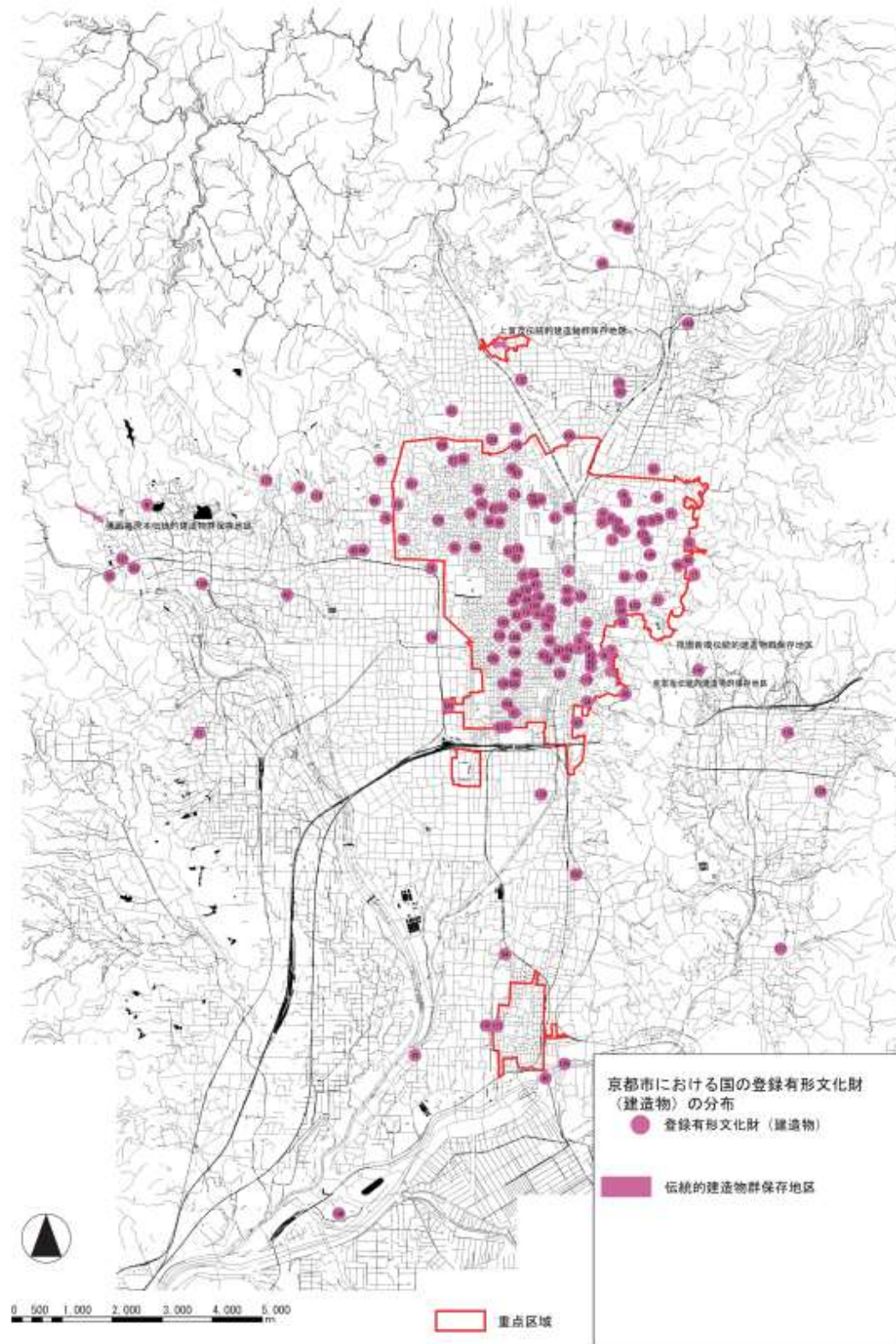
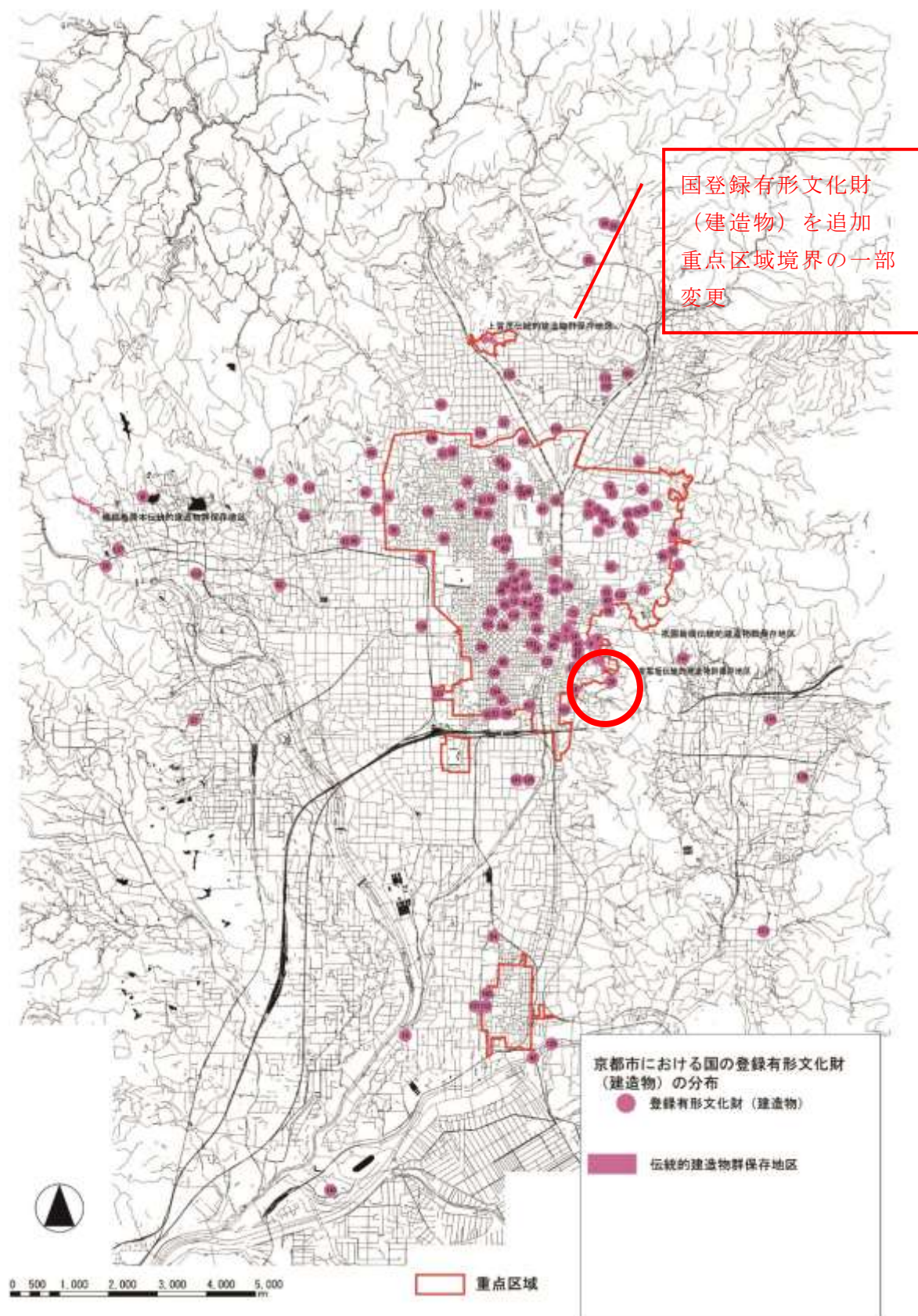


図 4-3 「国の登録有形文化財 (建築物) の分布」と重点区域

図 4-3 「国の登録有形文化財 (建築物) の分布」と重点区域

新 (P 4 - 8)

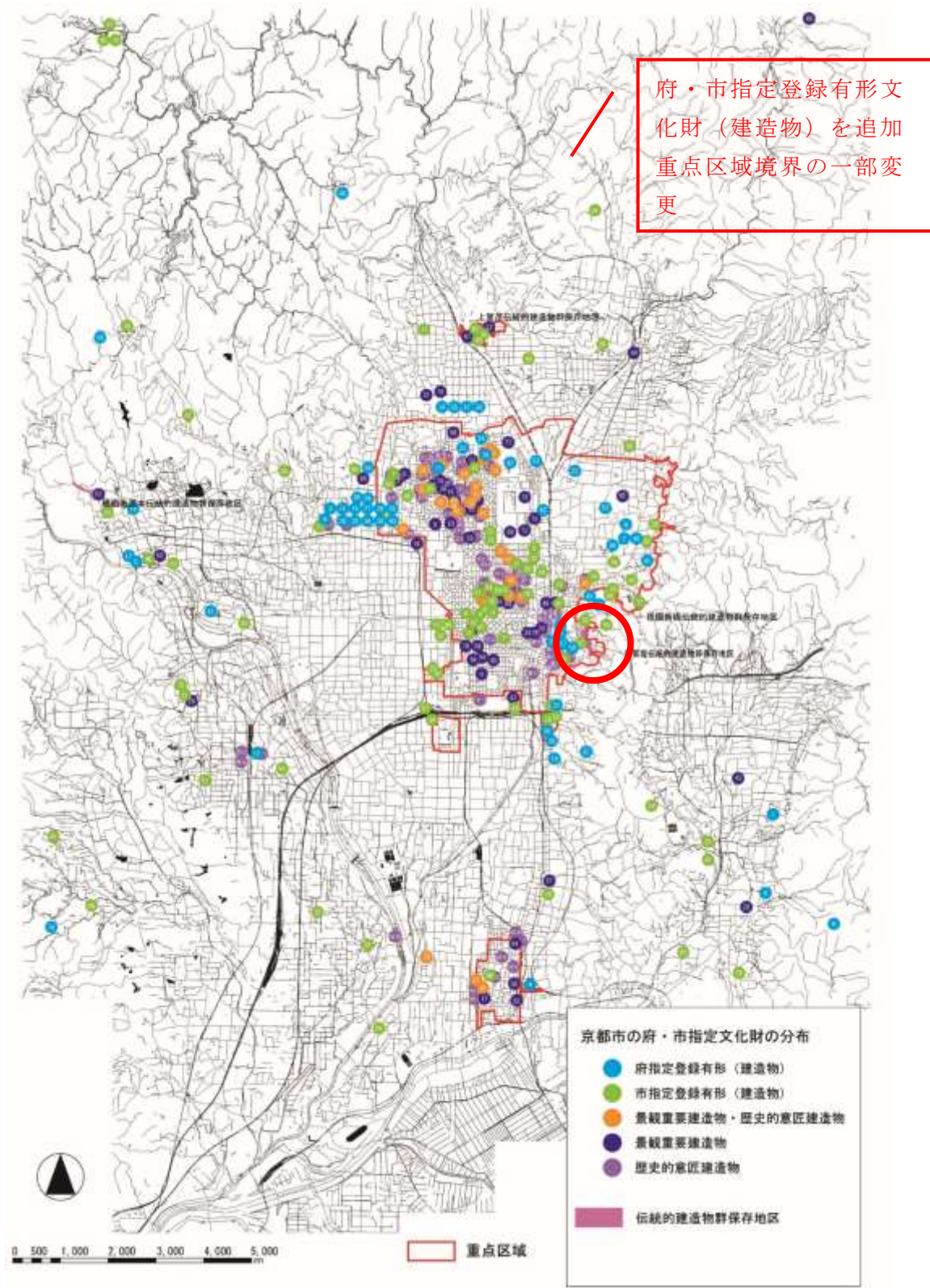


図 4-4 「府・市指定文化財等の分布」と重点区域

旧 (P 4 - 8)

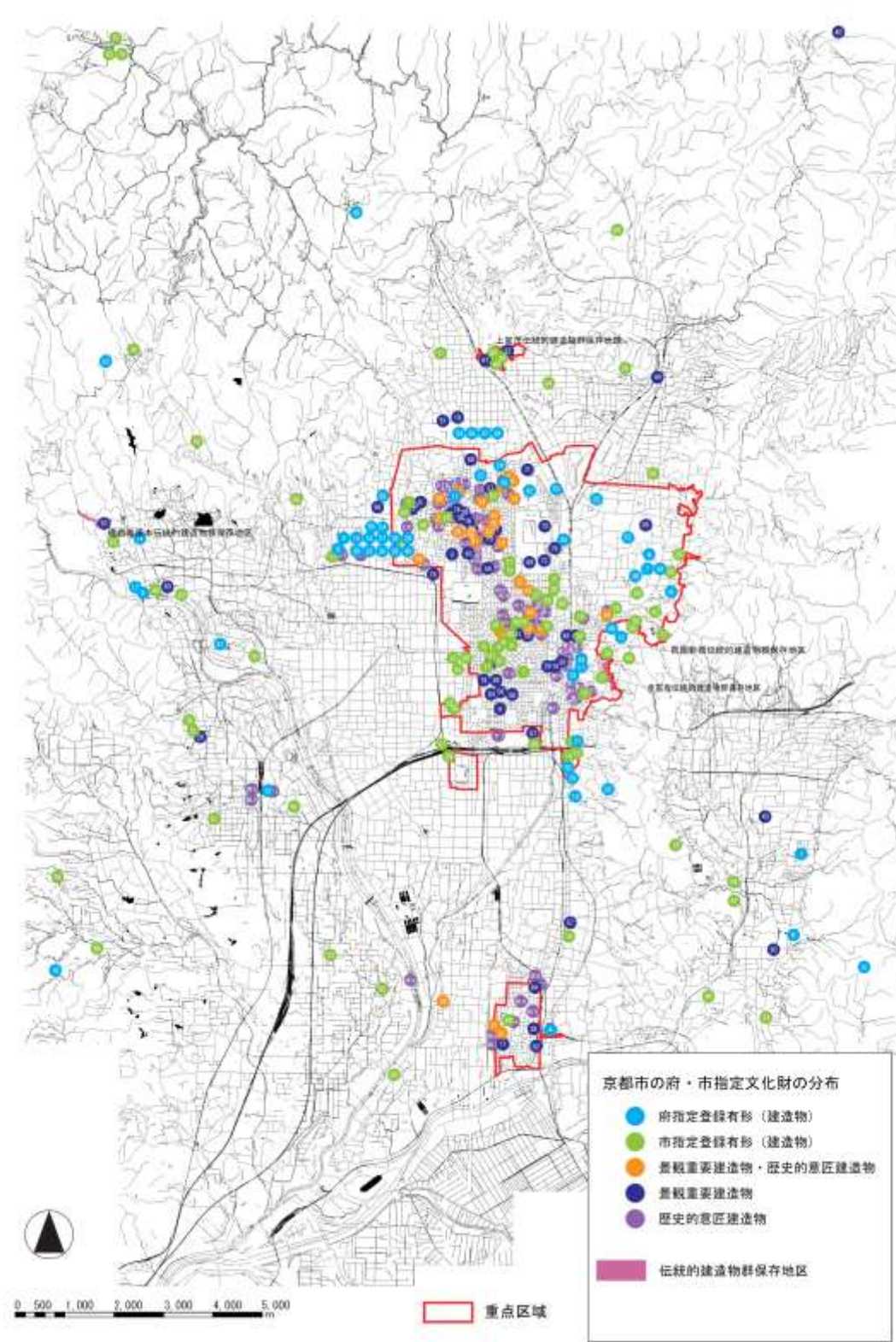


図 4-4 「府・市指定文化財等の分布」と重点区域

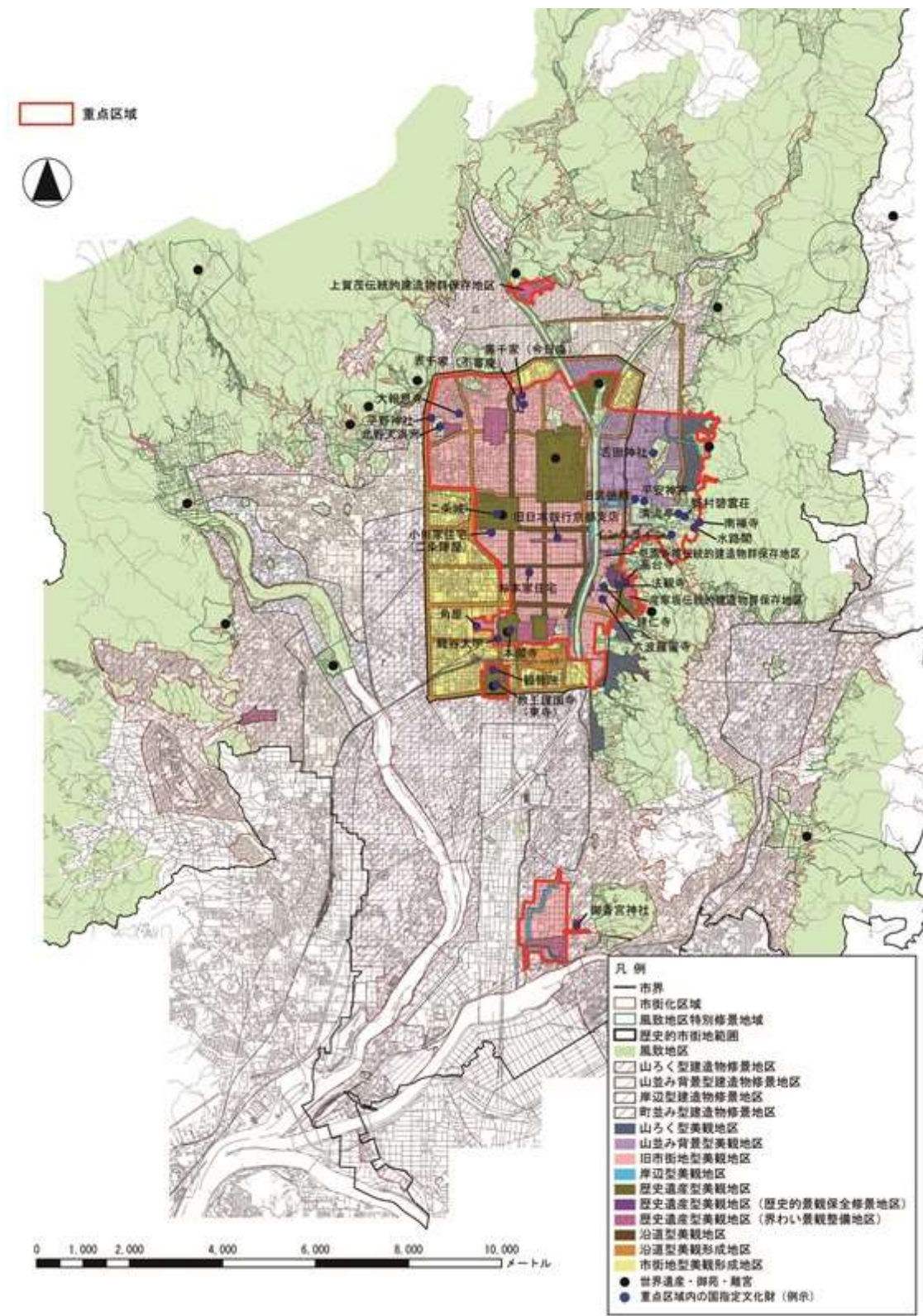
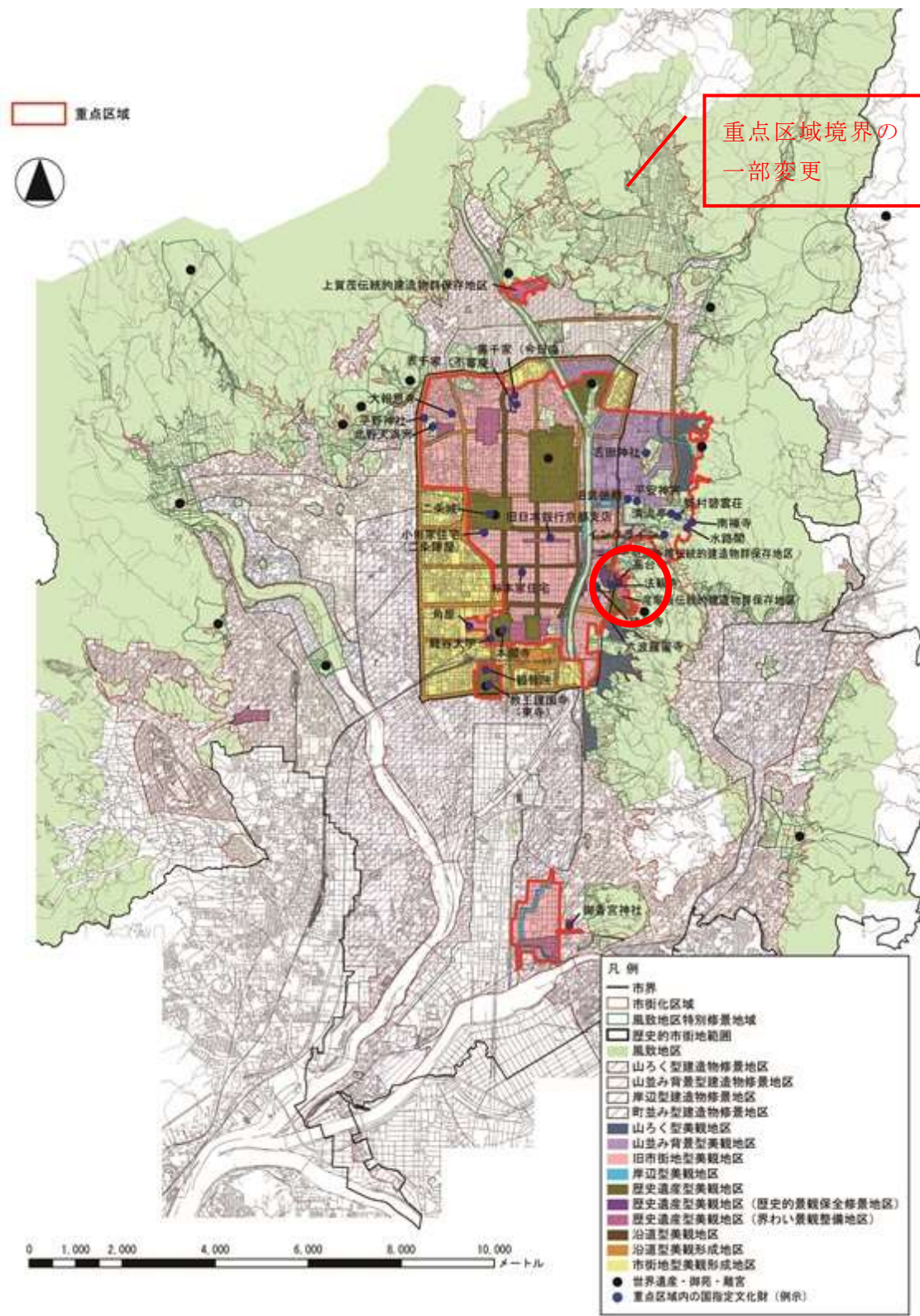


图 4-5 「美観地区、美観形成地区及び建造物修景地区に関する指定概要図」と重点区域

图 4-5 「美観地区、美観形成地区及び建造物修景地区に関する指定概要図」と重点区域

4 重点区域の設定 (記載している指定件数等については平成29年1月現在の値)

以下に各地区の詳細について述べる。

(1) 重点区域の名称：歴史的市街地地区

重点区域の面積：約2,468ha

ア 地区の設定

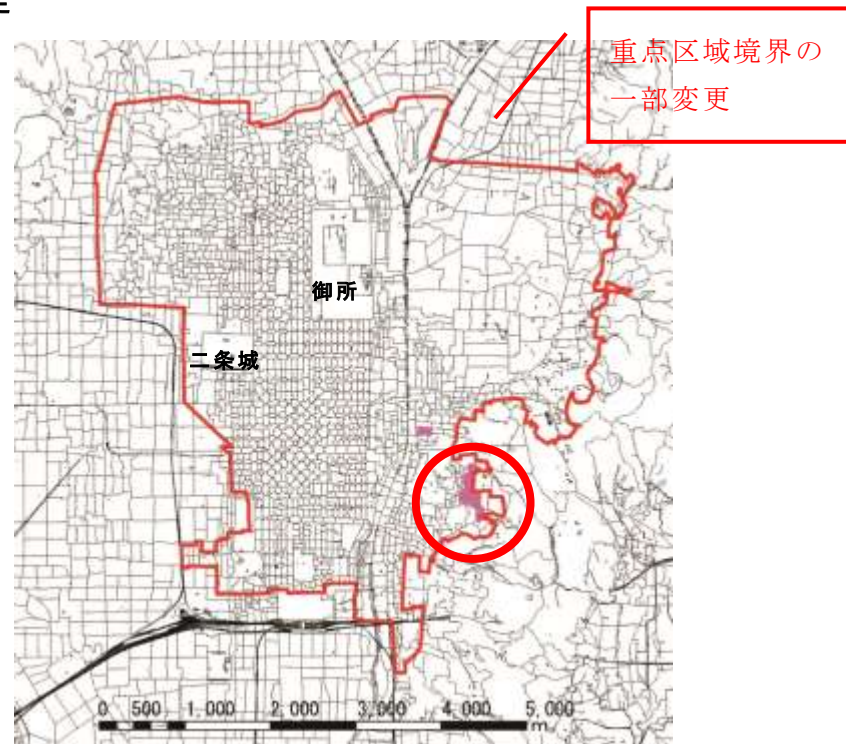


図4-6 重点区域図 (歴史的市街地地区)

当地区は、平安遷都以来、千年以上にわたり、都の中心として繁栄してきた地域及び都としての洛中に隣接し時に一体的に捉えられていた地域である。現在でも平安京の都市構造を基盤とする格子状の道路により市街地が形成され、その中に二条城や御所、本願寺等をはじめとする歴史遺産や、京町家等で構成される歴史的町並み、明治以降に導入された近代洋風建築や近代化の象徴として知られる琵琶湖疏水などの歴史資源が集積している。

当地区は公家や武家の営み、寺社の営みとともに、町衆による日々の暮らしや産業活動、地域に根差した祭礼が繰り返されてきた地区である。現在においても、京町家等の歴史的建造物を中心にそれらの営みが続けられ、歴史的風致を形成している。祇園祭を支える鉾町や本願寺を中心とした門前町、西陣や清水などの伝統産業を支えたまち、もてなしを生業とした花街^{かがい}などは、町衆の営みによって歴史的風致が形成されている地域として当地区を代表する。また、この地区は、概ね明治以前の町衆の自治単位である「町組」が形成されていた地区で、明治期に「番組」に

4 重点区域の設定 (記載している指定件数等については平成29年1月現在の値)

以下に各地区の詳細について述べる。

(1) 重点区域の名称：歴史的市街地地区

重点区域の面積：約2,458ha

ア 地区の設定



図4-6 重点区域図 (歴史的市街地地区)

当地区は、平安遷都以来、千年以上にわたり、都の中心として繁栄してきた地域及び都としての洛中に隣接し時に一体的に捉えられていた地域である。現在でも平安京の都市構造を基盤とする格子状の道路により市街地が形成され、その中に二条城や御所、本願寺等をはじめとする歴史遺産や、京町家等で構成される歴史的町並み、明治以降に導入された近代洋風建築や近代化の象徴として知られる琵琶湖疏水などの歴史資源が集積している。

当地区は公家や武家の営み、寺社の営みとともに、町衆による日々の暮らしや産業活動、地域に根差した祭礼が繰り返されてきた地区である。現在においても、京町家等の歴史的建造物を中心にそれらの営みが続けられ、歴史的風致を形成している。祇園祭を支える鉾町や本願寺を中心とした門前町、西陣や清水などの伝統産業を支えたまち、もてなしを生業とした花街^{かがい}などは、町衆の営みによって歴史的風致が形成されている地域として当地区を代表する。また、この地区は、概ね明治以前の町衆の自治単位である「町組」が形成されていた地区で、明治期に「番組」に

新 (P 4 - 1 2)

当該地区に含まれる景観地区及び風致地区

景観地区

山ろく型美観地区 ※地域：北白川・銀閣寺
 山並み背景型美観地区 ※地域：田中・吉田／京都大学周辺／聖護院・吉田山周辺
 岸辺型美観地区（一般地区）
 ※地域：哲学の道／岡崎疏水／鴨川東(1) / 鴨川東(2) / 鴨川西(1) / 鴨川西(3) / 高瀬川(2)
 岸辺型美観地区（歴史的町並み地区）
 ※地域：白川（岡崎・祇園） / 鴨川西(2) / 高瀬川(1)
 旧市街地型美観地区 ※地域：西陣／御所周辺／鴨東／鴨川／二条城周辺／職住共存(1) / 職住共存(2) / 本願寺周辺
 歴史遺産型美観地区（一般地区）（祇園新橋伝統的建造物群保存地区，産寧坂伝統的建造物群保存地区の一部を含む）
 ※地域：下鴨神社周辺／御所／二条城／先斗町／祇園・清水寺周辺／本願寺
 歴史遺産型美観地区（祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区）
 歴史遺産型美観地区（祇園南歴史的景観保全修景地区）
 歴史遺産型美観地区（上京小川歴史的景観保全修景地区）
 歴史遺産型美観地区（三条通界わい景観整備地区）
 歴史遺産型美観地区（千両ヶ辻界わい景観整備地区）
 歴史遺産型美観地区（上京北野界わい景観整備地区）
 歴史遺産型美観地区（本願寺・東寺界わい景観整備地区（本願寺地区））
 歴史遺産型美観地区（先斗町界わい景観整備地区）
 沿道型美観地区（都心部幹線地区）
 ※地域：御池通／四条通／五条通／河原町通／烏丸通／堀川通
 沿道型美観地区（三条通地区）
 沿道型美観形成地区（幹線地区）
 ※地域：その他の沿道の一部

風致地区

相国寺風致地区
 鴨川風致地区の一部（鴨川特別修景地域・高野川特別修景地域・下鴨神社周辺特別修景地域の一部を含む）
 比叡山風致地区の一部（北白川周辺特別修景地域の一部を含む）
 東山風致地区の一部（吉田山特別修景地域，岡崎・南禅寺特別修景地域，円山特別修景地域の一部，銀閣寺周辺特別修景地域，岡崎公園地区特別修景地域を含む）（産寧坂伝統的建造物群保存地区の一部，東山歴史的風土保存区域の一部（大文字歴史的風土特別保存地区の一部）を含む）**清水寺特別修景地域の一部**
 北野風致地区
 紫野風致地区の一部（船岡山周辺特別修景地域）

その他重点区域界の根拠となる景観規制の区域界

歴史的風土保存区域東山地区の区域界
 自然風景保全地区界（自然風景保全区域を除く区域界）
 東山風致地区 青蓮院・知恩院特別修景地域界（青蓮院・知恩院特別修景地域を除く区域界）

旧 (P 4 - 1 2)

当該地区に含まれる景観地区及び風致地区

景観地区

山ろく型美観地区 ※地域：北白川・銀閣寺
 山並み背景型美観地区 ※地域：田中・吉田／京都大学周辺／聖護院・吉田山周辺
 岸辺型美観地区（一般地区）
 ※地域：哲学の道／岡崎疏水／鴨川東(1) / 鴨川東(2) / 鴨川西(1) / 鴨川西(3) / 高瀬川(2)
 岸辺型美観地区（歴史的町並み地区）
 ※地域：白川（岡崎・祇園） / 鴨川西(2) / 高瀬川(1)
 旧市街地型美観地区 ※地域：西陣／御所周辺／鴨東／鴨川／二条城周辺／職住共存(1) / 職住共存(2) / 本願寺周辺
 歴史遺産型美観地区（一般地区）（祇園新橋伝統的建造物群保存地区，産寧坂伝統的建造物群保存地区の一部を含む）
 ※地域：下鴨神社周辺／御所／二条城／先斗町／祇園・清水寺周辺／本願寺
 歴史遺産型美観地区（祇園縄手・新門前歴史的景観保全修景地区）
 歴史遺産型美観地区（祇園南歴史的景観保全修景地区）
 歴史遺産型美観地区（上京小川歴史的景観保全修景地区）
 歴史遺産型美観地区（三条通界わい景観整備地区）
 歴史遺産型美観地区（千両ヶ辻界わい景観整備地区）
 歴史遺産型美観地区（上京北野界わい景観整備地区）
 歴史遺産型美観地区（本願寺・東寺界わい景観整備地区（本願寺地区））
 歴史遺産型美観地区（先斗町界わい景観整備地区）
 沿道型美観地区（都心部幹線地区）
 ※地域：御池通／四条通／五条通／河原町通／烏丸通／堀川通
 沿道型美観地区（三条通地区）
 沿道型美観形成地区（幹線地区）
 ※地域：その他の沿道の一部

風致地区

相国寺風致地区
 鴨川風致地区の一部（鴨川特別修景地域・高野川特別修景地域・下鴨神社周辺特別修景地域の一部を含む）
 比叡山風致地区の一部（北白川周辺特別修景地域の一部を含む）
 東山風致地区の一部（吉田山特別修景地域，岡崎・南禅寺特別修景地域，円山特別修景地域の一部，銀閣寺周辺特別修景地域，岡崎公園地区特別修景地域を含む）（産寧坂伝統的建造物群保存地区の一部，東山歴史的風土保存区域の一部（大文字歴史的風土特別保存地区の一部）を含む）
 北野風致地区
 紫野風致地区の一部（船岡山周辺特別修景地域）

その他重点区域界の根拠となる景観規制の区域界

歴史的風土保存区域東山地区の区域界
 自然風景保全地区界（自然風景保全区域を除く区域界）
 東山風致地区 青蓮院・知恩院特別修景地域界（青蓮院・知恩院特別修景地域を除く区域界）

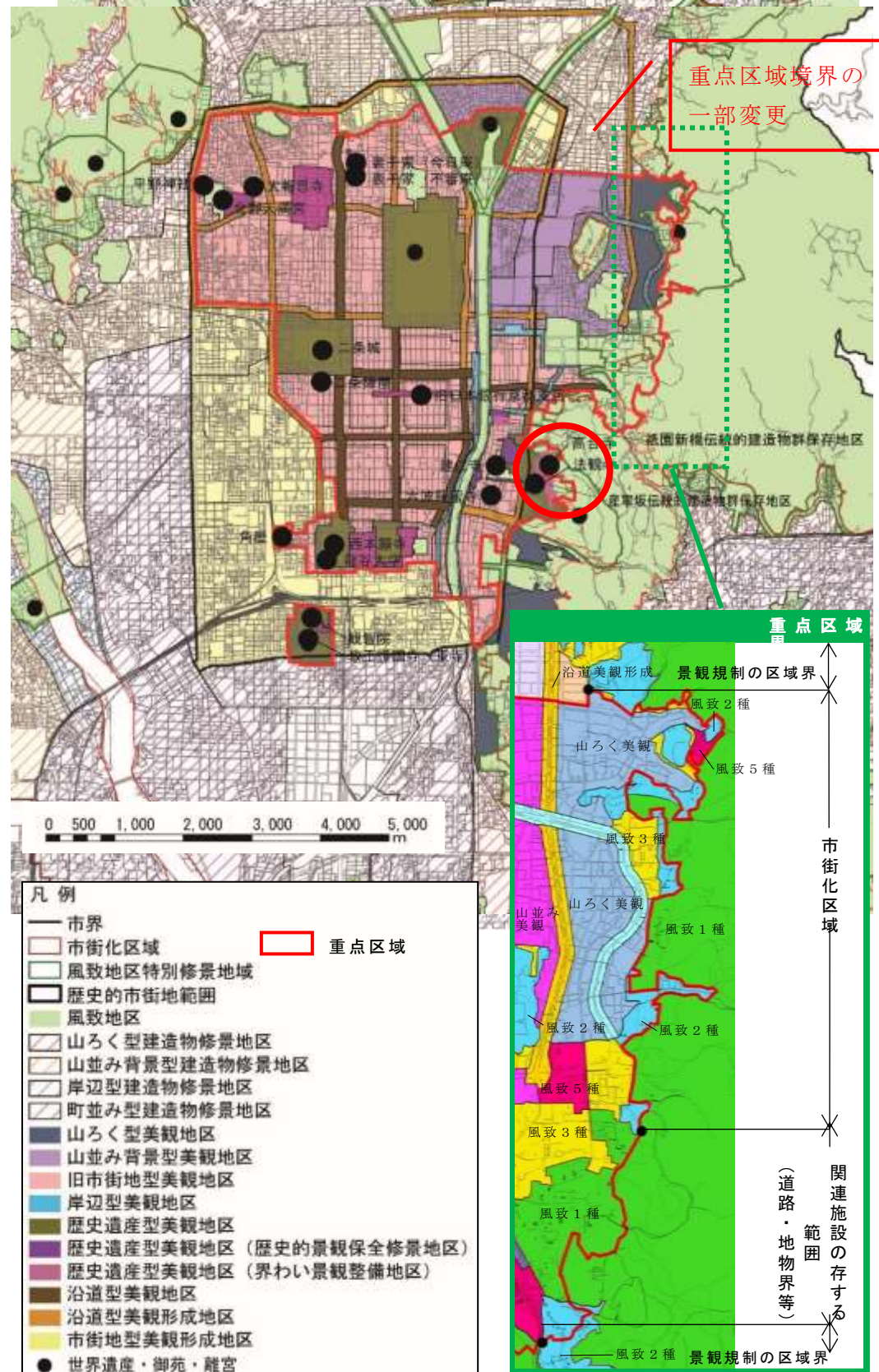


図4-7 「景観規制図」と重点区域

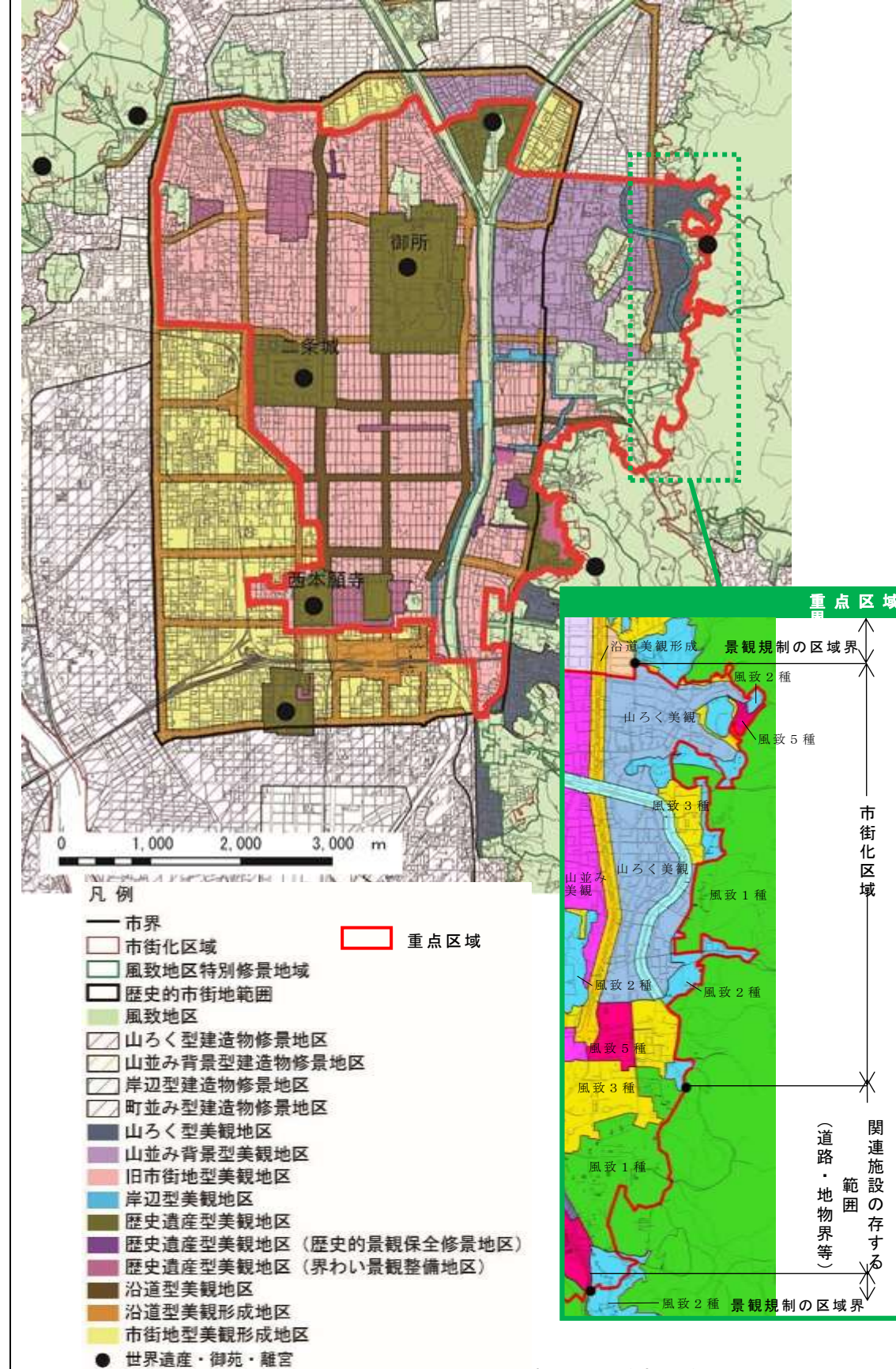


図4-7 「景観規制図」と重点区域

新 (P 4 - 1 9)

259件が登録されている。これらを種別で見ると、近代洋風建築66件、近代和風建築101件、社寺39件、町家53件となっている。

また、京都府と京都市においてそれぞれ文化財保護条例が制定され、各条例に基づき、文化財の指定・登録が行われている。

京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において指定17件、登録4件がある。種別は近世社寺建築19件、近代洋風建築1件である。記念物としては、名勝1件、天然物1件の2件が指定されている。

京都市文化財保護条例による建造物の保護としては、指定31件、市登録10件がある。これらの種別は、近世社寺建築15件、近代洋風建築11件、近代和風建築2件、町家10件、その他3件となっている。

また記念物としては、指定19件、登録6件がある。これらは、史跡7件、名勝13件、天然記念物4件となっている。有形民俗文化財には、当地区内において、指定4件、登録1件がある。

国指定選定以外の文化財の京都市、地区内指定・登録件数

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録有形文化財（建造物）	384件	259件
府指定有形文化財（建造物）	51件	17件
府登録有形文化財（建造物）	8件	4件
府指定記念物	6件	2件
市指定有形文化財（建造物）	71件	31件
市登録有形文化財（建造物）	25件	10件
市指定記念物	72件	19件
市登録記念物	25件	6件
市指定有形民俗文化財	7件	4件
市登録有形民俗文化財	3件	1件

エ 景観法、市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物68件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物86件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度で、建物の内部については規制の対象外としている。

また、歴史的町並みの保存・再生を図るため京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的景観保全修景地区を3地区（祇園町地区、祇園縄手・新門前地区、上京小川地区）、界わい景観整備地区を5地区（上京北野地区、千両ヶ辻地区、三条通地区、本願寺・東寺地区（本願寺地区）、先斗町地区）指定している。

旧 (P 4 - 1 9)

257件が登録されている。これらを種別で見ると、近代洋風建築64件、近代和風建築101件、社寺39件、町家53件となっている。

また、京都府と京都市においてそれぞれ文化財保護条例が制定され、各条例に基づき、文化財の指定・登録が行われている。

京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において指定15件、登録4件がある。種別は近世社寺建築17件、近代洋風建築1件である。記念物としては、名勝1件、天然物1件の2件が指定されている。

京都市文化財保護条例による建造物の保護としては、指定30件、市登録10件がある。これらの種別は、近世社寺建築15件、近代洋風建築11件、近代和風建築2件、町家10件、その他2件となっている。

また記念物としては、指定19件、登録6件がある。これらは、史跡7件、名勝13件、天然記念物4件となっている。有形民俗文化財には、当地区内において、指定4件、登録1件がある。

国指定選定以外の文化財の京都市、地区内指定・登録件数

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録有形文化財（建造物）	367件	257件
府指定有形文化財（建造物）	49件	15件
府登録有形文化財（建造物）	8件	4件
府指定記念物	6件	2件
市指定有形文化財（建造物）	69件	30件
市登録有形文化財（建造物）	25件	10件
市指定記念物	72件	19件
市登録記念物	25件	6件
市指定有形民俗文化財	7件	4件
市登録有形民俗文化財	3件	1件

エ 景観法、市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物66件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物86件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度で、建物の内部については規制の対象外としている。

また、歴史的町並みの保存・再生を図るため京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的景観保全修景地区を3地区（祇園町地区、祇園縄手・新門前地区、上京小川地区）、界わい景観整備地区を5地区（上京北野地区、千両ヶ辻地区、三条通地区、本願寺・東寺地区（本願寺地区）、先斗町地区）指定している。

新 (P 4 - 2 0)

景観法, 市条例関連の京都市, 地区内指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	97件	68件
歴史的意匠建造物	107件	86件
歴史的景観保全修景地区	3地区	3地区
界わい景観整備地区	8地区	5地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	1～3日	皇服茶<六波羅蜜寺>	
	2～4日	筆始祭<北野天満宮>	祭神菅原道真は「三聖」とたたえられた書家として知られる。 2日にその遺愛の「松風の硯」などを供え、書道上達を願った神前書初め「天満書」が4日まで、境内絵馬所で行われる。
	8～12日	初ゑびす<恵美須神社>	
	15日に近い日曜日	通し矢<三十三間堂>	
	15日	とんど<新熊野神社>	
	25日	初天神<北野天満宮>	菅原道真の誕生日と亡くなった25日にちなんで毎月行われる縁日のうち、1月は初天神、12月は終い天神と呼んで、多くの出店が立ち並ぶ。
2月	2～4日	節分祭<市内各神社>	
	25日	梅花祭<北野天満宮>	梅を好んだ菅原道真をしのんで、梅の花を供える行事
3月	15日	涅槃会<真如堂>	釈迦の命日にちなんだ法要
4月	1～30日	都をどり<祇園甲部歌舞練場>	
	第1日曜～第3日曜	京おどり<宮川町歌舞練場>	
	8日	花まつり<西本願寺ほか>	釈迦の誕生日に行われる行事

旧 (P 4 - 2 0)

景観法, 市条例関連の京都市, 地区内指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	87件	66件
歴史的意匠建造物	107件	86件
歴史的景観保全修景地区	3地区	3地区
界わい景観整備地区	8地区	5地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	1～3日	皇服茶<六波羅蜜寺>	
	2～4日	筆始祭<北野天満宮>	祭神菅原道真は「三聖」とたたえられた書家として知られる。 2日にその遺愛の「松風の硯」などを供え、書道上達を願った神前書初め「天満書」が4日まで、境内絵馬所で行われる。
	8～12日	初ゑびす<恵美須神社>	
	15日に近い日曜日	通し矢<三十三間堂>	
	15日	とんど<新熊野神社>	
	25日	初天神<北野天満宮>	菅原道真の誕生日と亡くなった25日にちなんで毎月行われる縁日のうち、1月は初天神、12月は終い天神と呼んで、多くの出店が立ち並ぶ。
2月	2～4日	節分祭<市内各神社>	
	25日	梅花祭<北野天満宮>	梅を好んだ菅原道真をしのんで、梅の花を供える行事
3月	15日	涅槃会<真如堂>	釈迦の命日にちなんだ法要
4月	1～30日	都をどり<祇園甲部歌舞練場>	
	第1日曜～第3日曜	京おどり<宮川町歌舞練場>	
	8日	花まつり<西本願寺ほか>	釈迦の誕生日に行われる行事

新（P4-30）

ウ 国指定以外の指定文化財

文化財保護法に基づく国の登録有形文化財（建造物）として、当地区内において、**12**件が登録されている。これらを種別で見ると、**近代和風建築1件、近代洋風建築5件、町家4件、その他2件**となっている。

京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において1件が指定されている。種別は近世社寺建築である。

また、京都市文化財保護条例に基づき、1件が登録されている。種別は近世社寺建築となっている。また、名勝として1件が登録されており、市登録有形民俗文化財1件が登録されている。

国指定以外の文化財の京都市、地区内指定件数

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録有形文化財(建造物)	384 件	12 件
府指定有形文化財(建造物)	51 件	1件
市指定有形文化財(建造物)	71 件	1件
市登録記念物	25件	1件
市登録有形民俗文化財	3件	1件

エ 景観法、市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物6件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物8件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度で、建物の内部については規制の対象外としている。

また、京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区（伏見南浜地区）指定している。

景観法、市条例関連の京都市、地区内の指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	97 件	6件
歴史的意匠建造物	107件	8件
界わい景観整備地区	8地区	1地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	元旦	若水の神事<御香宮神社>	
2月	じょうび 上卯日	おゆみはじめ 御弓始神事<御香宮神社>	
5月	18日	伏見義民祭<御香宮神社>	

旧（P4-30）

ウ 国指定以外の指定文化財

文化財保護法に基づく国の登録有形文化財（建造物）として、当地区内において、2件が登録されている。これらを種別で見ると、住宅建築1件、その他1件となっている。

京都府文化財保護条例による建造物の保護としては、当地区内において1件が指定されている。種別は近世社寺建築である。

また、京都市文化財保護条例に基づき、1件が登録されている。種別は近世社寺建築となっている。また、名勝として1件が登録されており、市登録有形民俗文化財1件が登録されている。

国指定以外の文化財の京都市、地区内指定件数

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
国登録有形文化財(建造物)	<u>367</u> 件	<u>8</u> 件
府指定有形文化財(建造物)	<u>49</u> 件	1件
市指定有形文化財(建造物)	<u>69</u> 件	1件
市登録記念物	25件	1件
市登録有形民俗文化財	3件	1件

エ 景観法、市条例関連の指定物件等

当地区内に、景観法に基づく景観重要建造物6件、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物8件を指定している。いずれも外観保存を基本とした制度で、建物の内部については規制の対象外としている。

また、京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区（伏見南浜地区）指定している。

景観法、市条例関連の京都市、地区内の指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	<u>87</u> 件	6件
歴史的意匠建造物	107件	8件
界わい景観整備地区	8地区	1地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事<場所>	内容
1月	元旦～	初詣	
	元旦	若水の神事<御香宮神社>	
2月	じょうび 上卯日	おゆみはじめ 御弓始神事<御香宮神社>	
5月	18日	伏見義民祭<御香宮神社>	



図4-21 天明・文化期の上賀茂地区周辺 (『京都の歴史6 伝統の定着』)



図4-21 天明・文化期の上賀茂地区周辺 (『京都の歴史6 伝統の定着』)

イ 国指定文化財の分布

当地区内で重要伝統的建造物群保存地区に上賀茂地区 (社家町) が選定されている。また、記念物 2 件が国指定記念物に指定されている。

国指定文化財京都市, 区域内指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
重要伝統的建造物群保存地区	4 地区	1 地区

地区内の主な国指定文化財は以下のとおりである。

(7) 上賀茂重要伝統的建造物群保存地区

当地区は、洛北、上賀茂神社の境内から流れ出る明神川に架かる土橋、川沿いの土堀、社家の門、妻入りの社家、土堀越しの庭の緑、これらが一体となって江戸時代にできた社家町の貴重な歴史的風致を形成している。

当地区では、地区内の建物の約 63% の建物を、伝統的建造物群の特性を維持していると認め、伝統的建造物として定めている。

また、明神川や石橋、前庭等を、伝統的建造物群と一体を成す環境を保存するために特に必要と認められるものとして定めている。

ウ 国指定以外の指定文化財

当地区内において京都市文化財保護条例に基づく建造物の指定が 2 件、登録が 1 件ある。

国指定以外の文化財の京都市, 地区内の指定件数

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
市指定有形文化財 (建造物)	7 1 件	2 件
市登録有形文化財 (建造物)	2 5 件	1 件

イ 国指定文化財の分布

当地区内で重要伝統的建造物群保存地区に上賀茂地区 (社家町) が選定されている。また、記念物 2 件が国指定記念物に指定されている。

国指定文化財京都市, 区域内指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
重要伝統的建造物群保存地区	4 地区	1 地区

地区内の主な国指定文化財は以下のとおりである。

(7) 上賀茂重要伝統的建造物群保存地区

当地区は、洛北、上賀茂神社の境内から流れ出る明神川に架かる土橋、川沿いの土堀、社家の門、妻入りの社家、土堀越しの庭の緑、これらが一体となって江戸時代にできた社家町の貴重な歴史的風致を形成している。

当地区では、地区内の建物の約 63% の建物を、伝統的建造物群の特性を維持していると認め、伝統的建造物として定めている。

また、明神川や石橋、前庭等を、伝統的建造物群と一体を成す環境を保存するために特に必要と認められるものとして定めている。

ウ 国指定以外の指定文化財

当地区内において京都市文化財保護条例に基づく建造物の指定が 2 件、登録が 1 件ある。

国指定以外の文化財の京都市, 地区内の指定件数

区 分	市内の指定・登録件数	地区内の件数
市指定有形文化財 (建造物)	6 9 件	2 件
市登録有形文化財 (建造物)	2 5 件	1 件

新（P4-35）

エ 景観法，市条例関連の指定物件等

当地区内に，景観法に基づく景観重要建造物1件，京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区（上賀茂郷地区）指定している。

景観法，市条例関連の京都市，地区内の指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	97件	1件
界わい景観整備地区	8地区	1地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事＜場所＞	内容
5月	5日	競馬会神事＜上賀茂神社＞	
	15日	葵祭＜京都御所・下鴨神社・上賀茂神社＞	祇園祭，時代祭と共に京都三大祭の一つ。平安朝の優美な古典行列が見られる。
	15日	やすらい花	

旧（P4-35）

エ 景観法，市条例関連の指定物件等

当地区内に，景観法に基づく景観重要建造物1件，京都市市街地景観整備条例に基づく界わい景観整備地区を1地区（上賀茂郷地区）指定している。

景観法，市条例関連の京都市，地区内の指定件数

区 分	市内の指定件数	地区内の件数
景観重要建造物	87件	1件
界わい景観整備地区	8地区	1地区

オ 主な伝統的祭事の一覧

月	日	年中行事＜場所＞	内容
5月	5日	競馬会神事＜上賀茂神社＞	
	15日	葵祭＜京都御所・下鴨神社・上賀茂神社＞	祇園祭，時代祭と共に京都三大祭の一つ。平安朝の優美な古典行列が見られる。
	15日	やすらい花	

新（P5-11）	旧（P5-11）
<p>4 重点区域における建築基準法との連携</p> <p>(1) 京都市伝統的景観の保全に係る防火上の措置に関する条例</p> <p>第3章で述べているように、平成14年（2002）に、伝統的な建築物に即した市独自の防火基準を定めた条例を制定し、防火・準防火地域の指定を解除することで、伝統的技法による修復等を可能にし、伝統的な町並みの保全を図っている。現在、歴史的市街地地区内の「祇園町南側地区」に適用している。</p> <p>(2) 歴史的細街路の維持のための建築基準法第42条3項の活用</p> <p>第3章で述べているように、平成18年3月に、建築基準法第42条第3項の規定を活用し、歴史的市街地地区内の「祇園町南側地区」において、防火対策などを講じることによって、細街路の拡幅義務を緩和し、京都らしい細街路の維持・継承に努めている。</p> <p>また、市内には細街路が多数あり、歴史都市京都にとって大切な資産である一方で、建替えや大きな修繕が難しく、災害時の避難が困難であるなど防災上の課題を有していることから、地域の合意のもと、一定条件を満たす場合には細街路での建替え等ができるようにする「路地のある町並みを再生するための道路指定制度」を平成26年4月に創設し、運用開始した。これにより、袋路や幅員1.8m未満の非道路を建築基準法上の道路にするとともに、拡幅義務を緩和することで建替えを誘導し、細街路の防災性を向上させ、安全を高めつつ細街路の町並みを維持保全する。</p> <p>(3) 京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例</p> <p>第3章で述べているように、景観的、文化的に特に重要なものとして位置付けられた建築物について、建築物の安全性等の維持向上を図ることにより、建築基準法の適用を除外する条例を制定。</p> <p>京町家等の伝統的な木造建築物については、平成24年4月に「京都市伝統的な木造建築物の保存及び活用に関する条例」を施行し、平成25年11月には、条例の対象建築物を木造以外の建築物にも拡大する条例改正を行い、条例名称も「京都市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例」となった。</p> <p>(4) 京都市京町家の保全及び継承に関する条例</p> <p>第3章で述べているように、京都のまちなか景観の基盤を構成し、歴史的風致の重要な構成要素である京町家は、今もなお、年間約2%の割合で滅失が進行しており、京町家の空き家率も14%を超えるなど、歴史都市・京都のアイデンティティを脅かす重大な危機にある。このため、多様な主体の責務・役割を明確にするとともに、京町家の取壊しに関する手続き等を定める条例を平成29年11月に制定し、京町家の保全及び継承を推進する。</p>	<p>4 重点区域における建築基準法との連携</p> <p>(1) 京都市伝統的景観の保全に係る防火上の措置に関する条例</p> <p>第3章で述べているように、平成14年（2002）に、伝統的な建築物に即した市独自の防火基準を定めた条例を制定し、防火・準防火地域の指定を解除することで、伝統的技法による修復等を可能にし、伝統的な町並みの保全を図っている。現在、歴史的市街地地区内の「祇園町南側地区」に適用している。</p> <p>(2) 歴史的細街路の維持のための建築基準法第42条3項の活用</p> <p>第3章で述べているように、平成18年3月に、建築基準法第42条第3項の規定を活用し、歴史的市街地地区内の「祇園町南側地区」において、防火対策などを講じることによって、細街路の拡幅義務を緩和し、京都らしい細街路の維持・継承に努めている。</p> <p>5 重点区域における市条例との連携</p> <p>(1) 京都市市街地景観整備条例</p> <p>第3章で述べているように、昭和47年（1972）に京都市市街地景観条例を制定、その後、平成7年に京都市市街地景観整備条例に改定し、平成19年3月に大幅改正を行った。</p> <p>歴史的景観を形成している建造物群が存する地域で、その景観を保全し、又は修景する必要があるものについては歴史的景観保全修景地区に指定している。現在は、祇園町南地区、祇園縄手・新門前地区、^{かみのきょうこかわ}上京小川地区の3地区を指定しており、全地区が重点区域内にある。また、まとまりのある景観の特性を示している市街地の地域で、市街地景観の整備を図る必要があるものについては界わい景観整備地区に指定している。現在、伏見南浜地区や上賀茂郷地区等、8地区を指定しており、西京極原地区を除く7地区が重点区域内にある。また、歴史的景観保全修景地区（3地区）及び界わい景観整備地区（8地区）は、歴史遺産型美観地区に指定している。</p> <p>更に、歴史的な意匠を有し、かつ、地域における市街地景観の整備を図るうえで重要な要素となっていると認められる建築物又は工作物を歴史的意匠建造物に指定している。</p> <p>(2) 京都市眺望景観創生条例</p> <p>第3章で述べているように、京都の優れた眺望景観を創生するとともに、これらを将来の世代に継承するため、平成19年3月に京都市眺望景観創生条例を制定した。</p>

新（P5-12）	旧
<p>5 重点区域における市条例との連携</p> <p>(1) 京都市市街地景観整備条例</p> <p>第3章で述べているように、昭和47年（1972）に京都市市街地景観条例を制定、その後、平成7年に京都市市街地景観整備条例に改定し、平成19年3月に大幅改正を行った。</p> <p>歴史的景観を形成している建造物群が存する地域で、その景観を保全し、又は修景する必要があるものについては歴史的景観保全修景地区に指定している。現在は、祇園町南地区、祇園縄手・新門前地区、^{かみのきょうこかわ}上京小川地区の3地区を指定しており、全地区が重点区域内にある。また、まとまりのある景観の特性を示している市街地の地域で、市街地景観の整備を図る必要があるものについては界わい景観整備地区に指定している。現在、伏見南浜地区や上賀茂郷地区等、8地区を指定しており、西京極原地区を除く7地区が重点区域内にある。また、歴史的景観保全修景地区（3地区）及び界わい景観整備地区（8地区）は、歴史遺産型美観地区に指定している。</p> <p>更に、歴史的な意匠を有し、かつ、地域における市街地景観の整備を図るうえで重要な要素となっていると認められる建築物又は工作物を歴史的意匠建造物に指定している。</p>	

新 (P 6 - 2 0)

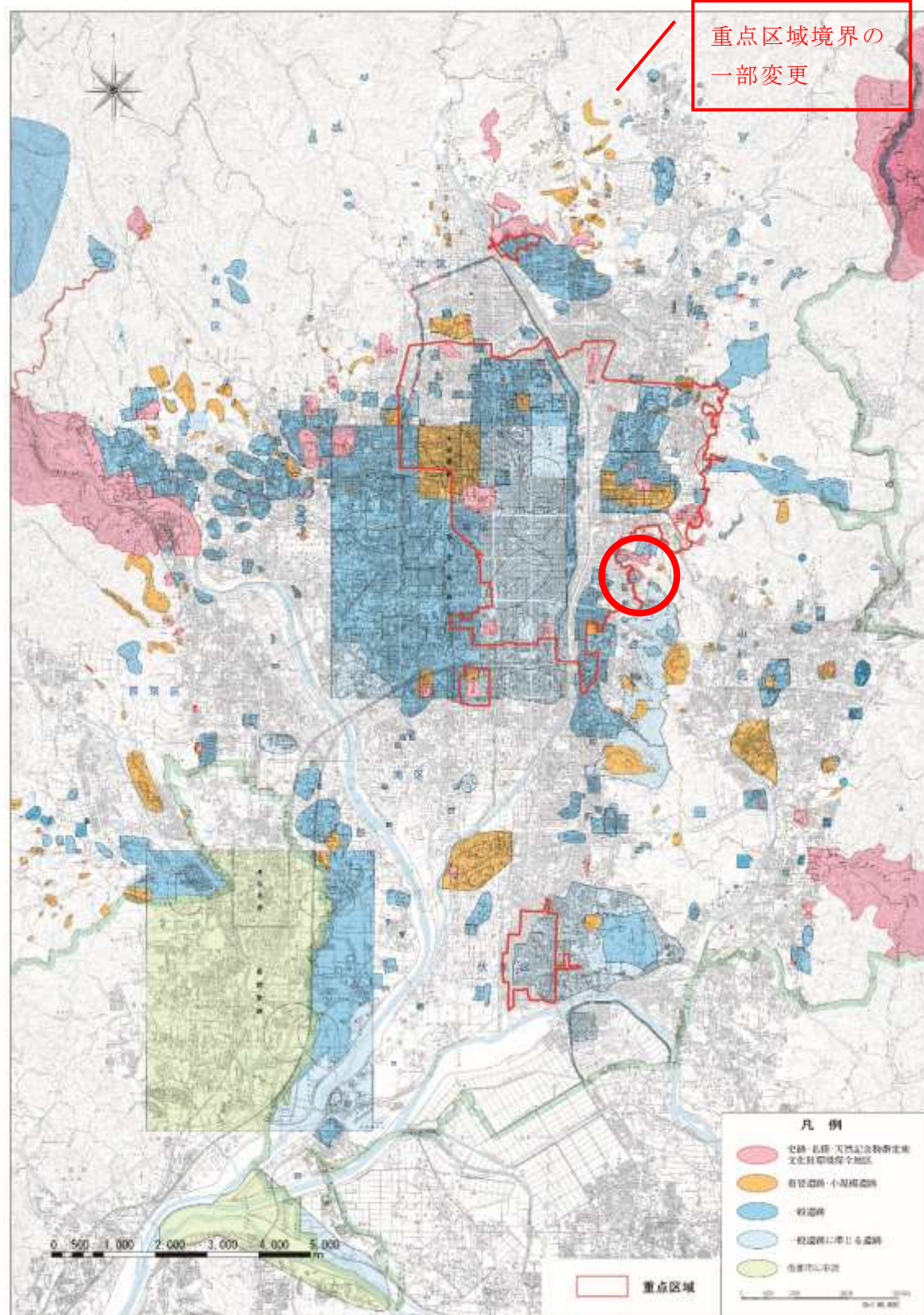


图 6-1 京都市遺跡地図

旧 (P 6 - 2 0)

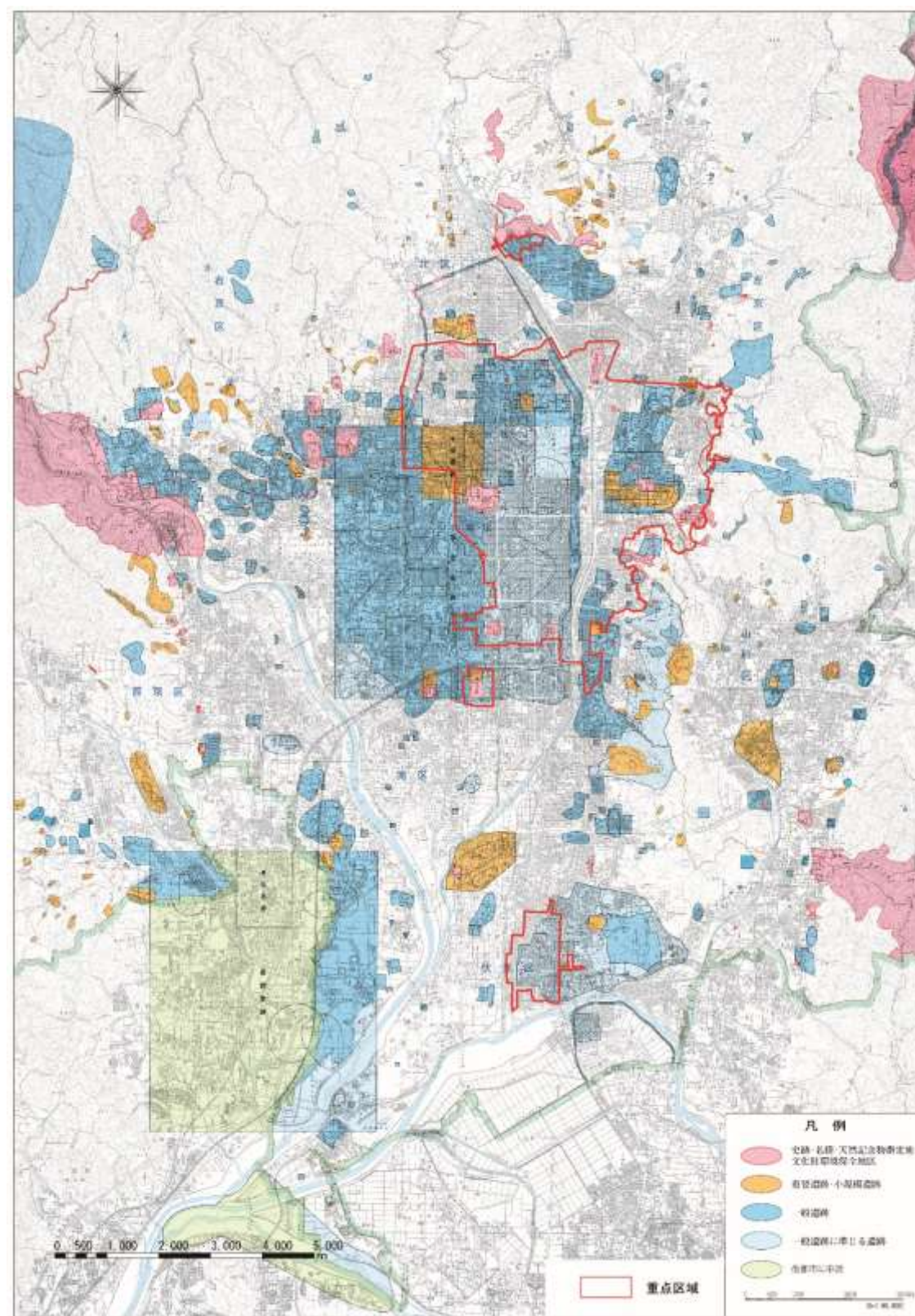


图 6-1 京都市遺跡地図

新 (P 7 - 1 2)

工 ^{きよみず} 清水地区周辺整備

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
道路修景整備事業 清水周辺地区	H23～H32	H23・H26～H32 市単独事業, H24 地域自主戦略交付金 (内閣府) H25 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) (国土交通省)
清水・祇園地区	H30～H32	社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) (国土交通省)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 東山区祇園町北側～東山区清水一丁目地内

(事業内容)

京都を代表する観光地である東山地区にある約1,150m区間において、無電柱化及び道路修景整備を行う。また、約1,010m区間において石畳風舗装、景観型照明の設置、及び事業区域において観光案内標識の設置を行う。

なお、当該区域に隣接する産寧坂伝統的建造物群保存地区内の主要な路線については、既に無電柱化事業が完了している。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

当該事業区域は、歴史的市街地地区の中に位置した、産寧坂伝統的建造物群保存地区に隣接した地区であり、清水寺までのアクセス経路として現在でも多くの観光客で賑わう地域である。当該事業によって、清水地区の無電柱化をさらに進めることで、伝統的な建造物が建ち並ぶ清水寺への参詣道の町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。



写真 7-4 清水周辺

旧 (P 7 - 1 2)

工 ^{きよみず} 清水地区周辺整備

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
道路修景整備事業 清水周辺地区	H23～H32	H23・H26～H32 市単独事業, H24 地域自主戦略交付金 (内閣府) H25 社会資本整備総合交付金 (都市再生整備計画事業) (国土交通省)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 東山区清水四丁目～東山区清水一丁目地内

(事業内容)

京都を代表する観光地である東山地区にある約1,150m区間において、無電柱化及び道路修景整備を行う。

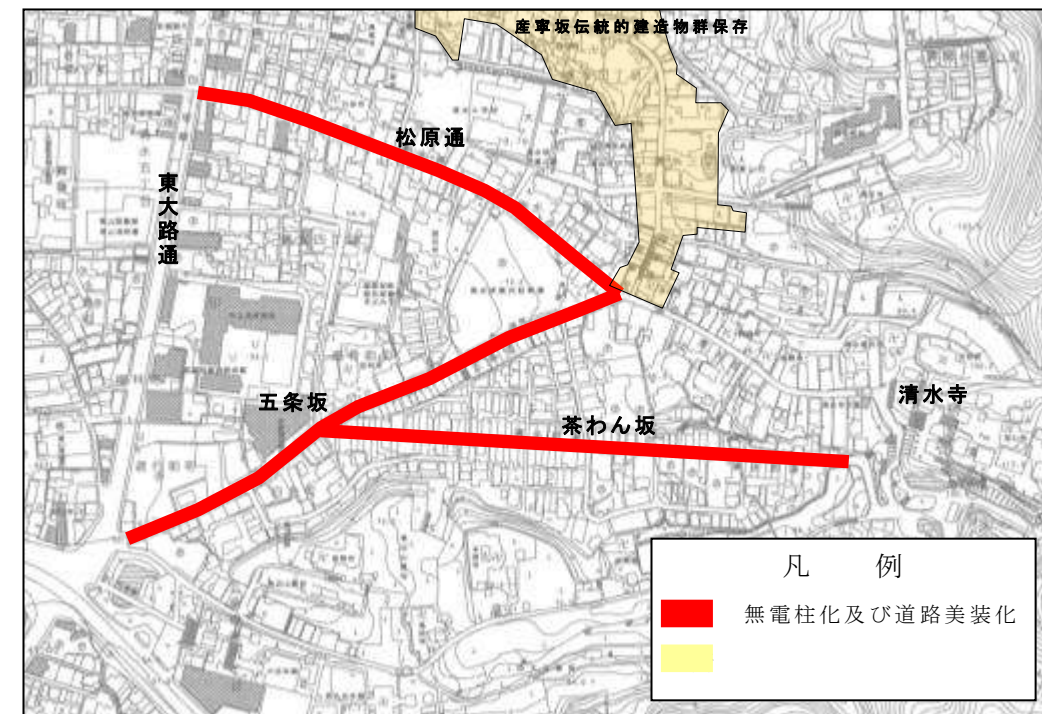
なお、当該区域に隣接する産寧坂伝統的建造物群保存地区内の主要な路線については、既に無電柱化事業が完了している。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

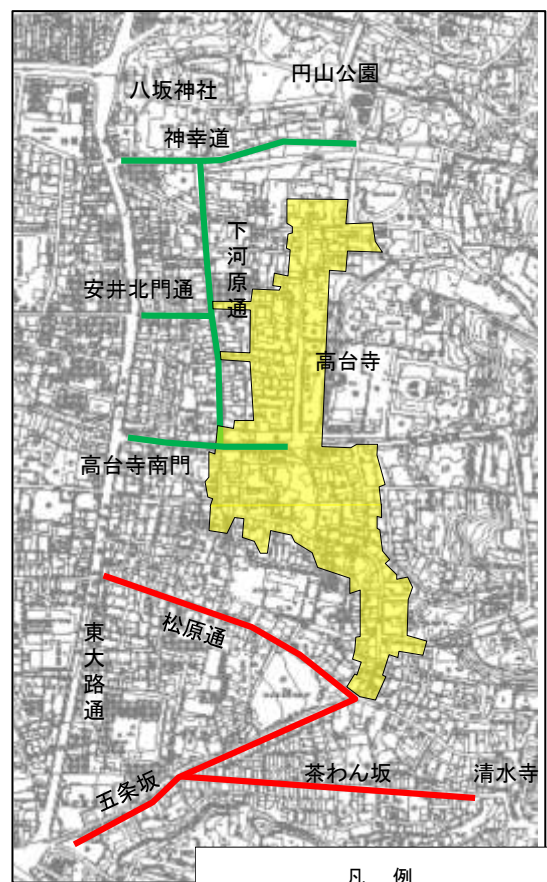
当該事業区域は、歴史的市街地地区の中に位置した、産寧坂伝統的建造物群保存地区に隣接した地区であり、清水寺までのアクセス経路として現在でも多くの観光客で賑わう地域である。当該事業によって、清水地区の無電柱化をさらに進めることで、伝統的な建造物が建ち並ぶ清水寺への参詣道の町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。



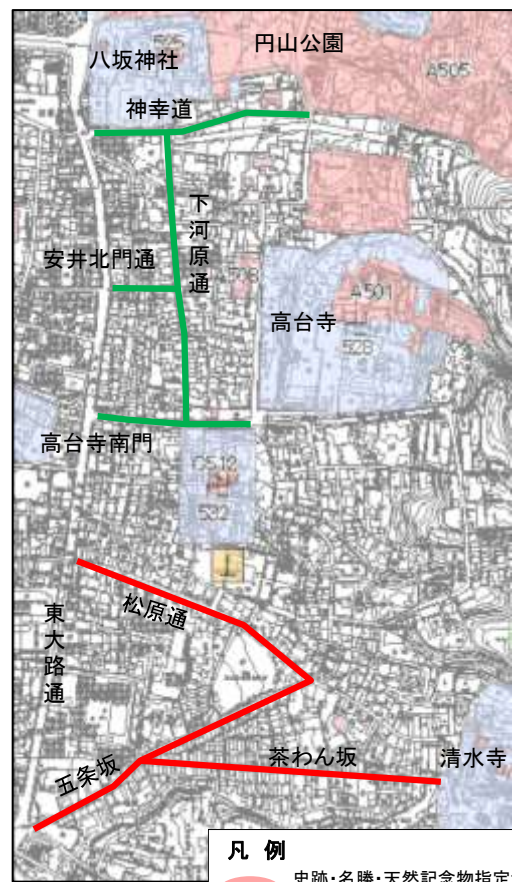
写真 7-4 清水周辺



新 (P 7 - 1 3)

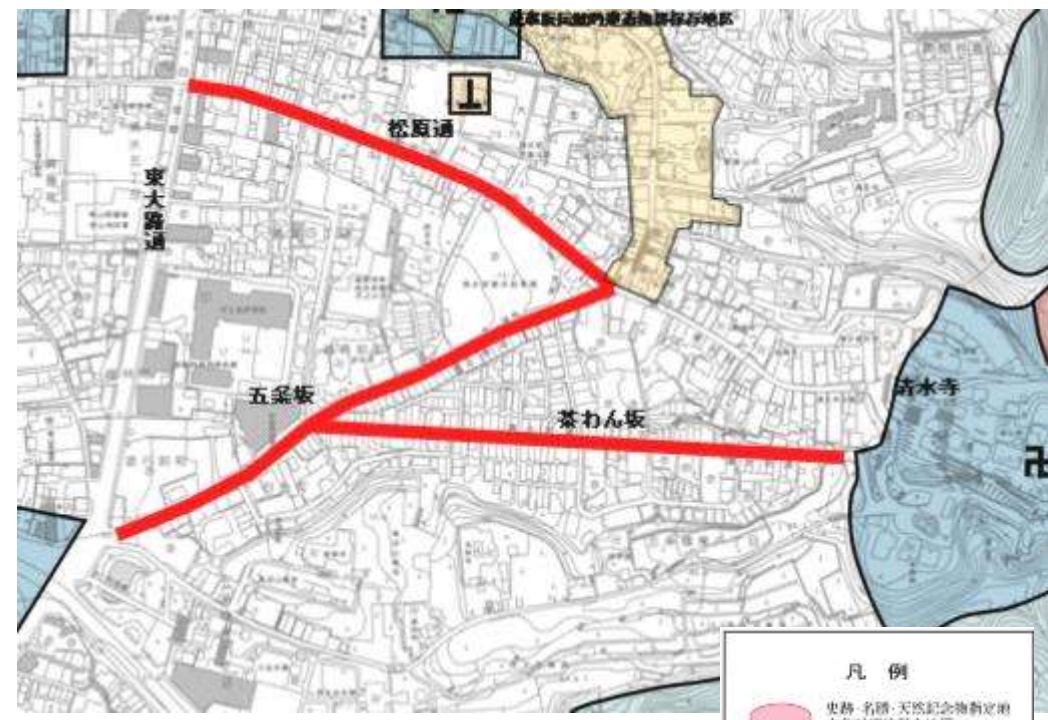


- 凡例
- 無電柱化及び道路美化箇所
 - 石畳風舗装、景観型照明の整備箇所
 - 産寧坂伝統的建造物群保存地区範囲



- 凡例
- 史跡・名勝・天然記念物指定地及び文化財環境保全地区
 - 重要遺跡・小規模遺跡
 - 一般遺跡
 - 一般遺跡に準じる遺跡

旧 (P 7 - 1 3)



- 凡例
- 史跡・名勝・天然記念物指定地及び文化財環境保全地区
 - 重要遺跡・小規模遺跡
 - 一般遺跡
 - 一般遺跡に準じる遺跡
 - 産寧坂に準ずる

新 (P 7 - 1 4)

(2) 無電柱化等事業

京都市では、安全で快適な通行空間の確保，都市災害の防止，都市景観の向上及び、情報通信ネットワークの信頼性向上を目的とし、「無電柱化等事業」を行っている。

また、「古都・京都の文化財」として『世界遺産一覧表』に登録された文化資産や文化財を核に，その周辺の無電柱化等事業を行うことにより更に京都の魅力や歴史的風致の維持向上を図る。

ア 無電柱化事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
無電柱化等事業	嵯峨釈迦堂：H20～H22	嵯峨釈迦堂 H20:電線共同溝整備事業費補助(国土交通省)
	仁和寺 ^{にんな} ：H21～H22	嵯峨釈迦堂，仁和寺，銀閣寺 H21:交通安全事業統合補助(国土交通省)
	切通し：H21～H22	切通し，清水寺 H21 電線共同溝整備事業費補助(国土交通省)
	清水寺：H21～H24	清水寺 H22 社会資本整備総合交付金(道路事業)(国土交通省)
	銀閣寺：H21～	清水寺 H22 社会資本整備総合交付金(道路事業)(国土交通省)
	嵯峨鳥居本 ^{さがとりいもと} ：H23～H25	嵯峨鳥居本，渡月橋南詰 H24 地域自主戦略交付金(内閣府) H25 社会資本整備総合交付金 道路事業(国土交通省)
	渡月橋南詰 ^{とげつきょう} ：H24～H25	銀閣寺 H26～防災・安全交付金 道路事業(国土交通省)
	嵯峨天龍寺：H27～	嵯峨天龍寺 H27～防災・安全交付金 道路事業(国土交通省)
	先斗町：H27～	先斗町 H27～防災・安全交付金 道路事業(国土交通省)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 世界文化遺産周辺や歴史的町並み等

- 嵯峨釈迦堂：右京区嵯峨釈迦堂門前南中院町～右京区嵯峨釈迦堂大門町地内
- 仁和寺：右京区御室小松野町他地内
- 切通し：東山区清本町他地内
- 清水寺：東山区清水一丁目他地内
- 銀閣寺：左京区浄土寺東田町他地内
- 嵯峨鳥居本：右京区嵯峨鳥居本六反町他地内
- 渡月橋南詰：西京区嵐山中尾下町他地内

旧 (P 7 - 1 4)

(2) 無電柱化等事業

京都市では、安全で快適な通行空間の確保，都市災害の防止，都市景観の向上及び、情報通信ネットワークの信頼性向上を目的とし、「無電柱化等事業」を行っている。

また、「古都・京都の文化財」として『世界遺産一覧表』に登録された文化資産や文化財を核に，その周辺の無電柱化等事業を行うことにより更に京都の魅力や歴史的風致の維持向上を図る。

ア 無電柱化事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
無電柱化等事業	嵯峨釈迦堂：H20～H22	嵯峨釈迦堂 H20:電線共同溝整備事業費補助(国土交通省)
	仁和寺 ^{にんな} ：H21～H22	嵯峨釈迦堂，仁和寺，銀閣寺 H21:交通安全事業統合補助(国土交通省)
	切通し：H21～H22	切通し，清水寺 H21 電線共同溝整備事業費補助(国土交通省)
	清水寺：H21～H24	清水寺 H22 社会資本整備総合交付金(道路事業)(国土交通省)
	銀閣寺：H21～	清水寺 H22 社会資本整備総合交付金(道路事業)(国土交通省)
	嵯峨鳥居本 ^{さがとりいもと} ：H23～H25	嵯峨鳥居本，渡月橋南詰 H24 地域自主戦略交付金(内閣府) H25 社会資本整備総合交付金 道路事業(国土交通省)
	渡月橋南詰 ^{とげつきょう} ：H24～H25	銀閣寺 H26～防災・安全交付金 道路事業(国土交通省)
	嵯峨天龍寺：H27～	嵯峨天龍寺 H27～防災・安全交付金 道路事業(国土交通省)
	先斗町：H27～	先斗町 H27～防災・安全交付金 道路事業(国土交通省)

(事業主体) 京都市

(事業区域) 世界文化遺産周辺や歴史的町並み等

- 嵯峨釈迦堂：右京区嵯峨釈迦堂門前南中院町～右京区嵯峨釈迦堂大門町地内
- 仁和寺：右京区御室小松野町他地内
- 切通し：東山区清本町他地内
- 清水寺：東山区清水一丁目他地内
- 銀閣寺：左京区浄土寺東田町他地内
- 嵯峨鳥居本：右京区嵯峨鳥居本六反町他地内
- 渡月橋南詰：西京区嵐山中尾下町他地内

新 (P 7 - 1 5)

嵯峨天龍寺： 右京区嵯峨天龍寺瀬戸川町他地内

先斗町： 中京区石屋町～中京区柏屋町

(事業内容)

京都市内の幹線道路や景観にとりわけ配慮すべき地区（世界文化遺産周辺，伝統的建造物群保存地区など）について，電線共同溝の整備や架空線整理，無電柱化事業を推進している。平成28年度末までに約6.1 k mの無電柱化が完了している。

平成30年度以降については，引き続き，無電柱化候補路線中，諸条件が整った路線から，無電柱化を推進していく予定である。

イ 無電柱化事業（国直轄事業）

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
無電柱化事業	S61～	国直轄事業

(事業主体) 国土交通省

(事業区域) 国土交通省所管国道

(事業内容)

京都日本屈指の観光都市であり，その魅力を最大限に引き出すためにも，美しい景観と一体となる道路整備が必要である。そのため，国道9号，国道24号等で電線共同溝の整備を進めている。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

無電柱化事業は，京都の町並みと道路空間が一体となった歴史的空間の環境整備を図るうえで重要である。本事業を推進していくことで，歴史的な町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。

旧 (P 7 - 1 5)

嵯峨天龍寺： 右京区嵯峨天龍寺瀬戸川町他地内

先斗町： 中京区石屋町～中京区柏屋町

(事業内容)

京都市内の幹線道路や景観にとりわけ配慮すべき地区（世界文化遺産周辺，伝統的建造物群保存地区など）について，電線共同溝の整備や架空線整理，無電柱化事業を推進している。平成23年度末までに約6.0 k mの無電柱化が完了している。

平成24年度以降については，引き続き，無電柱化推進候補路線中，諸条件が整った路線から，無電柱化を推進していく予定である。

イ 無電柱化事業（国直轄事業）

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
無電柱化事業	S61～	国直轄事業

(事業主体) 国土交通省

(事業区域) 国土交通省所管国道

(事業内容)

京都日本屈指の観光都市であり，その魅力を最大限に引き出すためにも，美しい景観と一体となる道路整備が必要である。そのため，国道9号，国道24号等で電線共同溝の整備を進めている。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

無電柱化事業は，京都の町並みと道路空間が一体となった歴史的空間の環境整備を図るうえで重要である。本事業を推進していくことで，歴史的な町並みを活かした風情や品格のあるまちづくりが推進される。

新（P7-30）

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
名勝円山公園再整備（修復）事業	H28～	歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業（文化庁）
名勝円山公園再整備事業	H28～	社会資本整備総合交付金（都市公園等事業）（国土交通省）

（事業主体）京都市
（事業区域）円山公園



位置図

（事業内容）

明治19年（1886）に開設され、大正期に武田五一による公園改良計画、植治による日本庭園部分の作庭によって改修された円山公園は、平成28年に開園130年を迎えた。同公園は昭和6年（1931）に国の名勝に指定されたが、文化財としての価値が十分に検証されていなかったこともあり、公園施設が老朽化するなど様々な課題が生じている。平成32年には東京オリンピックが開催されることを受け、国内外からより多くの観光客の来訪が期待されている。市民と国内外からの来訪者がその魅力を持続的に享受できることを目指し、名勝円山公園として、適切な保存管理のための計画を策定の上、平成28年度から調査・測量設計、平成29年度から再整備（修復）工事を実施している。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

円山公園は、本市における最古の公園で、自然の丘陵を利用して作庭された。この公園は、公園中央部にある枝垂桜とともに市内随一の行楽地となっている。公園東側は東山に続き、西は八坂神社、南は高台寺、北は知恩院等に隣接し、観光地の一環を成している。この公園を再整備（修復）することにより、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりや人が主役の歩いて楽しいまちづくりが推進される。



写真 7-12-1 円山公園



写真 7-12-2 円山公園

旧（P7-30）

事業名	事業期間	備考（国の支援事業等について）
名勝円山公園再整備（修復）事業	H28～	歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業（文化庁）
名勝円山公園再整備事業	H28～	社会資本整備総合交付金（都市公園等事業）（国土交通省）

（事業主体）京都市
（事業区域）円山公園



位置図

（事業内容）

明治19年（1886）に開設され、大正期に武田五一による公園改良計画、植治による日本庭園部分の作庭によって改修された円山公園は、平成28年に開園130年を迎える。同公園は昭和6年（1931）に国の名勝に指定されたが、文化財としての価値が十分に検証されていなかったこともあり、公園施設が老朽化するなど様々な課題が生じている。平成32年には東京オリンピックが開催されることを受け、国内外からより多くの観光客の来訪が期待されている。市民と国内外からの来訪者がその魅力を持続的に享受できることを目指し、名勝円山公園として、適切な保存管理のための計画を策定の上、平成28年度より測量設計、再整備（修復）工事を行う。

（歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由）

円山公園は、本市における最古の公園で、自然の丘陵を利用して作庭された。この公園は、公園中央部にある枝垂桜とともに市内随一の行楽地となっている。公園東側は東山に続き、西は八坂神社、南は高台寺、北は知恩院等に隣接し、観光地の一環を成している。この公園を再整備（修復）することにより、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりや人が主役の歩いて楽しいまちづくりが推進される。



写真 7-12-1 円山公園

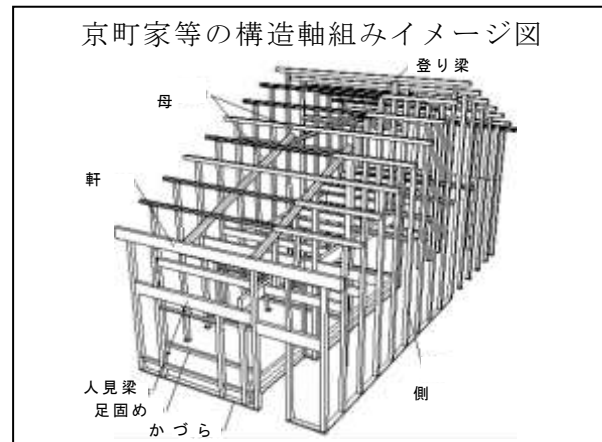


写真 7-12-2 円山公園

ケ 京町家耐震診断・耐震改修に関する事業

(事業内容)

住宅の用途に供されている京町家等(伝統的軸組構法の木造住宅で、昭和25年以前に建築されたもの)について、構造の特徴に適した耐震診断・耐震改修手法により、京都らしい伝統的な町並みを保全しながら、都市居住の文化を支える京町家を住まいとして住み継ぐために地震に対する安全性の向上を図る。



(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

一般的に京町家といわれる木造住宅の多くが建築基準法施行(昭和25年)以前に建築されており、その後に建築された在来軸組構法の木造住宅とは、構造に大きな違いがある。これらの事業を行うことによって、京町家等の構造の特徴に適した耐震診断・耐震改修が促進される。また、伝統的な町並みを保全しながら、都市居住の文化を支える京町家を住まいとして継承し、安心安全なまちを形成していくことで、歴史的建造物を活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京町家耐震診断士派遣事業	H19～	(国土交通省) (H21まで地域住宅交付金) H22～H23 社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業) H24 社会資本整備総合交付金(全国防災枠) (住宅・建築物安全ストック形成事業) H25～防災・安全交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)

(事業主体) **京町家等の所有者又は居住者(予定を含む)(間接)**

(事業区域) 市域全体

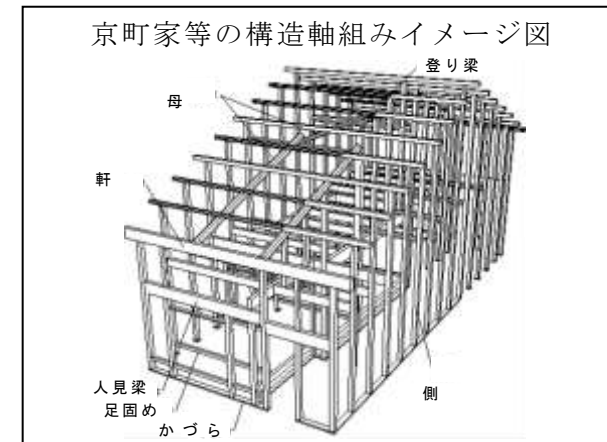
(事業内容)

京町家等の耐震化を促進するため、京町家等の所有者に対して「京都市京町家派遣耐震診断士」を派遣し、京町家の特徴に適した診断手法で耐震診断を行う。所有者には、費用の一部を負担してもらう。

ケ 京町家耐震診断・耐震改修に関する事業

(事業内容)

住宅の用途に供されている京町家等(伝統的軸組構法の木造住宅で、昭和25年以前に建築されたもの)について、構造の特徴に適した耐震診断・耐震改修手法により、京都らしい伝統的な町並みを保全しながら、都市居住の文化を支える京町家を住まいとして住み継ぐために地震に対する安全性の向上を図る。



(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

一般的に京町家といわれる木造住宅の多くが建築基準法施行(昭和25年)以前に建築されており、その後に建築された在来軸組構法の木造住宅とは、構造に大きな違いがある。これらの事業を行うことによって、京町家等の構造の特徴に適した耐震診断・耐震改修が促進される。また、伝統的な町並みを保全しながら、都市居住の文化を支える京町家を住まいとして継承し、安心安全なまちを形成していくことで、歴史的建造物を活かしたまちづくりが推進される。

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京町家耐震診断士派遣事業	H19～	(国土交通省) (H21まで地域住宅交付金) H22～H23 社会資本整備総合交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業) H24 社会資本整備総合交付金(全国防災枠) (住宅・建築物安全ストック形成事業) H25～防災・安全交付金(住宅・建築物安全ストック形成事業)

(事業主体) **京都市**

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

京町家等の耐震化を促進するため、京町家等の所有者に対して「京都市京町家派遣耐震診断士」を派遣し、京町家の特徴に適した診断手法で耐震診断を行う。所有者には、費用の一部を負担してもらう。

新 (P 7 - 5 0)

事業名	事業期間	備考
京町家等耐震改修助成事業	H19～	(国土交通省) (H21 まで地域住宅交付金) H22～H23 社会資本整備総合交付金 (地域住宅計画に基づく事業/提案事業) H24 社会資本整備総合交付金 (効果促進事業) H25 防災・安全交付金 (住宅・建築物安全ストック形成事業) H26～防災・安全交付金 (効果促進事業) (京都府) 京都府木造住宅耐震改修等事業費補助

(事業主体) 京町家等の所有者又は居住者 (予定を含む) (間接)

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

京町家等の耐震化を促進するため、地震に対して安全でないと診断された京町家等、景観重要建造物又は歴史的風致形成建造物の居住者等で、耐震改修を行う方に対し、その経費の一部を助成する。

事業名	事業期間	備考
木造住宅耐震改修計画作成助成事業	H24～	(国土交通省) H24 社会資本整備総合交付金 (住宅建築物安全ストック形成事業) H25～防災・安全交付金 (住宅・建築物安全ストック形成事業)

(事業主体) 木造住宅の所有者又は居住者 (予定を含む) (間接)

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

木造住宅 (京町家等を含む。以下同じ) の耐震化を促進するため、地震に対して安全でないと診断された木造住宅の所有者等に対し、一定の耐震性を確保する耐震改修の計画作成、設計及び工事費の見積り等に要する費用の一部を助成する。

旧 (P 7 - 5 0)

事業名	事業期間	備考
京町家等耐震改修助成事業	H19～	(国土交通省) (H21 まで地域住宅交付金) H22～H23 社会資本整備総合交付金 (地域住宅計画に基づく事業/提案事業) H24 社会資本整備総合交付金 (効果促進事業) H25 防災・安全交付金 (住宅・建築物安全ストック形成事業) H26～防災・安全交付金 (効果促進事業) (京都府) 京都府木造住宅耐震改修等事業費補助

(事業主体) 京町家等の居住者、居住予定者又は所有者

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

京町家等の耐震化を促進するため、地震に対して安全でないと診断された京町家等、景観重要建造物又は歴史的風致形成建造物の居住者等で、耐震改修を行う方に対し、その経費の一部を助成する。

事業名	事業期間	備考
木造住宅耐震改修計画作成助成事業	H24～	(国土交通省) H24 社会資本整備総合交付金 (住宅建築物安全ストック形成事業) H25～防災・安全交付金 (住宅・建築物安全ストック形成事業)

(事業主体) 木造住宅の居住者、居住予定者、所有者又は所有予定者

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

木造住宅 (京町家等を含む。以下同じ) の耐震化を促進するため、地震に対して安全でないと診断された木造住宅の所有者等に対し、一定の耐震性を確保する耐震改修の計画作成、設計及び工事費の見積り等に要する費用の一部を助成する。

新（P7-51）

事業名	事業期間	備考
まちの匠の知恵を活かした 京都型耐震リフォーム支援 事業	H24～	(国土交通省) H24 社会資本整備総合交付金 (効果促進事業) H25～防災・安全交付金(効果促進 事業) (京都府) 京都府木造住宅耐震改修等事業費補助

(事業主体) 木造住宅の**所有者又は居住者(予定を含む)(間接)**

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

耐震性が確実に向上する工事をあらかじめメニュー化し、木造住宅（京町家等を含む。）の所有者等に対し、メニューに該当する耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。

旧（P7-51）

事業名	事業期間	備考
まちの匠の知恵を活かした 京都型耐震リフォーム支援 事業	H24～	(国土交通省) H24 社会資本整備総合交付金 (効果促進事業) H25～防災・安全交付金(効果促進 事業) (京都府) 京都府木造住宅耐震改修等事業費補助

(事業主体) 木造住宅の**居住者, 居住予定者, 所有者又は所有予定者**

(事業区域) 市域全域

(事業内容)

耐震性が確実に向上する工事をあらかじめメニュー化し、木造住宅（京町家等を含む。）の所有者等に対し、メニューに該当する耐震改修工事に要する費用の一部を助成する。

新 (P7-52, 53)

シ 京町家まちづくり調査

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京町家まちづくり調査	H20～H21 H28(追跡調査)	市単独事業

(事業主体) 京都市, (財) 京都市景観・まちづくりセンター, 立命館大学

(事業区域) 戦前に市街化された地域, 旧街道沿い

(事業内容)

京都の伝統的な建築様式や生活様式を伝え, 現在も職住共存の暮らしのある京町家は, 過去2回の調査結果により, 都心部等の町家が約13%(年間約2%)の割合で消失していることが判明し, その保全・活用策が課題となっている。

実効ある施策立案に反映するため, 京町家の専門家や関連団体, 市民ボランティアの協力を得て, 市域に残存する全ての京町家(調査対象として推定5万件を推定)を対象とする「京町家まちづくり調査」を平成20年度より2箇年で実施した。

また, その後の残存状況を確認するため, 平成28年度に追跡調査を実施した。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

歴史的風致の構成要素である京町家に関わる様々な課題を把握し, その保全・活用のための実効ある制度・仕組みの立案に役立てることにより, 年々減少する京町家の保全・活用につながり, 歴史的建造物を守り育て, 活かしたまちづくりが推進される。

旧 (P7-52, 53)

シ 京町家まちづくり調査

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京町家まちづくり調査	H20～H21	市単独事業

(事業主体) 京都市, (財) 京都市景観・まちづくりセンター, 立命館大学

(事業区域) 戦前に市街化された地域, 旧街道沿い

(事業内容)

京都の伝統的な建築様式や生活様式を伝え, 現在も職住共存の暮らしのある京町家は, 過去2回の調査結果により, 都心部等の町家が約13%(年間約2%)の割合で消失していることが判明し, その保全・活用策が課題となっている。

実効ある施策立案に反映するため, 京町家の専門家や関連団体, 市民ボランティアの協力を得て, 市域に残存する全ての京町家(調査対象として推定5万件を推定)を対象とする「京町家まちづくり調査」を平成20年度より2箇年で実施した。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

歴史的風致の構成要素である京町家に関わる様々な課題を把握し, その保全・活用のための実効ある制度・仕組みの立案に役立てることにより, 年々減少する京町家の保全・活用につながり, 歴史的建造物を守り育て, 活かしたまちづくりが推進される。

(3) 良好な景観の誘導

景観の阻害要因となる違反広告物の撤去及び優良広告物の誘導を行うことにより、文化財や歴史的な町並みと調和した周辺整備を行う。

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
屋外広告物適正化推進事業	H18～	市単独事業
広告景観づくりデザイン助成事業	H19～	市単独事業
屋外広告物の簡易除却	S31～	市単独事業(委託事業はH16まで府補助金)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

京都市では、良好な広告物景観を形成するため、行政代執行も視野に入れた集中的な違反指導を行っているところであり、早期の是正完了を目指すとともに、全市域を対象とした指導をより一層強化し、違反状況の解消に努めている。

更に、平成19年度から、広告景観の向上に寄与する、優良な屋外広告物を設置する者に対し、設置費用等を補助する制度として、京都市優良屋外広告物補助金交付制度を設け、優良な広告景観の誘導を行ってきたが、平成28年度からは、京都にふさわしい和風の素材を用いた広告物である「のれん・ちょうちゃん」について、補助を拡充し、制度を京都市広告景観づくり補助金交付制度と改め、広告景観の一層の向上に取り組んでいる。

また、屋外広告物法第7条第4項では、条例に違反しているはり紙、はり札等、広告旗又は立て看板等が掲出されている場合、市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該屋外広告物又は掲出物件を除却することができる」と規定している。

京都市においては、職員又は本市が権限を委嘱したボランティア団体による随時の除却のほか、業者と委託契約を締結し、市内幹線道路にある電柱や道路柵等に掲出されている違反広告物を対象に定期的に除却を行っている。

また、平成19年度から、広告景観の向上に寄与する、優良な屋外広告物を設置する者に対し、設置費用等を補助する制度として、京都市優良屋外広告物補助金交付制度を設け、優良な広告景観の誘導を行ってきたが、平成28年度からは、制度を京都市広告景観づくり補助金交付制度と改め、対象を京都にふさわしい和風の素材を用いた広告物である「のれん・ちょうちゃん」にも拡充し、広告景観の一層の向上に取り組んでいる。



写真 7-27 屋外広告物の簡易除却

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由) 以下略

(3) 良好な景観の誘導

景観の阻害要因となる違反広告物の撤去及び優良広告物の誘導を行うことにより、文化財や歴史的な町並みと調和した周辺整備を行う。

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
屋外広告物適正化推進事業	H18～	市単独事業
広告景観づくりデザイン助成事業	H19～	市単独事業
屋外広告物の簡易除却	S31～	市単独事業(委託事業はH16まで府補助金)

(事業主体) 京都市
(事業区域) 市域全体
(事業内容)

京都市では、良好な広告物景観を形成するため、行政代執行も視野に入れた集中的な違反指導を行っているところであり、早期の是正完了を目指すとともに、全市域を対象とした指導をより一層強化し、違反状況の解消に努めている。

更に、平成19年度から、広告景観の向上に寄与する、優良な屋外広告物を設置する者に対し、設置費用等を補助する制度として、京都市優良屋外広告物補助金交付制度を設け、優良な広告景観の誘導を行ってきたが、平成28年度からは、京都にふさわしい和風の素材を用いた広告物である「のれん・ちょうちゃん」について、補助を拡充し、制度を京都市広告景観づくり補助金交付制度と改め、広告景観の一層の向上に取り組んでいる。

また、屋外広告物法第7条第4項では、条例に違反しているはり紙、はり札等、広告旗又は立て看板等が掲出されている場合、市長又はその命じたものが当該屋外広告物又は掲出物件を除却することができる」と規定している。

京都市では、職員による随時の除却のほか、業者と委託契約を締結し、市内幹線道路にある電柱や道路柵等に掲出されている違反広告物を対象に定期的に除却を行っている。

さらに、増え続ける違反広告物への取組みを強化するため、除却権限を一般の市民にも委嘱して、自らの手で違反広告物を除却できる「京都市はり紙等違反広告物除却活動員」(愛称「京(みやこ)・輝き隊」)を創設し、市内一円で活動を展開している。



写真 7-27 屋外広告物の簡易除却

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

屋外広告物は都市の景観を構成する重要な要素の一つであることから、市内全域において地域の特性に応じた規制や条例の趣旨に沿った是正指導、また、京都にふさわしい広告物に対する補助を行うことにより、歴史都市・京都にふさわしい風情や品格のあるまちづくりが更に推進される。



岡崎地域活性化の核となる施設の集積エリア



ウ 岡崎地域活性化の推進

岡崎地域は、東山を望む素晴らしい都市景観の中に琵琶湖疏水をはじめ、美しい庭園群や文化財、美術館、博物館などの文化交流施設が集積した地域であり、京都を代表する文化・交流ゾーンとして年間500万人以上の方々が来訪している。岡崎地域の優れたポテンシャルの更なる活用と岡崎地域で展開されつつある関連施策の融合による、地域の活性化の羅針盤となる「岡崎地域活性化ビジョン」を平成23年3月に策定した。このビジョンに基づき、琵琶湖疏水や近代化遺産等の歴史的建造物の保存・活用に関する取組や岡崎の総合的な魅力を高める保全・創造の景観・まちづくり等、官民様々な主体による取組を推進していく。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
官民地域連携エリアマネジメント組織の運営・事業推進	H23～	H23 都市環境改善支援事業(国土交通省), H24 民間まちづくり活動促進事業(国土交通省), H24～27 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)(国土交通省)

(事業主体)京都市, エリアマネジメント組織「京都岡崎魅力づくり推進協議会」, その他 (民間施設・事業者等)

(事業区域) 岡崎地域及びその周辺

(事業内容)

岡崎地域の施設, 団体, 事業者, 行政等が参画し, 官民地域連携で「岡崎地域活性化ビジョン」を推進するエリアマネジメント組織「京都岡崎魅力づくり推進協議会」(平成23年7月設立)との連携の下, 夜の賑わいづくりに重点を置いた地域連携型魅力創出事業や, 総合的な案内・情報発信に取り組んでいる。



岡崎地域活性化の核となる施設の集積エリア



ウ 岡崎地域活性化の推進

岡崎地域は、東山を望む素晴らしい都市景観の中に琵琶湖疏水をはじめ、美しい庭園群や文化財、美術館、博物館などの文化交流施設が集積した地域であり、京都を代表する文化・交流ゾーンとして年間500万人以上の方々が来訪している。岡崎地域の優れたポテンシャルの更なる活用と岡崎地域で展開されつつある関連施策の融合による、地域の活性化の羅針盤となる「岡崎地域活性化ビジョン」を平成23年3月に策定した。このビジョンに基づき、琵琶湖疏水や近代化遺産等の歴史的建造物の保存・活用に関する取組や岡崎の総合的な魅力を高める保全・創造の景観・まちづくり等、官民様々な主体による取組を推進していく。

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
官民地域連携エリアマネジメント組織の運営・事業推進	H23～	H23 都市環境改善支援事業(国土交通省), H24 民間まちづくり活動促進事業(国土交通省), H24～27 社会資本整備総合交付金(都市再生整備計画事業)(国土交通省)

(事業主体)京都市, エリアマネジメント組織「京都岡崎魅力づくり推進協議会」, その他 (民間施設・事業者等)

(事業区域) 岡崎地域及びその周辺

(事業内容)

「岡崎地域活性化ビジョン」を推進するため、地域の施設や団体、事業者、行政、専門家などで構成するエリアマネジメント組織「京都岡崎魅力づくり推進協議会」が平成23年7月に設立された。この協議会による魅力創出事業や情報発信など、地域全体の魅力向上に向けた様々な取組を行う。

民間まちづくり活動促進事業:「エリアマネジメント組織の運営費」及び将来ビジョンに掲げる方策を実現するための「社会実験・実証事業費」
社会資本整備総合交付金:エリアマネジメント組織による「上記以外の事業費」(風物詩づくりのための魅力創出事業や情報発信事業など)

(イ) 「伝統産業の日」関連事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
「伝統産業の日」関連事業	H14～	市単独事業

(事業主体) 京都市
 (事業区域) 市域全体
 (事業内容)

京都市では1200年の悠久の歴史の中で培われた京都の伝統産業の魅力を国内外に発信するため、平成13年度に春分の日を「伝統産業の日」と定め、毎年「伝統産業の日」を中心に年間を通して伝統産業に触れられる多彩な事業を実施している。

① 伝統的工芸品の展示会

京都市勧業館(みやこめッセ)等において、様々な展示会を企画し、京都の伝統的工芸品の魅力を紹介している。

② 和装振興事業

きものは日本文化の表象であり、京都は、最もきものの似合う街と言え、きもの着用者が増えることにより、京都の雰囲気醸し出される。「伝統産業の日」の関連イベントとして、きものを着用している人は、元離宮二条城や美術館などの文化観光施設等の入場や、市バス・地下鉄を無料にしたり、京都市交響楽団のコンサートの入場料が半額になるなどの特典を付したり、きもの着用の機会づくりに努めている。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

広く市民や観光客等に伝統産業をPRし、伝統産業に対する理解を深めてもらうことが、需要開拓をはじめ、業界の活性化につながり、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-28 伝統産業の日

(イ) 「伝統産業の日」関連事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
「伝統産業の日」関連事業	H14～	市単独事業

(事業主体) 京都市
 (事業区域) 市域全体
 (事業内容)

京都市では1200年の悠久の歴史の中で培われた京都の伝統産業の魅力を国内外に発信するため、平成13年度に春分の日を「伝統産業の日」と定め、毎年「伝統産業の日」を中心に伝統産業に触れられる多彩な事業を実施している。

① 伝統的工芸品の展示会

京都市勧業館(みやこめッセ)等において、様々な展示会を企画し、京都の伝統的工芸品の魅力を紹介している。

② 和装振興事業

きものは日本文化の表象であり、京都は、最もきものの似合う街と言え、きもの着用者が増えることにより、京都の雰囲気醸し出される。「伝統産業の日」の関連イベントとして、きものを着用している人は、元離宮二条城や美術館などの文化観光施設等の入場や、市バス・地下鉄を無料にしたり、京都市交響楽団のコンサートに無料で招待するなど、きもの着用の機会づくりに努めている。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

広く市民や観光客等に伝統産業をPRし、伝統産業に対する理解を深めてもらうことが、需要開拓をはじめ、業界の活性化につながり、伝統産業を活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-28 伝統産業の日

イ 伝統文化

(7) 五感で感じる和の文化事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
五感で感じる和の文化事業	H21～ H29	市単独事業

(事業主体) 京都市, 京都芸術センター (公益財団法人 京都市芸術文化協会)
 (事業区域) 市域全体
 (事業内容)

京都の歴史と伝統を彩る茶道, 華道, 伝統芸能をはじめ, それらを支える伝統文化 (着物, 工芸品, 楽器など) を, 市民や観光客が気軽に鑑賞し, 身近に触れ, 体験できる機会を創出し, 市民の文化力を深め「京都力」を高めることを目的に「五感で感じる和の文化事業」を実施する。

具体的には, 「触れる」, 「聴く」, 「薫る」, 「味わう」, 「見る」の五感で和の文化を楽しんでいただけるような事業を展開した。

○ 京都創生劇場 (平成24年度までは京都創生座)

平成19年度から, 国立京都伝統芸能文化センター (仮称) の機能として想定している事業を先行的に試行し, センターのイメージを明らかにするためのモデル事業として「京都創生座」を実施した。

平成20年度においては, 「京都創生座」の公演に加え, 更に幅広い角度から伝統文化の魅力も多くの人々に理解いただくため, 伝統芸能を楽しむためのレクチャー公演「伝統芸能ことはじめ」なども実施している。

平成21年度以降は, 「五感で感じる和の文化事業」の中の一事業として総合的な伝統芸能の公演を展開していく。なお, 「京都創生座」は平成26年から「京都創生劇場」と名称を改め, 開催している。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

茶道, 華道, 伝統芸能, 伝統工芸をはじめとする和の文化は, 様々な文化が重なり合い, 支えあって形成され, 受け継がれてきた。これらの文化は京都の町や人々の生活の中に, 教養やたしなみとして息づいて根を下ろし培われてきたが, 近年のライフスタイルの変化等により, 市民側の文化に身近に触れる機会が減少している。

「五感で感じる和の文化事業」を展開することによって, 市民が生活の中で伝統文化・伝統芸能を身近に感じ, 体験することができる機会を創出し, 今まで伝統文化・伝統芸能に親しんでいなかった層がこれらの伝統芸術に関わるきっかけとなり, 伝統文化・伝統芸能の維持・発展につながり, 文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-30 五感で感じる和の文化事業

撮影: 大島拓也

イ 伝統文化

(7) 五感で感じる和の文化事業

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
五感で感じる和の文化事業	H21～	市単独事業

(事業主体) 京都市, 京都芸術センター (公益財団法人 京都市芸術文化協会)
 (事業区域) 市域全体
 (事業内容)

京都の歴史と伝統を彩る茶道, 華道, 伝統芸能をはじめ, それらを支える伝統文化 (着物, 工芸品, 楽器など) を, 市民や観光客が気軽に鑑賞し, 身近に触れ, 体験できる機会を創出し, 市民の文化力を深め「京都力」を高めることを目的に「五感で感じる和の文化事業」を実施する。

具体的には, 「触れる」, 「聴く」, 「薫る」, 「味わう」, 「見る」の五感で和の文化を楽しんでいただけるような事業を展開していく。

○ 京都創生劇場 (平成24年度までは京都創生座)

平成19年度から, 国立京都伝統芸能文化センター (仮称) の機能として想定している事業を先行的に試行し, センターのイメージを明らかにするためのモデル事業として「京都創生座」を実施している。

平成20年度においては, 「京都創生座」の公演に加え, 更に幅広い角度から伝統文化の魅力も多くの人々に理解いただくため, 伝統芸能を楽しむためのレクチャー公演「伝統芸能ことはじめ」なども実施している。

平成21年度以降は, 「五感で感じる和の文化事業」の中の一事業として総合的な伝統芸能の公演を展開していく。なお, 「京都創生座」は平成26年から「京都創生劇場」と名称を改め, 開催している。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

茶道, 華道, 伝統芸能, 伝統工芸をはじめとする和の文化は, 様々な文化が重なり合い, 支えあって形成され, 受け継がれてきた。これらの文化は京都の町や人々の生活の中に, 教養やたしなみとして息づいて根を下ろし培われてきたが, 近年のライフスタイルの変化等により, 市民側の文化に身近に触れる機会が減少している。

「五感で感じる和の文化事業」を展開することによって, 市民が生活の中で伝統文化・伝統芸能を身近に感じ, 体験することができる機会を創出し, 今まで伝統文化・伝統芸能に親しんでいなかった層がこれらの伝統芸術に関わるきっかけとなり, 伝統文化・伝統芸能の維持・発展につながり, 文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-30 五感で感じる和の文化事業

撮影: 大島拓也

新 (P 7 - 7 5)

(イ) 京都文化祭典事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京都文化祭典	H16～H28	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

13年間にわたり毎年、秋の約1箇月半の間、京都の神社仏閣や京都コンサートホールなど、まち全体を舞台に、京都が内外に誇る伝統芸能や先駆的な文化芸術の催しを行った。

また、京都市の他の事業との連携を図りながら様々なイベントを行ったほか、市内の文化団体等に「協賛事業」としての参画を呼びかけた。(なお平成23年度は第26回国民文化祭・京都2011の開催に伴いこれに集約するが、24年度以降は従来スタイルで開催する予定である。)

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都の歴史的な神社仏閣や市内の様々な施設において、京都が悠久の歴史の中で培ってきた伝統芸能から先駆的な文化芸術を発信することによって、京都が世界に誇る「文化芸術都市」であるということをアピールし、文化芸術を活かしたまちづくりを推進することにつながる。

旧 (P 7 - 7 5)

(イ) 京都文化祭典事業

事業名	事業期間	備考(国の支援事業等について)
京都文化祭典	H16～H28	市単独事業

(事業主体) 京都市

(事業区域) 市域全体

(事業内容)

秋の約1箇月半の間、京都の神社仏閣や京都コンサートホールなど、まち全体を舞台に、京都が内外に誇る伝統芸能や先駆的な文化芸術の催しを行う。

また、京都市の他の事業との連携を図りながら様々なイベントを行っていくほか、市内の文化団体等に「協賛事業」としての参画を呼びかける。(なお平成23年度は第26回国民文化祭・京都2011の開催に伴いこれに集約するが、24年度以降は従来スタイルで開催する予定である。)

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

京都の歴史的な神社仏閣や市内の様々な施設において、京都が悠久の歴史の中で培ってきた伝統芸能から先駆的な文化芸術を発信することによって、京都が世界に誇る「文化芸術都市」であるということをアピールし、文化芸術を活かしたまちづくりを推進することにつながる。

新 (P7-76)

(ウ) 市民狂言会

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
市民狂言会	S32～	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 京都観世会館
(事業内容)

大蔵流茂山社中の協力のもと、市民の皆様が親しまれる狂言会として、毎年4回「市民狂言会」を開催する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

日本の古典芸能である狂言が持っている「親しみやすさ」という利点を活かし、伝統芸能への理解を深める第一歩となる事業であり、市民への伝統文化の普及、振興につなげていく。

昭和32年度から開催されている市民狂言会は、平成29年度で60周年を迎え、200回以上の開催を数えており、すでに京都の年中行事の一つとして定着している。今後も継続的に開催することによって、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-31 市民狂言会 撮影：清水俊洋

(I) 京都薪能

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京都薪能	S25～	市単独事業※

※ 国の支援等を受けずに事業を行っているという意。事業自体は京都市と京都能楽会の共催で実施している。

(事業主体) 京都市、一般社団法人京都能楽会、ロームシアター京都 (公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団)

(事業区域) 平安神宮

(事業内容)

毎年6月1日・2日に、平安神宮の境内で薪能を開催。昭和25年から毎年開催しており、京都の年中行事の一つとして、初夏の京都を彩る。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

「京都薪能」は、東山連峰の緑と朱の拝殿を背景に平安神宮の朱の境内で、薪能の幽玄の世界を楽しんでもらうために開催される催しで、平成29年で第68回を数える。この間、市民の能楽への親交に大きく貢献してきた。京都の年中行事の一つとして定着したこの行事を、今後も継続的に開催することによって、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

旧 (P7-76)

(ウ) 市民狂言会

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
市民狂言会	S32～	市単独事業

(事業主体) 京都市
(事業区域) 京都観世会館
(事業内容)

大蔵流茂山社中の協力のもと、市民の皆様が親しまれる狂言会として、毎年4回「市民狂言会」を開催する。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

日本の古典芸能である狂言が持っている「親しみやすさ」という利点を活かし、伝統芸能への理解を深める第一歩となる事業であり、市民への伝統文化の普及、振興につなげていく。

昭和32年度から開催されている市民狂言会は、平成19年度で50周年を迎え、200回を数えており、すでに京都の年中行事の一つとして定着している。今後も継続的に開催することによって、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。



写真 7-31 市民狂言会 撮影：清水俊洋

(I) 京都薪能

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
京都薪能	S25～	市単独事業※

※ 国の支援等を受けずに事業を行っているという意。事業自体は京都市と京都能楽会の共催で実施している。

(事業主体) 京都市、一般社団法人京都能楽会、ロームシアター京都 (公益財団法人京都市音楽芸術文化振興財団)

(事業区域) 平安神宮

(事業内容)

毎年6月上旬に、平安神宮の境内で薪能を開催。昭和25年から毎年開催しており、京都の年中行事の一つとして、初夏の京都を彩る。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

「京都薪能」は、東山連峰の緑と朱の拝殿を背景に平安神宮の朱の境内で、薪能の幽玄の世界を楽しんでもらうために開催される催しで、平成22年で第63回を数える。この間、市民の能楽への親交に大きく貢献してきた。京都の年中行事の一つとして定着したこの行事を、今後も継続的に開催することによって、文化芸術を活かしたまちづくりが推進される。

(6) 世界歴史都市連盟を通じた京都の魅力発信

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
世界歴史都市連盟を通じた国際社会における京都の魅力発信の拡大	H6～	任意団体 (世界歴史都市連盟) の事業

(事業主体) 世界歴史都市連盟

(事業内容)

① 世界歴史都市連盟の活動

「世界歴史都市連盟」は、歴史都市という共通の絆で結ばれた都市が、将来にわたって日常的な交流を促進するために設立された組織である。従来の姉妹都市交流を超えた多角的な都市間交流の方途を開くことにより、人権、民族、宗教、国境などを巡る地域的な紛争や国家間の争いが今なお跡を絶たない現在の世界情勢にある中、世界平和の達成に貢献できることを願って設立されたもので、京都市が**会長と**事務局を務めている。連盟の主な活動は、原則2年に一度の「世界歴史都市会議」の開催や機関紙の刊行などである。

② 次回世界歴史都市会議開催に向けた取組

次回の「第16回世界歴史都市会議」は、2018年9月にトルコのブルサ市で開催予定である。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

世界歴史都市連盟の活動を通じて、国内外を問わず各歴史都市との交流や情報交換、京都市の歴史遺産の保存の取組の発信を行うことにより、文化の発信・発展**につながる結果、歴史的風致の維持及び向上**に寄与する。

(6) 世界歴史都市連盟を通じた京都の魅力発信

事業名	事業期間	備考 (国の支援事業等について)
世界歴史都市連盟を通じた国際社会における京都の魅力発信の拡大	H6～	任意団体 (世界歴史都市連盟) の事業

(事業主体) 世界歴史都市連盟

(事業内容)

① 世界歴史都市連盟の活動

「世界歴史都市連盟」は、歴史都市という共通の絆で結ばれた都市が、将来にわたって日常的な交流を促進するために設立された組織である。従来の姉妹都市交流を超えた多角的な都市間交流の方途を開くことにより、人権、民族、宗教、国境などを巡る地域的な紛争や国家間の争いが今なお跡を絶たない現在の世界情勢にある中、世界平和の達成に貢献できることを願って設立されたもので、京都市が事務局を務めている。連盟の主な活動は、原則2年に一度の「世界歴史都市会議」の開催や機関紙の刊行などである。

② 次回世界歴史都市会議開催に向けた取組

次回の「第13回世界歴史都市会議」は、平成24年度にベトナムのフエ市で開催予定である。第13会議に先立ち、平成23年度には、理事会を同市で開催する予定である。

(歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由)

世界歴史都市連盟の活動を通じて、国内外を問わず各歴史都市との交流や情報交換、京都市の歴史遺産の保存の取組の発信を行うことにより、文化の発信・発展に寄与する。

第8章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

京都の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図るうえで必要かつ重要と認められる建造物を「歴史的風致形成建造物」として指定する。

歴史的風致形成建造物に想定されるものとして、祇園祭などの祭礼を行ううえで拠点となる会所や御旅所。それらを華やかに飾る懸装品^{けそうひん}などを手掛ける繊維問屋など人々の生業とともに残る町家。市内に点在する世界遺産をはじめとする社寺仏閣^{しやけ}を中心に賑わいを見せる門前町の町家や、上賀茂神社の神官が集住した社家^{しやけ}。多くの町人にも普及した伝統文化である茶の湯などの施設を備える和風建築。市内5箇所にある花街^{かがい}の歌舞練場や、それを中心に茶屋文化を伝える茶屋形式の建造物。近代の金融業などの中心であった三条通など、京都の近代化を象徴する近代洋風建築。城下町として整備され、港湾都市として発展した伏見の造り酒屋や酒蔵群。また、そういった京都の伝統や行事、商業などを支え継承してきた町衆らの生活・生業の場であり、今なお、市街地にも多く点在する京町家など、様々な建造物が想定される。こういった建造物の他、建造物と一体に構成をなす門・塀などの工作物及び庭園も対象とする。

歴史的風致形成建造物の指定においては、伝統的・歴史的な意匠性に優れているもの、その地域において歴史的価値の高いもの、地域の特色が色濃く残っているもので、京都の歴史的風致に深く関わるものを基準とする。

なお、京都市内には、多くの国登録文化財、京都府及び京都市指定・登録文化財の他、景観重要建造物、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物、界わい景観整備地区及び歴史的景観保全修景地区内の建造物、**京都市京町家の保全及び継承に関する条例に基づく重要京町家**が存在し、特にこれらの建造物のうち重点区域内のものについては、積極的に指定する。

指定にあたっては、建造物の所有者の意見を聴くほか、意匠、建築史その他景観又は建造物に関連する分野の専門家等で構成する京都市美観風致審議会の意見を聴いて行う。

また、建造物の所有者及び支援法人による歴史的風致形成建造物の指定の提案に関する制度の活用を促進する。建造物の所有者による歴史的風致形成建造物の提案が積極的かつ円滑に行われるよう、支援法人と連携し、歴史的風致形成建造物に関する制度の概要、歴史的風致形成建造物の指定の指標又は参考となる建造物の外観に関する情報提供を行う。

歴史的風致形成建造物に指定及び指定候補としては、以下の別表のとおりである。

第8章 歴史的風致形成建造物の指定の方針

京都の歴史的風致を形成する重要な構成要素である歴史的建造物のうち、重点区域における歴史的風致の維持及び向上を図るうえで必要かつ重要と認められる建造物を「歴史的風致形成建造物」として指定する。

歴史的風致形成建造物に想定されるものとして、祇園祭などの祭礼を行ううえで拠点となる会所や御旅所。それらを華やかに飾る懸装品^{けそうひん}などを手掛ける繊維問屋など人々の生業とともに残る町家。市内に点在する世界遺産をはじめとする社寺仏閣^{しやけ}を中心に賑わいを見せる門前町の町家や、上賀茂神社の神官が集住した社家^{しやけ}。多くの町人にも普及した伝統文化である茶の湯などの施設を備える和風建築。市内5箇所にある花街^{かがい}の歌舞練場や、それを中心に茶屋文化を伝える茶屋形式の建造物。近代の金融業などの中心であった三条通など、京都の近代化を象徴する近代洋風建築。城下町として整備され、港湾都市として発展した伏見の造り酒屋や酒蔵群。また、そういった京都の伝統や行事、商業などを支え継承してきた町衆らの生活・生業の場であり、今なお、市街地にも多く点在する京町家など、様々な建造物が想定される。こういった建造物の他、建造物と一体に構成をなす門・塀などの工作物及び庭園も対象とする。

歴史的風致形成建造物の指定においては、伝統的・歴史的な意匠性に優れているもの、その地域において歴史的価値の高いもの、地域の特色が色濃く残っているもので、京都の歴史的風致に深く関わるものを基準とする。

なお、京都市内には、多くの国登録文化財、京都府及び京都市指定・登録文化財の他、景観重要建造物、京都市市街地景観整備条例に基づく歴史的意匠建造物、界わい景観整備地区及び歴史的景観保全修景地区内の建造物が存在し、特にこれらの建造物のうち重点区域内のものについては、積極的に指定する。

指定にあたっては、建造物の所有者の意見を聴くほか、意匠、建築史その他景観又は建造物に関連する分野の専門家等で構成する京都市美観風致審議会の意見を聴いて行う。

また、建造物の所有者及び支援法人による歴史的風致形成建造物の指定の提案に関する制度の活用を促進する。建造物の所有者による歴史的風致形成建造物の提案が積極的かつ円滑に行われるよう、支援法人と連携し、歴史的風致形成建造物に関する制度の概要、歴史的風致形成建造物の指定の指標又は参考となる建造物の外観に関する情報提供を行う。

歴史的風致形成建造物に指定及び指定候補としては、以下の別表のとおりである。

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
1	佐々木邸 (景観重要建造物、 歴史的意匠建造物)		京都市上京区 千本通五辻上る末 広町33他	
2	吉田邸 (景観重要建造物)		京都市下京区 御幸町通仏光寺下 る橋町441	
3	鳥養三 (景観重要建造物、 国登録文化財)		京都市下京区 西石垣通四条下る 斎藤町136他	
4	松本酒造 (景観重要建造物、 歴史的意匠建造物、 国登録文化財)		京都市伏見区 横大路三橋 大黒町2他	
5	黄桜酒造 (界わい景観整備地区)		京都市伏見区 南浜町255	
6	丹桂堂 田本社 (界わい景観整備地区 重要地域)		京都市伏見区 南浜町247	
7	上七軒歌舞練場 (界わい景観整備地区 重要地域)		京都市上京区 今出川通七本松西 入真盛町742-1他	

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
1	黄桜酒造 (界わい景観 整備地区)		京都市伏見区 南浜町 255	
2	吉田邸 (景観重要建 造物)		京都市下京区 御幸町通仏光 寺下る橋町 441	
3	鳥養三 (国登録文化 財)		京都市下京区 西石垣通四条 下る斎藤町 136他	
4	佐々木邸 (景観重要建 造物、歴史的 意匠建造物)		京都市上京区 千本通五辻上 る末広町33他	
5	上七軒 歌舞練場 (界わい景観 整備地区重要 地域)		京都市上京区 今出川通七本 松西入真盛町 742-1他	

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
8	胡乱座 (景観重要建造物、 国登録文化財)		京都市下京区 藤ヶ井通被小路下る 要法寺町427	
9	山中油店 (景観重要建造物、 国登録文化財)		京都市上京区 下立売通知恵光院西 入下丸屋町508	
10	梅辻邸 (景観重要建造物、 京都市指定文化財、 界わい景観整備地区)		京都市北区 上賀茂北大路町39-1 (一部)	
11	鎌宮左衛門 (景観重要建造物、 歴史的景況建造物、 国登録文化財)		京都市上京区独小路 通一条下る拍楯町 84	
12	加藤邸 (景観重要建造物)		京都市上京区 安原町通津福寺西入 安原町二丁目579-2	
13	創安の会 (景観重要建造物、 界わい景観整備地区 重要地域)		京都市上京区 元誓願寺通大宮西入 元妙蓮寺町503	
14	林邸 (景観重要建造物、 界わい景観整備地区 重要地域)		京都市上京区 今出川通七本松西入 真盛町742-1	

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
6	月桂冠 旧本社 (界わい景観 整備地区重要 地域)		京都市伏見区 南浜町247	
7	山中油店 (景観重要建 造物、国登録文 化財)		京都市上京区 下立売通知恵 光院西入下丸 屋町508	
8	胡乱座 (景観重要建 造物、国登録文 化財)		京都市下京区 藤ヶ井通被小 路下る要法寺 町427	
9	松本酒造 (景観重要建 造物、歴史的景 況建造物、国登 録文化財)		京都市伏見区 横大路三橋 大黒町2他	
10	梅辻邸 (景観重要建 造物、京都市指 定文化財、界わ い景観整備地 区)		京都市北区 上賀茂北大路 町39-1(一部)	

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
1.5	茶屋松 (景観重要建造物、 界わい景観整備地区、 界わい景観建造物)		京都市上京区 茶屋町通大宮西入榊 屋町 609	
1.6	松屋邸 (旧杉屋敷) (景観重要建造物)		京都市上京区上立売 通小川東入上る橋本 町 529	
1.7	大島邸 (景観重要建造物、 界わい景観整備地区)		京都市伏見区 京町三丁目 181	
1.8	延慶寺中納言御神楽 (歴史的景観保全修景 地区、国登録文化財)		京都市東山区 延慶町南側 570-2 他	
1.9	丹波屋 (景観重要建造物、 歴史的意匠建造物)		京都市上京区 黒門通上長者町上る 榎町 383 他	
2.0	キンシ玉帝塚野町念願 (旧堀野家本宅) (景観重要建造物、 歴史的意匠建造物、 国登録文化財)		京都市中京区 堀町通二条上る鳥居 町 171 他	
2.1	きんせ旅館		京都市下京区 西新屋敷大夫町 79 他	

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
1.1	樂古左衛門 (景観重要建造物、国登録文 化財、歴史的意 匠建造物)		京都市上京区 油小路通一条 下る独橋詰町 64	
1.2	加藤邸 (景観重要建造物)		京都市上京区 彼屋町通浄福 寺西入彼屋町 二丁目 579-2	
1.3	創芸の会 (景観重要建造物、界わい景 観整備地区重 要地域)		京都市上京区 元誓願寺通大 宮西入元砂蓮 寺町 553	
1.4	林邸 (景観重要建造物、界わい景 観整備地区重 要地域)		京都市上京区 今出川通七本 松西入真盛町 742-1	
1.5	茶屋松松 (景観重要建造物、界わい景 観整備地区界 わい景観建造 物)		京都市上京区 彼屋町通大宮 西入榊屋町 609	

新

旧 (P 8 - 5)


歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
16	松居邸 (旧杉尾家) (景観重要建造物)		京都市上京区 上立売通小川 東入上る挽木 町 529	
17	大島邸 (景観重要建造物、景観重要建造物地区)		京都市伏見区 京町三丁目 181	
18	祇園甲部 歌舞練場 (歴史的景観 保全対象地区、 国登録文化財)		京都市東山区 祇園町南側 570-2 他	
19	丹波屋 (景観重要建造物、歴史的意匠建造物)		京都市上京区 黒門通上長者 町上る榎町 383 他	
20	キンシ正宗 堀野記念館 (旧堀野家 本宅) (景観重要建造物、歴史的意匠建造物、国登録文化財)		京都市中京区 堀町通二条上 る亀屋町 172 他	

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
2 2	並河靖之七宝記念館 (景観重要建造物、 歴史的意匠建造物、 国登録文化財、 京都市指定名勝)		京都市東山区 三条通北裏白川筋東 入堀池町 384-2 他	
2 3	伏原邸 (景観重要建造物、 歴史的意匠建造物)		京都市中京区 堀町通姉小路 上る丸 木村木町 681	
2 4	官休庵 (景観重要建造物、 歴史的意匠建造物、 国登録文化財、 京都市指定名勝)		京都市上京区 武者小路通小川東入 西無東小路町 613-2 他	
2 5	小野邸 (景観重要建造物)		京都市中京区 東木屋町通四條上る 二丁目下橋木町 207	
2 6	長谷川邸 (景観重要建造物)		京都市中京区 東木屋町通四條上る 二丁目下橋木町 206- 3	
2 7	神戸邸		京都市中京区 東木屋町通四條上る 二丁目下橋木町 207- 3	
2 8	丹米		京都市中京区 先斗町通三條下る四 丁目松本町 164 他	

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
2 1	きんせ旅館		京都市下京区 西新屋敷太夫 町 79 他	
2 2	並河靖之七 宝記念館 (景観重要建 造物、歴史的 意匠建造物、 国登録文化財、 京都市指定 名勝)		京都市東山区 三条通北裏白 川筋東入堀池 町 384-2 他	
2 3	伏原邸 (景観重要建 造物、歴史的 意匠建造物)		京都市中京区 堀町通姉小路 上る丸木村木 町 681	
2 4	官休庵 (景観重要建 造物、歴史的 意匠建造物、 国登録文化財、 京都市指定 名勝)		京都市上京区 武者小路通小 川東入西無東 小路町 613-2 他	
2 5	小野邸 (景観重要建 造物)		京都市中京区 東木屋町通四 條上る二丁目 下橋木町 207	

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
29	宮川		京都市中京区 先斗町通四条上る四 丁目松本町164-2他	
30	本島医院 (景観重要建造物、 歴史的意匠建造物、 国登録文化財)		京都市中京区 麩屋町通六角下る板 井町464他	
31	村西邸 (景観重要建造物)		京都市中京区 蛸薬師通高倉西入泉 王寺町333	
32	片岡邸 (景観重要建造物、 歴史的意匠建造物)		京都市上京区 小川通中立売上る小 川町205番1(一部) 他	
33	遠藤邸 (景観重要建造物)		京都市下京区 縁梅通宮町西入上柳 町227	
34	生谷邸(生谷敷之坊) (景観重要建造物、 歴史的意匠建造物、 国登録文化財)		京都市上京区 南町通鞍馬口下る二 丁目竹園町15	
35	北島邸 (界わい景観整備地区 重要地域)		京都市上京区 元寶願寺通大宮西入 元妙蓮寺町548他	

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
26	長谷川邸 (景観重要建 造物)		京都市中京区 東木屋町通四 条上る二丁目 下樺木町206- 3	
27	神戸邸		京都市中京区 東木屋町通四 条上る二丁目 下樺木町207- 3	
28	丹米		京都市中京区 先斗町通三条 下る四丁目松 本町164他	
29	宮川		京都市中京区 先斗町通四条 上る四丁目松 本町164-2他	
30	本島医院 (景観重要建 造物、歴史的意 匠建造物、国登 録文化財)		京都市中京区 麩屋町通六角 下る板井町 464他	

新

旧 (P 8 - 8)

歴史の風致形成建築物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
3 1	村西邸 (景観重要建築物)		京都市中京区 蛸薬師通高倉 西入泉正寺町 333	
3 2	片岡邸 (景観重要建築物、歴史的意匠建築物)		京都市上京区 小川通中立売 上る小川町 205番1(一部) 他	
3 3	遠藤邸 (景観重要建築物)		京都市下京区 橘梅通室町西 入上柳町 227	
3 4	生谷邸 (生 谷歌之助) (景観重要建築物、歴史的意匠建築物、国登録文化財)		京都市上京区 室町通鞍馬口 下る二丁目竹 園町 15	
3 5	北尾邸 (界わい景観整備地区重要地域)		京都市上京区 元誓願寺通大 宮西入元妙蓮 寺町 548 他	

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
36	七味六兵衛 (景観重要建造物、 歴史的意匠建造物)		京都市上京区 御前通下立売下る下 之町 404 番 1(一部)	
37	北岡邸 (景観重要建造物)		京都市上京区 榎木町通油小路西入 西山崎町 236 番 2	
38	田中邸 (近江屋吉兵衛) (景観重要建造物)		京都市下京区 室町通五条下る大黒 町 212 番他	
39	千歳邸 (景観重要建造物、 歴史的意匠建造物、 国登録文化財)		京都市伏見区 阿波橋町 401 番他	
40	松村邸 (国登録文化財)		京都市中京区 六角通鳥丸西入骨屋 町 155 番他	
41	中村邸		京都市東山区 新門前通大和大路東 入二丁目中之町 247 番	
42	西川仁右衛門 (国登録文化財)		京都市左京区 筒崎川邊寺町 91 番 24 他	









歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
36	七味六兵衛 (景観重要建 造物、歴史的意 匠建造物)		京都市上京区 御前通下立売 下る下之町 404 番 1(一部)	
37	北岡邸 (景観重要建 造物)		京都市上京区 榎木町通油小 路西入西山崎 町 236 番 2	
38	田中邸 (近 江屋吉兵 衛) (景観重要建 造物)		京都市下京区 室町通五条下 る大黒町 212 番他	
39	千歳邸 (景観重要建 造物、歴史的意 匠建造物)		京都市伏見区 阿波橋町 401 番他	
40	松村邸		京都市中京区 六角通鳥丸西 入骨屋町 155 番他	

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
4-3	山本邸 (景観重要建造物、 界わい景観整備地区 界わい景観建造物)		京都市伏見区両替町 三丁目 345 番 1 他	
4-4	木村邸 (木村利左衛門) (景観重要建造物、 国登録文化財)		京都市上京区日暮通 下立売上る天祥町 598 番 (一部) 他	
4-5	三味洪庵		京都市東山区三条通 北裏白川筋西入石泉 院町 393 番 2 他	
4-6	渡邊邸		京都市下京区森新屋 敷中之町 110 番	
4-7	芦田邸 (景観重要建造物)		京都市下京区新町通 玉条下る朝子町 112 番 1 他	
4-8	橋田邸 (景観重要建造物、 歴史的意匠建造物、 国登録文化財)		京都市上京区菅原町 通千本西入律屋四丁 目 285	
4-9	山本邸 (仁風庵) (景観重要建造物、国登 録文化財)		京都市上京区中立売 通西洞院西入三丁目 445	

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
4-1	中村邸		京都市東山区 新門前通大和 大路東入二丁 目中之町 247 番	
4-2	西川仁右衛門		京都市左京区 岡崎門勝寺町 91 番 24 他	
4-3	山本邸 (景観重要建 造物、界わい景 観整備地区界 わい景観建造 物)		京都市伏見区 両替町三丁目 345 番 1 他	
4-4	木村邸 (木 村利左衛門) (景観重要建 造物)		京都市上京区 日暮通下立売 上る天祥町 598 番 (一部) 他	
4-5	三味洪庵		京都市東山区 三条通北裏白 川筋西入石泉 院町 393 番 2 他	

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
50	布屋		京都市上京区油小路 通丸太町上る米屋町 281番	
51	櫓		京都市中京区先斗町 通四条上る梅之木町 153番	
52	飯屋店 (景観重要建造物)		京都市上京区寺之内 通千本東入二丁目新 宿橋東町342番	
53	依屋涼軒 (国登録文化財)		京都市中京区麩屋町 通御池下る中山町 280番他	
54	青木邸 (国登録文化財)		京都市中京区富小路 通三条上る福長町 110番	
55	中川織物		京都市上京区上御堂 前通新町東入観音院 町15番	
56	新橋		京都市下京区大恩町通 松原上る美濃屋町 180 番1 (一部) 他	

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

46	西澤邸		京都市下京区 西新屋敷中之 町110番	
47	芦田邸 (景観重要建 造物)		京都市下京区 新町通五条下 る蛸子町 112 番1他	
48	梶田邸 (景観重要建 造物、歴史の意 匠建造物、国登 録文化財)		京都市上京区 竹屋町通千本 西入竹屋四丁 目285	
49	山本邸 (仁 風庵) (景観重要建 造物、国登録文 化財)		京都市上京区 中立売通西洞 院西入三丁目 446	
50	布屋		京都市上京区 油小路通丸太 町上る米屋町 281番	
51	櫓		京都市中京区 先斗町通四条 上る梅之木町 153番	

新

旧 (P 8 - 1 2)

歴史的風致形成建築物指定及び候補一覧

5 2	張賀邸 (景観重要建築物)		京都市上京区寺之内通千本東入二丁目新猪熊東町342番	
5 3	依屋旅館		京都市中京区麩屋町通御池下る中白山町280番他	
5 4	青木邸		京都市中京区富小路通三条上る福長町110番	
5 5	中川織物		京都市上京区上御養前通新町東入藤幸院町75番	
5 6	蛸鶴		京都市下京区木屋町通松原上る美濃屋町180番1(一部)他	
5 7	刺庵 (景観重要建築物)		京都市上京区大宮通鞍馬口下る藤達橋町576番	

8-12

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外觀写真	所在地	位置図
57	前庵 (景観重要建造物)		京都市上京区大宮通 鞍馬口下る新道橋町 576番	
58	藤野邸 (景観重要建造物、 国登録文化財)		京都市中京区高倉通 竹屋町上る坂本町 707番	
59	三上邸 (景観重要建造物)		京都市上京区油小路通 上長者町下る亀屋町 135番	
60	御霊神社 (上御霊神社) (景観重要建造物)		京都市上京区上御霊 鳥居前通鳥丸東入上御霊 町495番他	
61	梨木神社 (景観重要建造物)		京都市上京区寺町通 広小路上る染殿町 680番	
62	下御霊神社 (景観重要建造物)		京都市中京区寺町通 竹屋町上る下御霊町 京都市上京区新鳥丸 通丸太町下る信富町 324番、324番1	
63	愛染工房 (景観重要建造物)		京都市上京区中筋通 大宮百人横大宮町 215番、216番	

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

58	藤野邸 (景観重要建造物)		京都市中京区高倉通 竹屋町上る坂本町 707番	
59	三上邸 (景観重要建造物)		京都市上京区油小路通 上長者町下る亀屋町 135番	
60	御霊神社 (上御霊神社) (景観重要建造物)		京都市上京区上御霊 鳥居前通鳥丸東入上御霊 町495番他	
61	梨木神社 (景観重要建造物)		京都市上京区寺町通 広小路上る染殿町 680番	
62	下御霊神社 (景観重要建造物)		京都市中京区寺町通 竹屋町上る下御霊町 京都市上京区新鳥丸 通丸太町下る信富町 324番	

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
64	舞ビルディング (景観重要建造物、 国登録文化財)		京都市下京区西木 屋町通松原上る三 丁目市之町 251 番 2 他	
65	谷村邸		京都市上京区寺之 内通堀川西入東西 町 377 番	
66	御菱弥 (景観重要建造物)		京都市下京区鶴ヶ 井通四条下る高野 堂町 411 番	
67	圓通寺 (景観重要建造物)		京都市上京区東三本木通 丸太町上る上之町 402 番、402 番 2 京都市上京区河原町通堂 神口下る上生洲町 210 番、210 番 2、210 番 3	
68	伊藤喜商店・無量子庵 (国登録文化財)		京都市東山区松原 通大和路東入二 丁目鶴輪町 100 番、 100 番 1	
69	青木邸		京都市下京区西新 屋敷下之町 16 番	
70	西方尼寺・本光院 (景観重要建造物)		京都市上京区今田 川通七本松西入真 盛町 746 番 1 他	

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

63	受染工房 (景観重要 建造物)		京都市上京区 中筋通大宮西 入横大宮町 215 番、218 番	
64	舞ビルディ ング (景観重要 建造物)		京都市下京区 西木屋町通松 原上る三丁目 市之町 251 番 2 他	
65	谷村邸		京都市上京区 寺之内通堀川 西入東西町 377 番	
66	御菱弥 (景観重要 建造物)		京都市下京区 鶴ヶ井通四条 下る高野堂町 411 番	
67	圓通寺 (景観重要 建造物)		京都市上京区東三本木通 丸太町上る上之町 402 番、402 番 2 京都市上京区河原町通堂 神口下る上生洲町 210 番、210 番 2、210 番 3	
68	伊藤喜商店 ・無量子庵		京都市東山区 松原通大和路 東入二丁目 鶴輪町 100 番、100 番 1	

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
7.1	終家別館 (景観重要建造物)		京都市中京区乾屋町通姉小路上的中 白山町 273 番地	
7.2	終家別館 (景観重要建造物)		京都市中京区御幸町通二条下る山本町 426 番地	
7.3	塩芳軒 (景観重要建造物)		京都市上京区黒門通中立売上る飛弾殿町 178 番、180 番	
7.4	町宿奈良 (景観重要建造物)		京都市伏見区京町北八丁目 82 番 1 他	
7.5	臥片亭 (景観重要建造物)		京都市左京区菅田神楽岡町 8 番 196	
7.6	四条町大船練会所 (景観重要建造物)		京都市下京区四条町 355 番	
7.7	大野邸		京都市左京区岡崎川橋寺町 91 番 21 他	







歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

6.9	青木邸		京都市下京区西新屋敷下之町 16 番	
7.0	西方尼寺・本光院		京都市上京区今出川通七本松西人真盛町 745 番 1 他	
7.1	終家別館		京都市中京区乾屋町通姉小路上的中 白山町 273 番地	
7.2	終家別館		京都市中京区御幸町通二条下る山本町 426 番地	
7.3	塩芳軒		京都市上京区黒門通中立売上る飛弾殿町 178 番、180 番	
7.4	町宿奈良		京都市伏見区京町北八丁目 82 番 1 他	

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
78	河井寛次郎記念館 (京都重要建造物) (国史跡有价文化財)		京都市東山区渋谷 通本町東入因丁目 鐘崎町568番地	
79	寺田邸 (京都重要建造物)		京都市上京区橋木 町通堀川西入講堂 町243番	
80	連水邸 (京都重要建造物) (国史跡文化財)		京都市中京区富小 路通三条上る福長 町108番地	
81	山中酒造 米蔵地		京都市上京区下立 売通智恵光院西入 下丸屋町512番(一 部)地	
82	熊野神社 (京都重要建造物)		京都市左京区聖護 院山王町43番3(一 部)地	
83	山下邸		京都市上京区五辻 通千本東入上る桐 木町375番地	
84	京都市庁舎		京都市中京区寺町 通御池上る上本館 寺町町488番地	

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

75	臥月亭		京都市左京区 古田神楽岡町 8番196	
76	四条町大船 鉦会所		京都市下京区 四条町355番	
77	大野邸		京都市左京区 岡崎門勝寺町 91番21他	
78	河井寛次郎 記念館		京都市東山区 渋谷通本町東 入因丁目鐘崎 町568番地	
79	寺田邸		京都市上京区 橋木町通堀川 西入講堂町 243番	
80	連水邸		京都市中京区 富小路通三条 上る福長町 108番地	

新

旧 (P 8 - 1 7)






歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

8 1	天造神社		京都市下京区 仏光寺通 猪熊西入西 田町 615 番	
8 2	山下邸		京都市上京区 五辻通千 本東入上る 桐木町 875 番 他	
8 3	山中屋店 米蔵		京都市上京区 下立売通 智恵光院西 入下丸屋町 512 番 (一部) 他	
8 4	熊野神社		京都市左京区 聖護院山 王町 43 番 3 (一部) 他	
8 5	京都市本庁舎		京都市中京区 寺町通御 池上る上本 能寺前町 488 番他	

歴史の風致形成建築物指定及び候補一覧

番号	名称	外観写真	所在地	位置図
8-5	金孔野		東正町3番、8番、 10番2、10番3、50 番4、34番2、37番 2、37番3	
8-6	大森商店		北条通東側院通東 入千原町10番	
8-7	美濃商店		東町通二条上5番 東町62番、63番	
8-8	松井邸		東町通二条上5番 東町24番	
8-9	大田邸		中条町通新町通 入杉町287番、288 番	
8-10	下川邸		中条町通新町通 入杉町289番、290 番1	
8-11	天道神社		京都市下京区仏光 寺通猪熊西入西田 町615番	

歴史的風致形成建造物指定及び候補一覧

番号	名称	外觀写真	所在地	位置図
92	榎島邸		東京都下橋本町 125番地91	
93	田中邸		東京都墨田区 750番地	
94	高田邸		東京都北区 189番地4	
95	石田邸		東京都墨田区 245番地	
96	金屋邸		東京都中央区 79番地	

新（P別表－19）

	種別	名称	所在地	告示年月日
22	名勝	今日庵(裏千家)庭園	上京区小川通寺之内上る 本法寺前町	昭 32.7.10
23	史跡	山科本願寺跡及び南殿跡 附 山科本願寺土塁跡	山科区音羽伊勢宿町, 西野様子見町, 西野阿芸沢町, 西野大手大手先町	平 14.12.19
24	史跡	詩仙堂	左京一乗寺門口町, 一乗寺小谷町, 一乗寺松原町	昭 3.3.28
25	特別史跡 特別名勝	慈照寺(銀閣寺)庭園	左京区銀閣寺町	大 14.10.8 昭 27.10.11
26	史跡	慈照寺(銀閣寺)旧境内	左京区銀閣寺町	昭 6.2.20 昭 9.1.11
27	特別史跡, 特別名勝	鹿苑寺(金閣寺)庭園	北区金閣寺町	大 14.10.8 昭 27.10.11 昭 31.7.19
28	史跡	蛇塚古墳	右京区太秦面影町	昭 52.5.4
29	名勝	涉成園	下京区下数珠屋町通間之町東入東玉水町	昭 11.12.16
30	史跡, 名勝	真珠庵庭園	北区紫野大徳寺町	大 13.12.9
31	史跡	神泉苑	中京区御池通神泉苑東入門前町	昭 10.12.24
32	史跡	仁和寺御所跡	右京区御室大内	昭 13.8.8
33	史跡	随心院境内	山科区小野御霊町	昭 41.6.21
34	名勝	成就院庭園	東山区清水一丁目	昭 18.2.19
35	名勝	清風荘庭園	左京区田中関田町	昭 26.6.9
36	史跡	聖護院旧仮皇居	左京区聖護院中町	昭 10.12.24
37	史跡	西寺跡	南区唐橋西寺町	大 10.3.3 昭 41.3.22
38	史跡, 特別 名勝	西芳寺庭園	西京区松尾神ヶ谷町	大 12.3.7 昭 27.3.29
39	史跡	青蓮院旧仮御所	東山区粟田口三条坊町	昭 17.3.7
40	史跡	石川丈山墓	左京区一乗寺松原町	昭 3.1.18
41	史跡	船岡山	北区紫野北舟岡町	昭 43.2.15
42	名勝, 史跡	退蔵院庭園	右京区花園妙心寺町	昭 6.7.31

旧（P別表－19）

	種別	名称	所在地	告示年月日
22	名勝	今日庵(裏千家)庭園	上京区小川通寺之内上る 本法寺前町	昭 32.7.10
23	史跡	山科本願寺南殿跡附山科本願寺土塁跡	山科区音羽伊勢宿町, 西野様子見町, 西野阿芸沢町, 西野大手大手先町	平 14.12.19
24	史跡	詩仙堂	左京一乗寺門口町, 一乗寺小谷町, 一乗寺松原町	昭 3.3.28
25	特別史跡 特別名勝	慈照寺(銀閣寺)庭園	左京区銀閣寺町	大 14.10.8 昭 27.10.11
26	史跡	慈照寺(銀閣寺)旧境内	左京区銀閣寺町	昭 6.2.20 昭 9.1.11
27	特別史跡, 特別名勝	鹿苑寺(金閣寺)庭園	北区金閣寺町	大 14.10.8 昭 27.10.11 昭 31.7.19
28	史跡	蛇塚古墳	右京区太秦面影町	昭 52.5.4
29	名勝	涉成園	下京区下数珠屋町通間之町東入東玉水町	昭 11.12.16
30	史跡, 名勝	真珠庵庭園	北区紫野大徳寺町	大 13.12.9
31	史跡	神泉苑	中京区御池通神泉苑東入門前町	昭 10.12.24
32	史跡	仁和寺御所跡	右京区御室大内	昭 13.8.8
33	史跡	随心院境内	山科区小野御霊町	昭 41.6.21
34	名勝	成就院庭園	東山区清水一丁目	昭 18.2.19
35	名勝	清風荘庭園	左京区田中関田町	昭 26.6.9
36	史跡	聖護院旧仮皇居	左京区聖護院中町	昭 10.12.24
37	史跡	西寺跡	南区唐橋西寺町	大 10.3.3 昭 41.3.22
38	史跡, 特別 名勝	西芳寺庭園	西京区松尾神ヶ谷町	大 12.3.7 昭 27.3.29
39	史跡	青蓮院旧仮御所	東山区粟田口三条坊町	昭 17.3.7
40	史跡	石川丈山墓	左京区一乗寺松原町	昭 3.1.18
41	史跡	船岡山	北区紫野北舟岡町	昭 43.2.15
42	名勝, 史跡	退蔵院庭園	右京区花園妙心寺町	昭 6.7.31

新（P別表－31）

	種別	名称	所在地	告示年月日
47	府登録有形文化財	梅宮大社 楼門	右京区梅津フケノ川町	昭 58.4.15
48	府登録有形文化財	金戒光明寺 経堂 附寄進札 1 枚	左京区黒谷町	昭 60. 5.15
49	府登録有形文化財	良正院 鎮守堂 附 板札 1 枚	東山区新橋通大和 大路東入三丁目林 下町	昭 62.4.15
50	府登録有形文化財	萬寿寺 客殿	東山区本町十五丁目	平 5.4.9
51	府指定有形文化財	建仁寺法堂	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定有形文化財	建仁寺浴室	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定有形文化財	建仁寺大鐘楼	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定有形文化財	建仁寺小鐘楼	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定有形文化財	建仁寺楽神廟	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定有形文化財	建仁寺西門	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定有形文化財	建仁寺北門	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定有形文化財	建仁寺向唐門	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定有形文化財	建仁寺庫裏	東山区小松町	平 22.3.23
52	府指定有形文化財	吉田神社本殿他	左京区吉田神楽岡町	平 22.3.23
53	府指定有形文化財	本満寺蓮乗院霊屋	上京区寺町通今出川上る 二丁目鶴山町	平 25.3.19
54	府指定有形文化財	隣華院客殿他	右京区花園妙心寺町	平 25.3.19
55	府指定有形文化財	隣祥院霊屋	右京区花園妙心寺町	平 25.3.19
	府登録有形文化財	隣祥院本堂他	右京区花園妙心寺町	平 25.3.19
56	府指定有形文化財	平野神社拝殿	北区平野宮本町	平 26.3.24
	府指定有形文化財	平野神社南門	北区平野宮本町	平 26.3.24
	府登録有形文化財	平野神社縣社	北区平野宮本町	平 26.3.24
	府登録有形文化財	平野神社中門	北区平野宮本町	平 26.3.24
57	府指定有形文化財	正傳永源院本堂	東山区小松町	平 27.3.18
58	府指定有形文化財	久昌院本堂	東山区小松町	平 29.3.17
	府指定有形文化財	久昌院霊屋	東山区小松町	平 29.3.17
	府指定有形文化財	久昌院鐘楼	東山区小松町	平 29.3.17
	府指定有形文化財	久昌院表門	東山区小松町	平 29.3.17

旧（P別表－31）

	種別	名称	所在地	告示年月日
47	府登録有形文化財	梅宮大社 楼門	右京区梅津フケノ川町	昭 58.4.15
48	府登録有形文化財	金戒光明寺 経堂 附寄進札 1 枚	左京区黒谷町	昭 60. 5.15
49	府登録有形文化財	良正院 鎮守堂 附 板札 1 枚	東山区新橋通大和 大路東入三丁目林 下町	昭 62.4.15
50	府登録有形文化財	萬寿寺 客殿	東山区本町十五丁目	平 5.4.9
51	府指定有形文化財	建仁寺法堂	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定有形文化財	建仁寺浴室	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定有形文化財	建仁寺大鐘楼	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定有形文化財	建仁寺小鐘楼	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定有形文化財	建仁寺楽神廟	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定有形文化財	建仁寺西門	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定有形文化財	建仁寺北門	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定有形文化財	建仁寺向唐門	東山区小松町	平 22.3.23
	府指定有形文化財	建仁寺庫裏	東山区小松町	平 22.3.23
52	府指定有形文化財	吉田神社本殿他	左京区吉田神楽岡町	平 22.3.23
53	府指定有形文化財	本満寺蓮乗院霊屋	上京区寺町通今出川上る 二丁目鶴山町	平 25.3.19
54	府指定有形文化財	隣華院客殿他	右京区花園妙心寺町	平 25.3.19
55	府指定有形文化財	隣祥院霊屋	右京区花園妙心寺町	平 25.3.19
	府登録有形文化財	隣祥院本堂他	右京区花園妙心寺町	平 25.3.19
56	府指定有形文化財	平野神社拝殿	北区平野宮本町	平 26.3.24
	府指定有形文化財	平野神社南門	北区平野宮本町	平 26.3.24
	府登録有形文化財	平野神社縣社	北区平野宮本町	平 26.3.24
	府登録有形文化財	平野神社中門	北区平野宮本町	平 26.3.24

新（P別表－42）

旧

	種別	名称	所在地	告示年月日
98	市指定有形文化財	堀川第一橋（中立売橋）	上京区役人町，東橋詰町	平 29.3.31
99	市指定有形文化財	櫻谷文庫（旧木島櫻谷家住宅） 和館 附 幣串 1 本	北区等持院東町 56 番地の 1	平 29.3.31
	市指定有形文化財	櫻谷文庫（旧木島櫻谷家住宅） 洋館 附 幣串 1 本	北区等持院東町 56 番地の 1	平 29.3.31
	市指定有形文化財	櫻谷文庫（旧木島櫻谷家住宅） 画室 附 幣串 1 本	北区等持院東町 56 番地の 1	平 29.3.31

新（P別表－43）

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧（市・環境保全地区）

	種別	名称	所在地	告示年月日
	市環境保全地区	志古淵神社文化財環境保全地区	左京区久多中の町	昭 59.6.1
	市環境保全地区	藤森神社文化財環境保全地区	伏見区深草鳥居崎町, 深地草直達橋片町	昭 59.6.1
	市環境保全地区	浄住寺文化財環境保全地区	西京区山田開キ町, 山田桜谷町	昭 59.6.1
	市環境保全地区	大將軍文化財環境保全地区	北区西賀茂角社町	昭 60.6.1
	市環境保全地区	倉掛神社文化財環境保全地区	南区久世東土川町	昭 60.6.1
	市環境保全地区	日向大神宮文化財環境保全地区	山科区日ノ岡一切橋谷町, 日ノ岡夷谷町	昭 62.5.1
	市環境保全地区	地蔵院文化財環境保全地区	西京区山田北ノ町	昭 62.5.1
	市環境保全地区	石座神社文化財環境保全地区	左京区岩倉上蔵町	平 3.4.1
	市環境保全地区	天穂日命神社文化財環境保全地区	伏見区石田森西町	平 15.4.1
	市環境保全地区	五社神社文化財環境保全地区	京都市西京区下津林楠町	平 25.4.1

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧（市指定登録記念物）

(1) 史跡

	種別	名称	所在地	告示年月日
1	市登録史跡	福西古墳7号及び10号墳附縄文時代包含層	西京区大枝北福西町4丁目2 福西遺跡公園内	昭 58.6.1
2	市登録史跡	京都大学構内火葬塚	左京区北白川追分町京都大学北部構内	昭 58.6.1
3	市登録史跡	伏見城石垣	伏見区桃山町伊庭14	昭 59.6.1
4	市指定史跡	小野毛人墓	左京区高野西明寺山	昭 59.6.1
5	市指定史跡	木嶋坐天照御霊神社(蚕の社)境内	右京区太秦森ヶ東町50	昭 60.6.1
6	市登録史跡	御堂ヶ池1号墳	右京区鳴滝音戸山町12-1	昭 60.6.1
7	市登録史跡	大宅一里塚	山科区大宅甲ノ辻町7-2	昭 60.6.1
8	市指定史跡	久我神社境内	北区紫竹下竹殿町1-1,47	昭 62.5.1
9	市登録史跡	今出川通寺町東入表町(大原口)道標	上京区寺町今出川東入表町	昭 62.5.1
10	市登録史跡	北白川西町道標	左京区北白川西町	昭 62.5.1
11	市登録史跡	吉田本町道標	左京区吉田本町	昭 62.5.1
12	市登録史跡	三条通白川橋東入五軒町(三条白川橋)道標	東山区三条通白川橋東入五軒町	昭 62.5.1
13	市登録史跡	御陵中内町(五条別れ)道標	山科区御陵中内町	昭 62.5.1
14	市指定史跡	中の谷4号窯	京都市左京区岩倉木野町207-31	平 4.4.1
15	市指定史跡	遍照寺旧境内建物跡	京都市右京区北嵯峨朝原山町51	平 4.4.1

旧（P別表－42）

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧（市・環境保全地区）

	種別	名称	所在地	告示年月日
	市環境保全地区	志古淵神社文化財環境保全地区	左京区久多中の町	昭 59.6.1
	市環境保全地区	藤森神社文化財環境保全地区	伏見区深草鳥居崎町, 深地草直達橋片町	昭 59.6.1
	市環境保全地区	浄住寺文化財環境保全地区	西京区山田開キ町, 山田桜谷町	昭 59.6.1
	市環境保全地区	大將軍文化財環境保全地区	北区西賀茂角社町	昭 60.6.1
	市環境保全地区	倉掛神社文化財環境保全地区	南区久世東土川町	昭 60.6.1
	市環境保全地区	日向大神宮文化財環境保全地区	山科区日ノ岡一切橋谷町, 日ノ岡夷谷町	昭 62.5.1
	市環境保全地区	地蔵院文化財環境保全地区	西京区山田北ノ町	昭 62.5.1
	市環境保全地区	石座神社文化財環境保全地区	左京区岩倉上蔵町	平 3.4.1
	市環境保全地区	天穂日命神社文化財環境保全地区	伏見区石田森西町	平 15.4.1
	市環境保全地区	五社神社文化財環境保全地区	京都市西京区下津林楠町	平 25.4.1

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧（市指定登録記念物）

	種別	名称	所在地	告示年月日
1	市登録史跡	福西古墳7号及び10号墳附縄文時代包含層	西京区大枝北福西町4丁目2 福西遺跡公園内	昭 58.6.1
2	市登録史跡	京都大学構内火葬塚	左京区北白川追分町京都大学北部構内	昭 58.6.1
3	市登録史跡	伏見城石垣	伏見区桃山町伊庭14	昭 59.6.1
4	市指定史跡	小野毛人墓	左京区高野西明寺山	昭 59.6.1
5	市指定史跡	木嶋坐天照御霊神社(蚕の社)境内	右京区太秦森ヶ東町50	昭 60.6.1
6	市登録史跡	御堂ヶ池1号墳	右京区鳴滝音戸山町12-1	昭 60.6.1
7	市登録史跡	大宅一里塚	山科区大宅甲ノ辻町7-2	昭 60.6.1
8	市指定史跡	久我神社境内	北区紫竹下竹殿町1-1,47	昭 62.5.1
9	市登録史跡	今出川通寺町東入表町(大原口)道標	上京区寺町今出川東入表町	昭 62.5.1
10	市登録史跡	北白川西町道標	左京区北白川西町	昭 62.5.1
11	市登録史跡	吉田本町道標	左京区吉田本町	昭 62.5.1
12	市登録史跡	三条通白川橋東入五軒町(三条白川橋)道標	東山区三条通白川橋東入五軒町	昭 62.5.1
13	市登録史跡	御陵中内町(五条別れ)道標	山科区御陵中内町	昭 62.5.1
14	市指定史跡	中の谷4号窯	京都市左京区岩倉木野町207-31	平 4.4.1
15	市指定史跡	遍照寺旧境内建物跡	京都市右京区北嵯峨朝原山町51	平 4.4.1

新（P別表－44）

	種別	名称	所在地	告示年月日
16	市指定史跡	月読神社境内	西京区松室山添町 15,10-2,10-3,39-3,39-5,39-6	平 5.4.1
17	市登録史跡	氷室神社境内及び氷室跡	(氷室神社)北区西賀茂宮山9 (氷室跡)北区西賀茂氷室町12-乙	平 6.4.1
18	市登録史跡	大歳神社境内	西京区大原野灰方町 575	平 7.3.30
19	市指定史跡	羽束師坐高御産日神社境内	伏見区羽束師志水町	平 8.4.1
20	市指定史跡	平安宮造酒司倉庫跡	京都市中京区聚楽廻松下町	平 9.4.1
21	市指定史跡	貴布祢神社境内	左京区鞍馬貴船町180の内,182の内	平 10.4.1
22	市指定史跡	法界寺境内	伏見区日野西大道町14-2,15-3,19の内 4,816 m ² ,20	平 11.4.1
23	市指定史跡	大枝山古墳群(6~12, 15, 16, 18~21号墳)附14号墳	西京区御陵大枝山町4丁目33	平 12.4.1
24	市指定史跡	安樂壽院境内	伏見区竹田内畑町 74	平 13.4.1
25	市指定史跡	法観寺境内	東山区下河原通塔之前下る八坂上町 388	平 14.4.1
26	市指定史跡	上中城跡	右京区京北上中町城下町 37-1,37-4,37-9	平 17.4.1
27	市指定史跡	小野瓦窯跡	京都市左京区上高野小野町	平 22.4.1
28	市指定史跡	妙高寺境内	右京区宇多野上ノ谷町	平 24.4.1

(2)名勝

	種別	名称	所在地	告示年月日
1	市指定名勝	正伝寺庭園	北区賀茂北鎮守庵町 72	昭 60.6.1
2	市指定名勝	相国寺裏方丈庭園	上京区相国寺門前町 701	昭 60.6.1
3	市指定名勝	大聖寺庭園	上京区御所八幡町 109-1	昭 60.6.1
4	市指定名勝	本妙院庭園	上京区妙蓮寺前町 877	昭 60.6.1
5	市指定名勝	立本寺庭園	上京区一番町 107	昭 60.6.1
6	市指定名勝	岩佐家庭園	北区上賀茂南大路町 78	昭 61.6.2
7	市指定名勝	西村家庭園	北区上賀茂中大路町 1	昭 61.6.2
8	市指定名勝	壬生寺庭園	中京区壬生柳ノ宮町 31	昭 61.6.2
9	市指定名勝	雑華院庭園	右京区花園妙心寺町 55	昭 62.5.1
10	市指定名勝	鹿王院庭園	右京区嵯峨北堀町 24	昭 62.5.1
11	市指定名勝	極楽寺庭園	西京区桂久方町 32-1,33,33-1	昭 62.5.1

旧（P別表－43）

16	市指定史跡	月読神社境内	西京区松室山添町 15,10-2,10-3,39-3,39-5,39-6	平 5.4.1
17	市登録史跡	氷室神社境内及び氷室跡	(氷室神社)北区西賀茂宮山9 (氷室跡)北区西賀茂氷室町12-乙	平 6.4.1
18	市登録史跡	大歳神社境内	西京区大原野灰方町 575	平 7.3.30
19	市指定史跡	羽束師坐高御産日神社境内	伏見区羽束師志水町	平 8.4.1
20	市指定史跡	平安宮造酒司倉庫跡	京都市中京区聚楽廻松下町	平 9.4.1
21	市指定史跡	貴布祢神社境内	左京区鞍馬貴船町180の内,182の内	平 10.4.1
22	市指定史跡	法界寺境内	伏見区日野西大道町14-2,15-3,19の内 4,816 m ² ,20	平 11.4.1
23	市指定史跡	大枝山古墳群(6~12, 15, 16, 18~21号墳)附14号墳	西京区御陵大枝山町4丁目33	平 12.4.1
24	市指定史跡	安樂壽院境内	伏見区竹田内畑町 74	平 13.4.1
25	市指定史跡	法観寺境内	東山区下河原通塔之前下る八坂上町 388	平 14.4.1
26	市指定史跡	上中城跡	右京区京北上中町城下町 37-1,37-4,37-9	平 17.4.1
27	市指定史跡	小野瓦窯跡	京都市左京区上高野小野町	平 22.4.1
28	市指定史跡	妙高寺境内	右京区宇多野上ノ谷町	平 24.4.1
29	市指定名勝	正伝寺庭園	北区賀茂北鎮守庵町 72	昭 60.6.1
30	市指定名勝	相国寺裏方丈庭園	上京区相国寺門前町 701	昭 60.6.1
31	市指定名勝	大聖寺庭園	上京区御所八幡町 109-1	昭 60.6.1
32	市指定名勝	本妙院庭園	上京区妙蓮寺前町 877	昭 60.6.1
33	市指定名勝	立本寺庭園	上京区一番町 107	昭 60.6.1
34	市指定名勝	岩佐家庭園	北区上賀茂南大路町 78	昭 61.6.2
35	市指定名勝	西村家庭園	北区上賀茂中大路町 1	昭 61.6.2
36	市指定名勝	壬生寺庭園	中京区壬生柳ノ宮町 31	昭 61.6.2
37	市指定名勝	雑華院庭園	右京区花園妙心寺町 55	昭 62.5.1
38	市指定名勝	鹿王院庭園	右京区嵯峨北堀町 24	昭 62.5.1
39	市指定名勝	極楽寺庭園	西京区桂久方町 32-1,33,33-1	昭 62.5.1
40	市登録名勝	地蔵院庭園	西京区山田北ノ町 23	昭 62.5.1
41	市指定名勝	勸修寺庭園	山科区勸修寺仁王堂町 27-6	昭 63.5.2
42	市登録名勝	大橋家庭園	伏見区深草開土町 45-2	昭 63.5.2
43	市指定名勝	養源院庭園	東山区三十三間堂廻り 656	平 1.4.1

新（P別表－45）

旧（P別表－44）

	種別	名称	所在地	告示年月日
12	市登録名勝	地藏院庭園	西京区山田北ノ町 23	昭 62.5.1
13	市指定名勝	勤修寺庭園	山科区勤修寺仁王堂町 27-6	昭 63.5.2
14	市登録名勝	大橋家庭園	伏見区深草開土町 45-2	昭 63.5.2
15	市指定名勝	養源院庭園	東山区三十三間堂廻り 656	平 1.4.1
16	市指定名勝	即宗院庭園	東山区本町 15-778	平 1.4.1
17	市指定名勝	官休庵(武者小路千家)庭園	上京区西武者小路町 613	平 2.4.2
18	市指定名勝	知恩院方丈庭園	東山区林下町 400	平 2.4.2
19	市指定名勝	清水家十牛庵庭園	東山区下河原町 61	平 3.4.1
20	市指定名勝	堀内家長生庵庭園	中京区大黒町 697	平 4.4.1
21	市登録名勝	都ホテル葵殿庭園及び佳水園庭園	東山区粟田口華頂町 1-1	平 6.4.1
22	市指定名勝	遺香庵庭園	右京区梅ヶ畑梅尾町 8	平 7.3.30
23	市指定名勝	仁和寺庭園	右京区御室大内 33-1	平 8.4.1
24	市指定名勝	光雲寺庭園	左京区南禅寺北ノ坊町 59	平 9.4.1
25	市指定名勝	三千院有清園庭園及び聚碧園庭園	左京区大原来迎院町 475, 540	平 12.4.1
26	市指定名勝	白河院庭園	左京区岡崎法勝寺町 16	平 15.4.1
27	市指定名勝	並河家庭園	東山区堀池町 38	平 15.4.1
28	市指定名勝	廣誠院庭園	中京区一之船入町 538-1	平 16.4.1
29	市指定名勝	鴨脚家庭園	左京区下鴨宮河町 9 番地	平 18.4.1
30	市指定名勝	西翁院露地	左京区黒谷町 121	平 19.4.1
31	市指定名勝	角屋の庭（玄関庭・東坪庭・中坪庭・西坪庭・座敷庭）	下京区西新屋敷揚屋町	平 22.4.1
32	市指定名勝	中井の庭	左京区岡崎法勝寺町	平 26.3.31
33	市指定名勝	怡園	左京区南禅寺下河原町	平 27.3.31
34	市指定名勝	等持院の庭	北区等持院北町	平 28.3.31
35	市指定名勝	伏見稲荷大社 松の下屋	伏見区深草藪之内町 30 番の 4 の一部, 35 番の 1, 35 番の 2	

(3)天然記念物

	種別	名称	所在地	告示年月日
1	市指定天然記念物	ミナミイシガメ	市内全域	昭 58.6.1
2	市指定天然記念物	総見院のワビスケ	北区紫野大徳寺町	昭 58.6.1
3	市指定天然記念物	大徳寺のイブキ	北区紫野大徳寺町	昭 58.6.1

新（P別表－45）

	種別	名称	所在地	告示年月日
12	市登録名勝	地藏院庭園	西京区山田北ノ町 23	昭 62.5.1
13	市指定名勝	勤修寺庭園	山科区勤修寺仁王堂町 27-6	昭 63.5.2
14	市登録名勝	大橋家庭園	伏見区深草開土町 45-2	昭 63.5.2
15	市指定名勝	養源院庭園	東山区三十三間堂廻り 656	平 1.4.1
16	市指定名勝	即宗院庭園	東山区本町 15-778	平 1.4.1
17	市指定名勝	官休庵(武者小路千家)庭園	上京区西武者小路町 613	平 2.4.2
18	市指定名勝	知恩院方丈庭園	東山区林下町 400	平 2.4.2
19	市指定名勝	清水家十牛庵庭園	東山区下河原町 61	平 3.4.1
20	市指定名勝	堀内家長生庵庭園	中京区大黒町 697	平 4.4.1
21	市登録名勝	都ホテル葵殿庭園及び佳水園庭園	東山区粟田口華頂町 1-1	平 6.4.1
22	市指定名勝	遺香庵庭園	右京区梅ヶ畑榎尾町 8	平 7.3.30
23	市指定名勝	仁和寺庭園	右京区御室大内 33-1	平 8.4.1
24	市指定名勝	光雲寺庭園	左京区南禅寺北ノ坊町 59	平 9.4.1
25	市指定名勝	三千院有清園庭園及び聚碧園庭園	左京区大原来迎院町 475, 540	平 12.4.1
26	市指定名勝	白河院庭園	左京区岡崎法勝寺町 16	平 15.4.1
27	市指定名勝	並河家庭園	東山区堀池町 38	平 15.4.1
28	市指定名勝	廣誠院庭園	中京区一之船入町 538-1	平 16.4.1
29	市指定名勝	鴨脚家庭園	左京区下鴨宮河町 9 番地	平 18.4.1
30	市指定名勝	角屋の庭（玄閑庭・東坪庭・中坪庭・西坪庭・座敷庭）	下京区西新屋敷揚屋町	平 22.4.1
31	市指定名勝	中井の庭	左京区岡崎法勝寺町	平 26.3.31
32	市指定名勝	怡園	左京区南禅寺下河原町	平 27.3.31
33	市指定名勝	等持院の庭	北区等持院北町	平 28.3.31
34	市指定名勝	伏見稲荷大社 松の下屋	伏見区深草藪之内町 30 番の 4 の一部, 35 番の 1, 35 番の 2	平 29.3.31

(3)天然記念物

	種別	名称	所在地	告示年月日
1	市指定天然記念物	ミナミイシガメ	市内全域	昭 58.6.1
2	市指定天然記念物	総見院のワビスケ	北区紫野大徳寺町	昭 58.6.1
3	市指定天然記念物	大徳寺のイブキ	北区紫野大徳寺町	昭 58.6.1

旧（P別表－44）

44	市指定名勝	即宗院庭園	東山区本町 15-778	平 1.4.1
45	市指定名勝	官休庵(武者小路千家)庭園	上京区西武者小路町 613	平 2.4.2
46	市指定名勝	知恩院方丈庭園	東山区林下町 400	平 2.4.2
47	市指定名勝	清水家十牛庵庭園	東山区下河原町 61	平 3.4.1
48	市指定名勝	堀内家長生庵庭園	中京区大黒町 697	平 4.4.1
49	市登録名勝	都ホテル葵殿庭園及び佳水園庭園	東山区粟田口華頂町 1-1	平 6.4.1
50	市指定名勝	遺香庵庭園	右京区梅ヶ畑榎尾町 8	平 7.3.30
51	市指定名勝	仁和寺庭園	右京区御室大内 33-1	平 8.4.1
52	市指定名勝	光雲寺庭園	左京区南禅寺北ノ坊町 59	平 9.4.1
53	市指定名勝	三千院有清園庭園及び聚碧園庭園	左京区大原来迎院町 475, 540	平 12.4.1
54	市指定名勝	白河院庭園	左京区岡崎法勝寺町 16	平 15.4.1
55	市指定名勝	並河家庭園	東山区堀池町 38	平 15.4.1
56	市指定名勝	廣誠院庭園	中京区一之船入町 538-1	平 16.4.1
57	市指定名勝	鴨脚家庭園	左京区下鴨宮河町 9 番地	平 18.4.1
58	市指定名勝	角屋の庭（玄閑庭・東坪庭・中坪庭・西坪庭・座敷庭）	下京区西新屋敷揚屋町	平 22.4.1
59	市指定名勝	中井の庭	左京区岡崎法勝寺町	平 26.3.31
60	市指定名勝	怡園	左京区南禅寺下河原町	平 27.3.31
61	市指定名勝	等持院の庭	北区等持院北町	平 28.3.31
62	市指定天然記念物	ミナミイシガメ	市内全域	昭 58.6.1
63	市指定天然記念物	総見院のワビスケ	北区紫野大徳寺町	昭 58.6.1
64	市指定天然記念物	大徳寺のイブキ	北区紫野大徳寺町	昭 58.6.1
65	市指定天然記念物	鹿苑寺(金閣寺)のイチイガシ	北区金閣寺町	昭 58.6.1
66	市指定天然記念物	古知谷のカエデ	左京区大原古知平	昭 58.6.1
67	市指定天然記念物	花脊の天然伏状台杉	左京区花脊原地町	昭 58.6.1
68	市指定天然記念物	由岐神社の杉及びカゴノキ	左京区鞍馬本町	昭 58.6.1
69	市指定天然記念物	新熊野神社の大樟	東山区熊野榎ノ森町	昭 58.6.1
70	市指定天然記念物	知恩院のムクロジ	東山区林下町	昭 58.6.1
71	市指定天然記念物	柵野のチリツバキ	北区上賀茂北野原町	昭 59.6.1
72	市指定天然記念物	靈鑑寺の日光	左京区鹿ヶ谷御所一ノ段町	昭 59.6.1
73	市指定天然記念物	松尾大社のカギズラ野生地	西京区嵐山宮町	昭 59.6.1
74	市指定天然記念物	金札宮のクロガネモチ	伏見区鷹匠町	昭 59.6.1
75	市指定天然記念物	白峯神宮のオガタマノキ	上京区飛鳥井町	昭 60.6.1
76	市指定天然記念物	貴船神社のカツラ	左京区鞍馬貴船町	昭 60.6.1

新（P別表－46）

	種別	名称	所在地	告示年月日
4	市指定天然記念物	鹿苑寺（金閣寺）のイチイガシ	北区金閣寺町	昭 58.6.1
5	市指定天然記念物	古知谷のカエデ	左京区大原古知平	昭 58.6.1
6	市指定天然記念物	花脊の天然伏状台杉	左京区花脊原地町	昭 58.6.1
7	市指定天然記念物	由岐神社の杉及びカゴノキ	左京区鞍馬本町	昭 58.6.1
8	市指定天然記念物	新熊野神社の大樟	東山区熊野榎ノ森町	昭 58.6.1
9	市指定天然記念物	知恩院のムクロジ	東山区林下町	昭 58.6.1
10	市指定天然記念物	柵野のチリツバキ	北区上賀茂北野原町	昭 59.6.1
11	市指定天然記念物	霊鑑寺の日光	左京区鹿ヶ谷御所一ノ段町	昭 59.6.1
12	市指定天然記念物	松尾大社のカギカズラ野生地	西京区嵐山宮町	昭 59.6.1
13	市指定天然記念物	金札宮のクロガネモチ	伏見区鷹匠町	昭 59.6.1
14	市指定天然記念物	白峯神宮のオガタマノキ	上京区飛鳥井町	昭 60.6.1
15	市指定天然記念物	貴船神社のカツラ	左京区鞍馬貴船町	昭 60.6.1
16	市指定天然記念物	武信稲荷神社のエノキ	中京区今新在家西町	昭 60.6.1
17	市指定天然記念物	本願寺（西本願寺）のイチヨウ	下京区本願寺門前町	昭 60.6.1
18	市指定天然記念物	岩屋山志明院の岩峰植生	北区雲ヶ畑谷町	昭 60.6.1
19	市指定天然記念物	白山神社のカシ	右京区京北田貫町	平 4.5.1
20	市指定天然記念物	福德寺のサクラ	右京区京北下中町	平 9.7.8
21	市指定天然記念物	慈眼寺のイチヨウ	右京区京北周山町	平 17.2.17
22	市指定天然記念物	八幡宮のスギ	右京区京北上中町	平 17.2.17
23	市指定天然記念物	正法寺のカヤ	右京区京北五本松町	平 17.2.17
24	市指定天然記念物	日吉神社のケヤキ	右京区京北矢代中町	平 17.2.17
25	市指定天然記念物	片波西谷のトチ	右京区京北片波町	平 17.2.17
26	市登録天然記念物	「哲学の道」のゲンジボタル及びその生息地	左京区若王子町ほか	昭 59.6.1
27	市登録天然記念物	花脊のダイスギ	左京区花脊原地町	昭 61.6.2
28	市登録天然記念物	御香宮神社のソテツ	伏見区御香宮門前町	昭 61.6.2
29	市登録天然記念物	天寧寺のカヤ	北区天寧寺門前長	昭 62.5.1
30	市登録天然記念物	久多の大杉	左京区久多中ノ町	昭 62.5.1
31	市登録天然記念物	金剛王院（一言寺）のヤマモモ	伏見区醍醐一言時裏町	昭 62.5.1
32	市登録天然記念物	東福寺のイブキ	東山区本町	昭 63.5.2
33	市登録天然記念物	宝泉院のゴヨウマツ	左京区大原勝林院町	平 3.4.1
34	市登録天然記念物	月輪寺のホンシャクナゲ	右京区嵯峨清滝月ノ輪町	平 4.4.1
35	市登録天然記念物	青蓮院のクスノキ	東山区栗田口三条坊町	平 10.4.1

旧（P別表－45）

77	市指定天然記念物	武信稲荷神社のエノキ	中京区今新在家西町	昭 60.6.1
78	市指定天然記念物	本願寺（西本願寺）のイチヨウ	下京区本願寺門前町	昭 60.6.1
79	市指定天然記念物	岩屋山志明院の岩峰植生	北区雲ヶ畑谷町	昭 60.6.1
80	市指定天然記念物	白山神社のカシ	右京区京北田貫町	平 4.5.1
81	市指定天然記念物	福德寺のサクラ	右京区京北下中町	平 9.7.8
82	市指定天然記念物	慈眼寺のイチヨウ	右京区京北周山町	平 17.2.17
83	市指定天然記念物	八幡宮のスギ	右京区京北上中町	平 17.2.17
84	市指定天然記念物	正法寺のカヤ	右京区京北五本松町	平 17.2.17
85	市指定天然記念物	日吉神社のケヤキ	右京区京北矢代中町	平 17.2.17
86	市指定天然記念物	片波西谷のトチ	右京区京北片波町	平 17.2.17
87	市登録天然記念物	「哲学の道」のゲンジボタル及びその生息地	左京区若王子町ほか	昭 59.6.1
88	市登録天然記念物	花脊のダイスギ	左京区花脊原地町	昭 61.6.2
89	市登録天然記念物	御香宮神社のソテツ	伏見区御香宮門前町	昭 61.6.2
90	市登録天然記念物	天寧寺のカヤ	北区天寧寺門前長	昭 62.5.1
91	市登録天然記念物	久多の大杉	左京区久多中ノ町	昭 62.5.1
92	市登録天然記念物	金剛王院（一言寺）のヤマモモ	伏見区醍醐一言時裏町	昭 62.5.1
93	市登録天然記念物	東福寺のイブキ	東山区本町	昭 63.5.2
94	市登録天然記念物	宝泉院のゴヨウマツ	左京区大原勝林院町	平 3.4.1
95	市登録天然記念物	月輪寺のホンシャクナゲ	右京区嵯峨清滝月ノ輪町	平 4.4.1
96	市登録天然記念物	青蓮院のクスノキ	東山区栗田口三条坊町	平 10.4.1

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧（市指定・登録 有形民俗）

	種別	名称	所在地	告示年月日
	市指定有形民俗	伏見の酒造用具	伏見区南浜町	昭 60.6.1
	市登録有形民俗	八瀬かまぶろ	左京区八瀬	平 12.4.1
	市指定有形民俗	三宅八幡神社奉納育児・成人儀礼関連絵馬	左京区上高野三宅町	平 13.4.1
	市指定有形民俗	西国巡礼三十三度行者廻国修行用具（オセタ）	東山区蛭子町北組	平 14.4.1
	市指定有形民俗	稲荷祭山車「天狗榎」懸装品	伏見区深草藪ノ内町	平 15.4.1
	市指定有形民俗	大船鉾装飾品	下京区四条町	平 19.4.1
	市指定有形民俗	蟻螂山御所車及び装飾品	中京区蟻螂山町	平 20.4.1
	市指定有形民俗	綾傘鉾装飾品	下京区善長寺町	平 20.4.1
	市指定有形民俗	鷹山装飾品	中京区衣棚町	平 20.4.1
	市登録有形民俗	久多の山村生活用具	左京区久多下の町	昭 61.6.2

新（P別表－62）

	種別	名称	所在地	告示年月日
149	登録有形文化財(建造物)	室田家住宅主屋	左京区上高野大明神町 5	平 28.2.25
150	登録有形文化財(建造物)	聖母女学院法人本館	伏見区深草田谷町 1	平 28.2.25
151	登録有形文化財(建造物)	林家住宅主屋	上京区今小路通七本松西入二丁目東今小路町 751-4 他	平 28.8.1
	登録有形文化財(建造物)	林家住宅離れ	上京区今小路通七本松西入二丁目東今小路町 751-4 他	平 28.8.1
152	登録有形文化財(建造物)	慈济院本堂	右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町 66	平 28.8.1
	登録有形文化財(建造物)	慈济院庫裏	右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町 66	平 28.8.1
	登録有形文化財(建造物)	慈济院玄関廊	右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町 66	平 28.8.1
	登録有形文化財(建造物)	慈济院書院	右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町 66	平 28.8.1
	登録有形文化財(建造物)	慈济院表門	右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町 66	平 28.8.1
153	登録有形文化財(建造物)	関西美術院	左京区岡崎南御所町 41	平 28.11.29
154	登録有形文化財(建造物)	藤野家住宅主屋	中京区高倉通竹屋町上る坂本町 707	平 28.11.29
	登録有形文化財(建造物)	藤野家住宅土蔵	中京区高倉通竹屋町上る坂本町 707	平 28.11.29
	登録有形文化財(建造物)	藤野家住宅門及び塀	中京区高倉通竹屋町上る坂本町 707	平 28.11.29
155	登録有形文化財(建造物)	熊谷家住宅主屋	下京区室町通五条上る坂東屋町 280 他	平 28.11.29
	登録有形文化財(建造物)	熊谷家住宅門及び塀	下京区室町通五条上る坂東屋町 280 他	平 28.11.29
156	登録有形文化財(建造物)	旧鴻池銀行七条支店	下京区七条通新町西入夷之町 704	平 29.5.2
157	登録有形文化財(建造物)	旧内濱架線詰所(開化堂カフェ)	下京区河原町通七条上る住吉町 352 他	平 29.5.2

旧（P別表－60）

150	登録有形文化財(建造物)	聖母女学院法人本館	伏見区深草田谷町 1	平 28.2.25
151	登録有形文化財(建造物)	林家住宅主屋	上京区今小路通七本松西入二丁目東今小路町 751-4 他	平 28.8.1
	登録有形文化財(建造物)	林家住宅離れ	上京区今小路通七本松西入二丁目東今小路町 751-4 他	平 28.8.1
152	登録有形文化財(建造物)	慈济院本堂	右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町 66	平 28.8.1
	登録有形文化財(建造物)	慈济院庫裏	右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町 66	平 28.8.1
	登録有形文化財(建造物)	慈济院玄関廊	右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町 66	平 28.8.1
	登録有形文化財(建造物)	慈济院書院	右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町 66	平 28.8.1
	登録有形文化財(建造物)	慈济院表門	右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町 66	平 28.8.1
153	登録有形文化財(建造物)	関西美術院	左京区岡崎南御所町 41	平 28.11.29
154	登録有形文化財(建造物)	藤野家住宅主屋	中京区高倉通竹屋町上る坂本町 707	平 28.11.29
	登録有形文化財(建造物)	藤野家住宅土蔵	中京区高倉通竹屋町上る坂本町 707	平 28.11.29
	登録有形文化財(建造物)	藤野家住宅門及び塀	中京区高倉通竹屋町上る坂本町 707	平 28.11.29
155	登録有形文化財(建造物)	熊谷家住宅主屋	下京区室町通五条上る坂東屋町 280 他	平 28.11.29
	登録有形文化財(建造物)	熊谷家住宅門及び塀	下京区室町通五条上る坂東屋町 280 他	平 28.11.29

新（P別表－63）

旧

	種別	名称	所在地	告示年月日
158	登録有形文化財(建造物)	旧邸御室主屋	右京区御室岡ノ裾町5	平 29.5.2
	登録有形文化財(建造物)	旧邸御室土蔵	右京区御室岡ノ裾町5	平 29.5.2
	登録有形文化財(建造物)	旧邸御室茶室双庵	右京区御室岡ノ裾町5	平 29.5.2
	登録有形文化財(建造物)	旧邸御室待合	右京区御室岡ノ裾町5	平 29.5.2
	登録有形文化財(建造物)	旧邸御室門及び塀	右京区御室岡ノ裾町5	平 29.5.2
159	登録有形文化財(建造物)	吉村家住宅主屋	左京区松ヶ崎雲路町6	平 29.6.28
160	登録有形文化財(建造物)	千歳家住宅主屋	伏見区阿波橋町401他	平 29.6.28
	登録有形文化財(建造物)	千歳家住宅離れ	伏見区阿波橋町401他	平 29.6.28
	登録有形文化財(建造物)	千歳家住宅旧蔵	伏見区阿波橋町401他	平 29.6.28
	登録有形文化財(建造物)	千歳家住宅新蔵	伏見区阿波橋町401他	平 29.6.28
161	登録有形文化財(建造物)	去木庵(長谷川家住宅離れ)	南区東九条東札辻町5番1	平 29.6.28
162	登録有形文化財(建造物)	上善寺本堂	北区鞍馬口通寺町東入北側上 善寺門前町482	平 29.10.27
	登録有形文化財(建造物)	上善寺書院	北区鞍馬口通寺町東入北側上 善寺門前町482	平 29.10.27
	登録有形文化財(建造物)	上善寺観音堂	北区鞍馬口通寺町東入北側上 善寺門前町482	平 29.10.27
	登録有形文化財(建造物)	上善寺山門	北区鞍馬口通寺町東入北側上 善寺門前町482	平 29.10.27

新（P別表－64～66）

旧

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧（市認定 京都を彩る建物や庭園）

	種別	名称	所在地(行政区まで)	認定年月日
1	京都を彩る建物や庭園(認定)	一文字屋和輔	北区	平 25.1.31.
2	京都を彩る建物や庭園(認定)	紙屋川庭園	北区	平 25.1.31.
3	京都を彩る建物や庭園(認定)	速水 滌源居	北区	平 25.1.31.
4	京都を彩る建物や庭園(認定)	萬亀楼	上京区	平 25.1.31.
5	京都を彩る建物や庭園(認定)	有斐斎 弘道館	上京区	平 25.1.31.
6	京都を彩る建物や庭園(認定)	真澄寺別院 流響院	左京区	平 25.1.31.
7	京都を彩る建物や庭園(認定)	山ばな平八茶屋	左京区	平 25.1.31.
8	京都を彩る建物や庭園(認定)	吉田山荘	左京区	平 25.1.31.
9	京都を彩る建物や庭園(認定)	上村家	中京区	平 25.1.31.
10	京都を彩る建物や庭園(認定)	がんこ高瀬川 二条苑	中京区	平 25.1.31.
11	京都を彩る建物や庭園(認定)	柘家	中京区	平 25.1.31.
12	京都を彩る建物や庭園(認定)	長楽館	東山区	平 25.1.31.
13	京都を彩る建物や庭園(認定)	室賀家	山科区	平 25.1.31.
14	京都を彩る建物や庭園(認定)	遠藤家	下京区	平 25.1.31.
15	京都を彩る建物や庭園(認定)	龍谷大学 大宮キャンパス	下京区	平 25.1.31.
16	京都を彩る建物や庭園(認定)	天使の里 霞中庵	右京区	平 25.1.31.
17	京都を彩る建物や庭園(認定)	荷田春満旧宅	伏見区	平 25.1.31.
18	京都を彩る建物や庭園(認定)	京都教育大学まなびの森ミュージアム【旧陸軍第十九旅団司令部】	伏見区	平 25.1.31.
19	京都を彩る建物や庭園(認定)	小西家	伏見区	平 25.1.31.
20	京都を彩る建物や庭園(認定)	聖母女学院本館	伏見区	平 25.1.31.
21	京都を彩る建物や庭園(認定)	日本聖公会 桃山基督教会	伏見区	平 25.1.31.
22	京都を彩る建物や庭園(認定)	山本家	伏見区	平 25.1.31.
23	京都を彩る建物や庭園(認定)	かざりや	北区	平 25.4.30.
24	京都を彩る建物や庭園(認定)	静家	上京区	平 25.4.30.
25	京都を彩る建物や庭園(認定)	青山家	左京区	平 25.4.30.
26	京都を彩る建物や庭園(認定)	湯川秀樹旧宅	左京区	平 25.4.30.
27	京都を彩る建物や庭園(認定)	先斗町歌舞練場	中京区	平 25.4.30.
28	京都を彩る建物や庭園(認定)	十一屋 岡村家	左京区	平 25.12.26.
29	京都を彩る建物や庭園(認定)	松野醤油本店	北区	平 25.12.26.
30	京都を彩る建物や庭園(認定)	富田屋 田中家	上京区	平 25.12.26.
31	京都を彩る建物や庭園(認定)	聖護院	左京区	平 25.12.26.
32	京都を彩る建物や庭園(認定)	青木家	中京区	平 25.12.26.
33	京都を彩る建物や庭園(認定)	俵屋	中京区	平 25.12.26.
34	京都を彩る建物や庭園(認定)	八幡宮	山科区	平 25.12.26.
35	京都を彩る建物や庭園(認定)	長谷川家	南区	平 25.12.26.

36	京都を彩る建物や庭園(認定)	井上家	右京区	平 25.12.26.
37	京都を彩る建物や庭園(認定)	新居家	伏見区	平 25.12.26.
38	京都を彩る建物や庭園(認定)	旧北山丸太会社倉庫	北区	平 26.5.9.
39	京都を彩る建物や庭園(認定)	紫明会館	北区	平 26.5.9.
40	京都を彩る建物や庭園(認定)	岩崎家	中京区	平 26.5.9.
41	京都を彩る建物や庭園(認定)	大江能楽堂	中京区	平 26.5.9.
42	京都を彩る建物や庭園(認定)	藤井家	中京区	平 26.5.9.
43	京都を彩る建物や庭園(認定)	京都大学大学院理学研究科付属 花山天文台	山科区	平 26.5.9.
44	京都を彩る建物や庭園(認定)	伊東家	伏見区	平 26.5.9.
45	京都を彩る建物や庭園(認定)	大市	上京区	平 26.5.9.
46	京都を彩る建物や庭園(認定)	炭屋	中京区	平 26.5.9.
47	京都を彩る建物や庭園(認定)	奥田家	山科区	平 26.5.9.
48	京都を彩る建物や庭園(認定)	祇園床(松原中之町会所)	下京区	平 26.5.9.
49	京都を彩る建物や庭園(認定)	井関家	北区	平 27.1.19.
50	京都を彩る建物や庭園(認定)	梅辻家	北区	平 27.1.19.
51	京都を彩る建物や庭園(認定)	卯瀧家	右京区	平 27.1.19.
52	京都を彩る建物や庭園(認定)	玉村家	西京区	平 27.1.19.
53	京都を彩る建物や庭園(認定)	増田徳兵衛商店	伏見区	平 27.1.19.
54	京都を彩る建物や庭園(認定)	聖ヨゼフ修道院門の家	北区	平 27.5.29.
55	京都を彩る建物や庭園(認定)	鞍馬駅	左京区	平 27.5.29.
56	京都を彩る建物や庭園(認定)	八瀬天満宮社	左京区	平 27.5.29.
57	京都を彩る建物や庭園(認定)	八瀬比叡山口駅	左京区	平 27.5.29.
58	京都を彩る建物や庭園(認定)	岡墨光堂	中京区	平 27.5.29.
59	京都を彩る建物や庭園(認定)	彩雲堂	中京区	平 27.5.29.
60	京都を彩る建物や庭園(認定)	ウェスティン都ホテル京都葵殿庭園 及び佳水園庭園	東山区	平 27.5.29.
61	京都を彩る建物や庭園(認定)	八木家(洛東静処)	東山区	平 27.5.29.
62	京都を彩る建物や庭園(認定)	杉本家住宅と杉本氏庭園	下京区	平 27.5.29.
63	京都を彩る建物や庭園(認定)	中村軒	西京区	平 27.5.29.
64	京都を彩る建物や庭園(認定)	山田家	伏見区	平 27.5.29.
65	京都を彩る建物や庭園(認定)	靈鑑寺	左京区	平 27.12.25.
66	京都を彩る建物や庭園(認定)	速水家	中京区	平 27.12.25.
67	京都を彩る建物や庭園(認定)	本野精吾自邸	北区	平 28.5.27.
68	京都を彩る建物や庭園(認定)	ミヨシ堂	上京区	平 28.5.27.
69	京都を彩る建物や庭園(認定)	南禅寺順正	左京区	平 28.5.27.
70	京都を彩る建物や庭園(認定)	吉村家(松雲荘)	左京区	平 28.5.27.
71	京都を彩る建物や庭園(認定)	順正清水店 五龍閣	東山区	平 28.5.27.
72	京都を彩る建物や庭園(認定)	総本家ゆどうふ奥丹清水	東山区	平 28.5.27.
73	京都を彩る建物や庭園(認定)	丹嘉	東山区	平 28.5.27.

74	京都を彩る建物や庭園(認定)	山口家(苔香居)	西京区	平 28.5.27.
75	京都を彩る建物や庭園(認定)	松井家	伏見区	平 28.5.27.
76	京都を彩る建物や庭園(認定)	北村美術館四君子苑	上京区	平 29.2.15.
77	京都を彩る建物や庭園(認定)	大野家	左京区	平 29.2.15.
78	京都を彩る建物や庭園(認定)	駒井家	左京区	平 29.2.15.
79	京都を彩る建物や庭園(認定)	そば茶寮澤正	東山区	平 29.2.15.
80	京都を彩る建物や庭園(認定)	森家	山科区	平 29.2.15.
81	京都を彩る建物や庭園(認定)	きんせ旅館	下京区	平 29.2.15.
82	京都を彩る建物や庭園(認定)	田中家	下京区	平 29.2.15.
83	京都を彩る建物や庭園(認定)	浄住寺	西京区	平 29.2.15.
84	京都を彩る建物や庭園(認定)	岩井家	北区	平 29.7.27.
85	京都を彩る建物や庭園(認定)	川端彌之助のアトリエ	左京区	平 29.7.27.
86	京都を彩る建物や庭園(認定)	ケーブル八瀬駅	左京区	平 29.7.27.
87	京都を彩る建物や庭園(認定)	かざりや鍔	中京区	平 29.7.27.
88	京都を彩る建物や庭園(認定)	栗原家	山科区	平 29.7.27.
89	京都を彩る建物や庭園(認定)	宝湯	伏見区	平 29.7.27.
90	京都を彩る建物や庭園(認定)	長尾天満宮	伏見区	平 29.7.27.

別表2 京都市の重要文化財等以外の文化財の一覧（府指定・暫定登録有形文化財建造物）

種別	名称	所在地	告示年月日
1 府指定登録有形文化財	京都府立鳥羽高等学校管理棟（旧京都府第二中学校本館）	南区西九条大国町	平 29.9.29
2 府指定登録有形文化財	雲林院観音堂	北区紫野雲林院町	平 29.9.29
3 府指定登録有形文化財	賀茂別雷神社摂社奈良神社本殿	北区上賀茂本山	平 29.9.29
4 府指定登録有形文化財	賀茂別雷神社摂社大田神社本殿	北区上賀茂本山	平 29.9.29
5 府指定登録有形文化財	賀茂別雷神社摂社大田神社拝殿	北区上賀茂本山	平 29.9.29
6 府指定登録有形文化財	賀茂別雷神社摂社賀茂山口神社（沢田神社）本殿	北区上賀茂本山	平 29.9.29
7 府指定登録有形文化財	賀茂別雷神社摂社賀茂山口神社（沢田神社）拝殿	北区上賀茂本山	平 29.9.29
8 府指定登録有形文化財	賀茂別雷神社摂社久我神社本殿	北区紫竹下竹殿町	平 29.9.29
9 府指定登録有形文化財	賀茂別雷神社摂社久我神社拝殿	北区紫竹下竹殿町	平 29.9.29
10 府指定登録有形文化財	賀茂別雷神社校倉	北区上賀茂本山	平 29.9.29
11 府指定登録有形文化財	賀茂別雷神社日供門	北区上賀茂本山	平 29.9.29
12 府指定登録有形文化財	賀茂別雷神社新宮門	北区上賀茂本山	平 29.9.29
13 府指定登録有形文化財	常照寺本堂	北区鷹ヶ峰北鷹ヶ峰町	平 29.9.29
14 府指定登録有形文化財	常照寺経蔵	北区鷹ヶ峰北鷹ヶ峰町	平 29.9.29
15 府指定登録有形文化財	常照寺山門	北区鷹ヶ峰北鷹ヶ峰町	平 29.9.29
16 府指定登録有形文化財	真如寺法堂	北区等持院北町	平 29.9.29
17 府指定登録有形文化財	真如寺客殿及び庫裏	北区等持院北町	平 29.9.29
18 府指定登録有形文化財	真如寺総門	北区等持院北町	平 29.9.29
19 府指定登録有形文化財	等持院方丈	北区等持院北町	平 29.9.29
20 府指定登録有形文化財	等持院庫裏	北区等持院北町	平 29.9.29
21 府指定登録有形文化財	等持院鐘楼	北区等持院北町	平 29.9.29
22 府指定登録有形文化財	養徳院本堂	北区紫野大徳寺町	平 29.9.29
23 府指定登録有形文化財	養徳院玄関	北区紫野大徳寺町	平 29.9.29
24 府指定登録有形文化財	養徳院庫裏	北区紫野大徳寺町	平 29.9.29
25 府指定登録有形文化財	華光寺本堂	上京区出水通六軒町西入七番町	平 29.9.29
26 府指定登録有形文化財	華光寺鐘楼	上京区出水通六軒町西入七番町	平 29.9.29
27 府指定登録有形文化財	華光寺山門	上京区出水通六軒町西入七番町	平 29.9.29
28 府指定登録有形文化財	興徳寺本堂	上京区元誓願寺通黒門東入寺今	平 29.9.29

			町	
29	新指定登録有形文化財	興徳寺大玄関	上京区元誓願寺通黒門東入寺今町	平 29.9.29
30	新指定登録有形文化財	慈照院客殿	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町	平 29.9.29
31	新指定登録有形文化財	慈照院折玄関	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町	平 29.9.29
32	新指定登録有形文化財	慈照院庫裏	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町	平 29.9.29
33	新指定登録有形文化財	慈照院書院	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町	平 29.9.29
34	新指定登録有形文化財	慈照院大玄関(式台)	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町	平 29.9.29
35	新指定登録有形文化財	慈照院表門	上京区今出川通烏丸東入相国寺門前町	平 29.9.29
36	新指定登録有形文化財	長圓寺本堂	上京区笹屋町通智恵光院西入笹屋町一丁目	平 29.9.29
37	新指定登録有形文化財	長圓寺山門	上京区笹屋町通智恵光院西入笹屋町一丁目	平 29.9.29
38	新指定登録有形文化財	報恩寺本堂	上京区小川通寺之内下る射場町	平 29.9.29
39	新指定登録有形文化財	報恩寺玄関	上京区小川通寺之内下る射場町	平 29.9.29
40	新指定登録有形文化財	報恩寺庫裏	上京区小川通寺之内下る射場町	平 29.9.29
41	新指定登録有形文化財	報恩寺表門	上京区小川通寺之内下る射場町	平 29.9.29
42	新指定登録有形文化財	報恩寺石橋	上京区小川通寺之内下る射場町	平 29.9.29
43	新指定登録有形文化財	法華寺本堂	上京区御前通一条下る下堅町	平 29.9.29
44	新指定登録有形文化財	法華寺客殿	上京区御前通一条下る下堅町	平 29.9.29
45	新指定登録有形文化財	本禅寺本堂	上京区寺町通広小路上る北之辺町	平 29.9.29
46	新指定登録有形文化財	本禅寺釈迦堂	上京区寺町通広小路上る北之辺町	平 29.9.29
47	新指定登録有形文化財	本禅寺客殿	上京区寺町通広小路上る北之辺町	平 29.9.29
48	新指定登録有形文化財	本禅寺中玄関	上京区寺町通広小路上る北之辺町	平 29.9.29
49	新指定登録有形文化財	本禅寺廊下(本堂客殿間)	上京区寺町通広小路上る北之辺町	平 29.9.29
50	新指定登録有形文化財	本禅寺廊下(釈迦堂中玄関間)	上京区寺町通広小路上る北之辺町	平 29.9.29
51	新指定登録有形文化財	本禅寺三十番神堂	上京区寺町通広小路上る北之辺町	平 29.9.29
52	新指定登録有形文化財	本禅寺鐘楼	上京区寺町通広小路上る北之辺町	平 29.9.29

			町	
53	指定登録有形文化財	本禅寺中門	上京区寺町通広小路上の北之辺町	平 29.9.29
54	指定登録有形文化財	本禅寺山門	上京区寺町通広小路上の北之辺町	平 29.9.29
55	指定登録有形文化財	本満寺鐘楼	上京区寺町通今出川上の二丁目鶴山町	平 29.9.29
56	指定登録有形文化財	本満寺西門	上京区寺町通今出川上の二丁目鶴山町	平 29.9.29
57	指定登録有形文化財	妙蓮寺本堂	上京区寺ノ内通大宮東入妙蓮寺前町	平 29.9.29
58	指定登録有形文化財	妙蓮寺方丈	上京区寺ノ内通大宮東入妙蓮寺前町	平 29.9.29
59	指定登録有形文化財	妙蓮寺表書院及び玄関	上京区寺ノ内通大宮東入妙蓮寺前町	平 29.9.29
60	指定登録有形文化財	妙蓮寺鐘楼	上京区寺ノ内通大宮東入妙蓮寺前町	平 29.9.29
61	指定登録有形文化財	妙蓮寺山門	上京区寺ノ内通大宮東入妙蓮寺前町	平 29.9.29
62	指定登録有形文化財	賀茂御祖神社摂社河合神社本殿	左京区下鴨泉川町	平 29.9.29
63	指定登録有形文化財	賀茂御祖神社摂社河合神社祝詞屋	左京区下鴨泉川町	平 29.9.29
64	指定登録有形文化財	賀茂御祖神社摂社河合神社幣殿	左京区下鴨泉川町	平 29.9.29
65	指定登録有形文化財	賀茂御祖神社摂社河合神社東渡廊	左京区下鴨泉川町	平 29.9.29
66	指定登録有形文化財	賀茂御祖神社摂社河合神社西渡廊	左京区下鴨泉川町	平 29.9.29
67	指定登録有形文化財	賀茂御祖神社摂社河合神社御料屋	左京区下鴨泉川町	平 29.9.29
68	指定登録有形文化財	賀茂御祖神社摂社河合神社拝殿	左京区下鴨泉川町	平 29.9.29
69	指定登録有形文化財	賀茂御祖神社摂社河合神社四脚中門	左京区下鴨泉川町	平 29.9.29
70	指定登録有形文化財	賀茂御祖神社摂社河合神社四脚中門東透塀	左京区下鴨泉川町	平 29.9.29
71	指定登録有形文化財	賀茂御祖神社摂社河合神社四脚中門西透塀	左京区下鴨泉川町	平 29.9.29
72	指定登録有形文化財	賀茂御祖神社摂社河合神社高麗門	左京区下鴨泉川町	平 29.9.29

73	府指定登録有形文化財	賀茂御祖神社摂社貴布禰社本殿	左京区下鴨泉川町	平 29.9.29
74	府指定登録有形文化財	賀茂御祖神社末社任部社本殿	左京区下鴨泉川町	平 29.9.29
75	府指定登録有形文化財	賀茂御祖神社末社六社本殿	左京区下鴨泉川町	平 29.9.29
76	府指定登録有形文化財	賀茂御祖神社末社三塚社本殿	左京区下鴨泉川町	平 29.9.29
77	府指定登録有形文化財	賀茂御祖神社摂社出雲井於神社中門	左京区下鴨泉川町	平 29.9.29
78	府指定登録有形文化財	賀茂御祖神社摂社出雲井於神社拝殿	左京区下鴨泉川町	平 29.9.29
79	府指定登録有形文化財	賀茂御祖神社末社井上社本殿	左京区下鴨泉川町	平 29.9.29
80	府指定登録有形文化財	賀茂御祖神社末社井上社須屋	左京区下鴨泉川町	平 29.9.29
81	府指定登録有形文化財	賀茂御祖神社末社相生社本殿	左京区下鴨泉川町	平 29.9.29
82	府指定登録有形文化財	賀茂御祖神社大炊殿透塙	左京区下鴨泉川町	平 29.9.29
83	府指定登録有形文化財	賀茂御祖神社摂社御蔭神社東本殿	左京区上高野東山	平 29.9.29
84	府指定登録有形文化財	賀茂御祖神社摂社御蔭神社西本殿	左京区上高野東山	平 29.9.29
85	府指定登録有形文化財	賀茂御祖神社摂社御蔭神社割拝殿	左京区上高野東山	平 29.9.29
86	府指定登録有形文化財	熊野神社本殿	左京区聖護院山王町	平 29.9.29
87	府指定登録有形文化財	熊野神社旧拝殿	左京区聖護院山王町	平 29.9.29
88	府指定登録有形文化財	金地院開山堂	左京区南禅寺福地町	平 29.9.29
89	府指定登録有形文化財	金地院明智門	左京区南禅寺福地町	平 29.9.29
90	府指定登録有形文化財	金地院東照宮楼門	左京区南禅寺福地町	平 29.9.29
91	府指定登録有形文化財	金地院御透門	左京区南禅寺福地町	平 29.9.29
92	府指定登録有形文化財	寂光寺鐘楼	左京区仁王門通東大路西入北門前町	平 29.9.29
93	府指定登録有形文化財	寂光寺山門	左京区仁王門通東大路西入北門前町	平 29.9.29
94	府指定登録有形文化財	善正寺鐘楼	左京区岡崎東福ノ川町	平 29.9.29
95	府指定登録有形文化財	大光寺本堂	左京区仁王門通東大路西入北門前町	平 29.9.29
96	府指定登録有形文化財	曼殊院玄関	左京区一乗寺竹ノ内町	平 29.9.29
97	府指定登録有形文化財	曼殊院護摩堂	左京区一乗寺竹ノ内町	平 29.9.29
98	府指定登録有形文化財	曼殊院上台所	左京区一乗寺竹ノ内町	平 29.9.29
99	府指定登録有形文化財	曼殊院唐門	左京区一乗寺竹ノ内町	平 29.9.29

100	府指定登録有形文化財	曼殊院表門	左京区一乗寺竹ノ内町	平 29.9.29
101	府指定登録有形文化財	曼殊院天満宮	左京区一乗寺竹ノ内町	平 29.9.29
102	府指定登録有形文化財	曼殊院弁天堂	左京区一乗寺竹ノ内町	平 29.9.29
103	府指定登録有形文化財	聞名寺本堂	左京区東大路仁王門上る北門前町	平 29.9.29
104	府指定登録有形文化財	聞名寺表門	左京区東大路仁王門上る北門前町	平 29.9.29
105	府指定登録有形文化財	八坂神社末社美御前社	東山区祇園町北側	平 29.9.29
106	府指定登録有形文化財	八坂神社末社日吉社	東山区祇園町北側	平 29.9.29
107	府指定登録有形文化財	八坂神社末社大年社	東山区祇園町北側	平 29.9.29
108	府指定登録有形文化財	八坂神社絵馬堂	東山区祇園町北側	平 29.9.29
109	府指定登録有形文化財	観智院本堂	南区八条通大宮西入下る九条町	平 29.9.29
110	府指定登録有形文化財	観智院書院	南区八条通大宮西入下る九条町	平 29.9.29
111	府指定登録有形文化財	観智院渡廊(本堂書院間)	南区八条通大宮西入下る九条町	平 29.9.29
112	府指定登録有形文化財	観智院庫裏	南区八条通大宮西入下る九条町	平 29.9.29
113	府指定登録有形文化財	観智院金剛藏	南区八条通大宮西入下る九条町	平 29.9.29
114	府指定登録有形文化財	観智院表門(西門)	南区八条通大宮西入下る九条町	平 29.9.29
115	府指定登録有形文化財	観智院南門	南区八条通大宮西入下る九条町	平 29.9.29
116	府指定登録有形文化財	教王護国寺八島神社本殿	南区九条町	平 29.9.29
117	府指定登録有形文化財	教王護国寺夜叉神堂(雄夜叉堂)	南区九条町	平 29.9.29
118	府指定登録有形文化財	教王護国寺夜叉神堂(雌夜叉堂)	南区九条町	平 29.9.29
119	府指定登録有形文化財	教王護国寺手水屋	南区九条町	平 29.9.29
120	府指定登録有形文化財	教王護国寺西院毘沙門堂	南区九条町	平 29.9.29
121	府指定登録有形文化財	教王護国寺西院御供所	南区九条町	平 29.9.29
122	府指定登録有形文化財	教王護国寺西院御供所廊下	南区九条町	平 29.9.29
123	府指定登録有形文化財	教王護国寺西院輦庫	南区九条町	平 29.9.29
124	府指定登録有形文化財	教王護国寺西院鐘楼	南区九条町	平 29.9.29
125	府指定登録有形文化財	教王護国寺西院靈宝藏	南区九条町	平 29.9.29
126	府指定登録有形文化財	教王護国寺西院一切経藏	南区九条町	平 29.9.29
127	府指定登録有形文化財	教王護国寺西院平唐門	南区九条町	平 29.9.29
128	府指定登録有形文化財	教王護国寺西院四脚門	南区九条町	平 29.9.29
129	府指定登録有形文化財	教王護国寺石橋一	南区九条町	平 29.9.29
130	府指定登録有形文化財	教王護国寺石橋二	南区九条町	平 29.9.29
131	府指定登録有形文化財	旧金蓮院稻荷社	南区九条町	平 29.9.29
132	府指定登録有形文化財	旧仏乘院表門	南区九条町	平 29.9.29
133	府指定登録有形文化財	旧金剛珠院表門	南区九条町	平 29.9.29
134	府指定登録有形文化財	旧宝菩提院表門	南区九条町	平 29.9.29
135	府指定登録有形文化財	妙心寺浴鐘楼	右京区花園妙心寺町	平 29.9.29

136	新指定登録有形文化財	妙心寺大鐘楼	右京区花園妙心寺町	平 29.9.29
137	新指定登録有形文化財	妙心寺洪鐘楼	右京区花園妙心寺町	平 29.9.29
138	新指定登録有形文化財	妙心寺宝蔵	右京区花園妙心寺町	平 29.9.29
139	新指定登録有形文化財	妙心寺大方丈唐門	右京区花園妙心寺町	平 29.9.29
140	新指定登録有形文化財	松尾大社釣殿	西京区嵐山宮町	平 29.9.29
141	新指定登録有形文化財	松尾大社北廻廊	西京区嵐山宮町	平 29.9.29
142	新指定登録有形文化財	松尾大社南廻廊	西京区嵐山宮町	平 29.9.29
143	新指定登録有形文化財	松尾大社清門	西京区嵐山宮町	平 29.9.29
144	新指定登録有形文化財	松尾大社拝殿	西京区嵐山宮町	平 29.9.29
145	新指定登録有形文化財	松尾大社楼門	西京区嵐山宮町	平 29.9.29
146	新指定登録有形文化財	松尾大社神庫	西京区嵐山宮町	平 29.9.29
147	新指定登録有形文化財	松尾大社神輿庫	西京区嵐山宮町	平 29.9.29
148	新指定登録有形文化財	真宗院方丈	伏見区深草真宗院山町	平 29.9.29
149	新指定登録有形文化財	真宗院中門	伏見区深草真宗院山町	平 29.9.29
150	新指定登録有形文化財	真宗院山門	伏見区深草真宗院山町	平 29.9.29
151	新指定登録有形文化財	報恩院本堂	伏見区醍醐東大路町	平 29.9.29
152	新指定登録有形文化財	報恩院表門	伏見区醍醐東大路町	平 29.9.29
153	新指定登録有形文化財	宝塔寺客殿	伏見区深草宝塔寺山町	平 29.9.29
154	新指定登録有形文化財	宝塔寺庫裏	伏見区深草宝塔寺山町	平 29.9.29
155	新指定登録有形文化財	宝塔寺開山廟	伏見区深草宝塔寺山町	平 29.9.29
156	新指定登録有形文化財	宝塔寺七面堂	伏見区深草宝塔寺山町	平 29.9.29
157	新指定登録有形文化財	宝塔寺鐘楼	伏見区深草宝塔寺山町	平 29.9.29
158	新指定登録有形文化財	宝塔寺仁王門	伏見区深草宝塔寺山町	平 29.9.29
159	新指定登録有形文化財	宝塔寺唐門	伏見区深草宝塔寺山町	平 29.9.29
160	新指定登録有形文化財	宝塔寺表門	伏見区深草宝塔寺山町	平 29.9.29
161	新指定登録有形文化財	理性院本堂	伏見区醍醐東大路町	平 29.9.29
162	新指定登録有形文化財	理性院客殿	伏見区醍醐東大路町	平 29.9.29
163	新指定登録有形文化財	理性院聖天堂	伏見区醍醐東大路町	平 29.9.29
164	新指定登録有形文化財	本隆寺 客殿	上京区智恵光院通五辻上る紋屋町	平 29.12.27
165	新指定登録有形文化財	本隆寺 鐘楼	上京区智恵光院通五辻上る紋屋町	平 29.12.27
166	新指定登録有形文化財	本隆寺 表門	上京区智恵光院通五辻上る紋屋町	平 29.12.27
167	新指定登録有形文化財	本隆寺 東門	上京区智恵光院通五辻上る紋屋町	平 29.12.27
168	新指定登録有形文化財	本隆寺 西門	上京区智恵光院通五辻上る紋屋町	平 29.12.27
169	新指定登録有形文化財	廬山寺 客殿	上京区寺町通広小路上る北之辺町	平 29.12.27

170	新指定登録有形文化財	廬山寺 御尊牌殿	上京区寺町通広小路する北之辺町	平 29.12.27
171	新指定登録有形文化財	廬山寺 大玄関	上京区寺町通広小路する北之辺町	平 29.12.27
172	新指定登録有形文化財	廬山寺 元三大師堂	上京区寺町通広小路する北之辺町	平 29.12.27
173	新指定登録有形文化財	廬山寺 鐘楼堂	上京区寺町通広小路する北之辺町	平 29.12.27
174	新指定登録有形文化財	廬山寺 手水屋	上京区寺町通広小路する北之辺町	平 29.12.27
175	新指定登録有形文化財	廬山寺 高麗門	上京区寺町通広小路する北之辺町	平 29.12.27
176	新指定登録有形文化財	廬山寺 薬医門	上京区寺町通広小路する北之辺町	平 29.12.27
177	新指定登録有形文化財	栄摂院 本堂	左京区黒谷町	平 29.12.27
178	新指定登録有形文化財	栄摂院 唐門	左京区黒谷町	平 29.12.27
179	新指定登録有形文化財	栄摂院 表門	左京区黒谷町	平 29.12.27
180	新指定登録有形文化財	光福寺 本堂	左京区田中上柳町	平 29.12.27
181	新指定登録有形文化財	光福寺 鐘楼	左京区田中上柳町	平 29.12.27
182	新指定登録有形文化財	光福寺 山門	左京区田中上柳町	平 29.12.27
183	新指定登録有形文化財	金光院 旧玄関	左京区黒谷町	平 29.12.27
184	新指定登録有形文化財	金光院 表門	左京区黒谷町	平 29.12.27
185	新指定登録有形文化財	金地院 大門	左京区南禅寺福地町	平 29.12.27
186	新指定登録有形文化財	金地院 東照宮北門	左京区南禅寺福地町	平 29.12.27
187	新指定登録有形文化財	金地院 下乗門	左京区南禅寺福地町	平 29.12.27
188	新指定登録有形文化財	西翁院 本堂	左京区黒谷町	平 29.12.27
189	新指定登録有形文化財	西翁院 唐門	左京区黒谷町	平 29.12.27
190	新指定登録有形文化財	聖護院 宸殿	左京区聖護院中町	平 29.12.27
191	新指定登録有形文化財	聖護院 渡廊下	左京区聖護院中町	平 29.12.27
192	新指定登録有形文化財	聖護院 広間	左京区聖護院中町	平 29.12.27
193	新指定登録有形文化財	聖護院 玄関	左京区聖護院中町	平 29.12.27
194	新指定登録有形文化財	聖護院 学問所	左京区聖護院中町	平 29.12.27
195	新指定登録有形文化財	聖護院 表門	左京区聖護院中町	平 29.12.27
196	新指定登録有形文化財	聖護院 番所	左京区聖護院中町	平 29.12.27
197	新指定登録有形文化財	正定院 本堂	左京区田中下柳町	平 29.12.27
198	新指定登録有形文化財	専念寺 本堂	左京区西寺町仁王門する正往寺町	平 29.12.27
199	新指定登録有形文化財	専念寺 座敷	左京区西寺町仁王門する正往寺町	平 29.12.27
200	新指定登録有形文化財	専念寺 庫裡	左京区西寺町仁王門する正往寺町	平 29.12.27

201	新指定登録有形文化財	専念寺 山門	左京区西寺町仁王門上る正往寺町	平 29.12.27
202	新指定登録有形文化財	頂妙寺 本堂	左京区仁王門通新麩屋町西入大菊町	平 29.12.27
203	新指定登録有形文化財	頂妙寺 祖師堂	左京区仁王門通新麩屋町西入大菊町	平 29.12.27
204	新指定登録有形文化財	頂妙寺 鐘樓	左京区仁王門通新麩屋町西入大菊町	平 29.12.27
205	新指定登録有形文化財	頂妙寺 仁王門	左京区仁王門通新麩屋町西入大菊町	平 29.12.27
206	新指定登録有形文化財	頂妙寺 表門	左京区仁王門通新麩屋町西入大菊町	平 29.12.27
207	新指定登録有形文化財	妙傳寺 本堂	左京区東大路二条下る北門前町	平 29.12.27
208	新指定登録有形文化財	妙傳寺 御真骨堂	左京区東大路二条下る北門前町	平 29.12.27
209	新指定登録有形文化財	妙傳寺 客殿及び書院	左京区東大路二条下る北門前町	平 29.12.27
210	新指定登録有形文化財	妙傳寺 鐘樓堂	左京区東大路二条下る北門前町	平 29.12.27
211	新指定登録有形文化財	妙傳寺 表門	左京区東大路二条下る北門前町	平 29.12.27
212	新指定登録有形文化財	要法寺 本堂	左京区新高倉通孫橋上ル法皇寺町	平 29.12.27
213	新指定登録有形文化財	要法寺 開山堂	左京区新高倉通孫橋上ル法皇寺町	平 29.12.27
214	新指定登録有形文化財	要法寺 鐘樓	左京区新高倉通孫橋上ル法皇寺町	平 29.12.27
215	新指定登録有形文化財	要法寺 表門	左京区新高倉通孫橋上ル法皇寺町	平 29.12.27
216	新指定登録有形文化財	要法寺 西門	左京区新高倉通孫橋上ル法皇寺町	平 29.12.27
217	新指定登録有形文化財	要法寺 薬医門	左京区新高倉通孫橋上ル法皇寺町	平 29.12.27
218	新指定登録有形文化財	要法寺 救済橋	左京区新高倉通孫橋上ル法皇寺町	平 29.12.27
219	新指定登録有形文化財	瑞泉寺 本堂	中京区木屋町通三条下る石屋町	平 29.12.27
220	新指定登録有形文化財	壬生寺 一夜天神堂	中京区壬生柳ノ宮町	平 29.12.27
221	新指定登録有形文化財	壬生寺 鐘樓	中京区壬生柳ノ宮町	平 29.12.27
222	新指定登録有形文化財	壬生寺 表門	中京区壬生柳ノ宮町	平 29.12.27
223	新指定登録有形文化財	壬生寺 南門	中京区壬生柳ノ宮町	平 29.12.27
224	新指定登録有形文化財	安祥院 本堂	東山区五条通東大路東入遊行前町	平 29.12.27
225	新指定登録有形文化財	安祥院 地藏堂	東山区五条通東大路東入遊行前町	平 29.12.27
226	新指定登録有形文化財	安祥院 山門	東山区五条通東大路東入遊行前町	平 29.12.27

			町	
227	新指定登録有形文化財	安養寺 本堂	東山区八坂鳥居前東入円山町	平 29.12.27
228	新指定登録有形文化財	新日吉神宮 本殿	東山区妙法院前側町	平 29.12.27
229	新指定登録有形文化財	新日吉神宮 東神門	東山区妙法院前側町	平 29.12.27
230	新指定登録有形文化財	新日吉神宮 楼門	東山区妙法院前側町	平 29.12.27
231	新指定登録有形文化財	戒光寺 本堂	東山区泉涌寺山内町	平 29.12.27
232	新指定登録有形文化財	戒光寺 表門	東山区泉涌寺山内町	平 29.12.27
233	新指定登録有形文化財	桂昌院 本堂	東山区本町十五丁目	平 29.12.27
234	新指定登録有形文化財	桂昌院 庫裏	東山区本町十五丁目	平 29.12.27
235	新指定登録有形文化財	桂昌院 表門	東山区本町十五丁目	平 29.12.27
236	新指定登録有形文化財	金剛寺 本堂	東山区三条通白川橋東入五軒町	平 29.12.27
237	新指定登録有形文化財	金剛寺 観音堂	東山区三条通白川橋東入五軒町	平 29.12.27
238	新指定登録有形文化財	金剛寺 本堂	東山区下河原通四丁目金園町	平 29.12.27
239	新指定登録有形文化財	正法寺 本堂	東山区清閑寺霊山町	平 29.12.27
240	新指定登録有形文化財	正法寺 表門	東山区清閑寺霊山町	平 29.12.27
241	新指定登録有形文化財	勝林寺 本堂	東山区本町十五丁目	平 29.12.27
242	新指定登録有形文化財	勝林寺 手水舎	東山区本町十五丁目	平 29.12.27
243	新指定登録有形文化財	青蓮院 宸殿	東山区栗田口三条坊町	平 29.12.27
244	新指定登録有形文化財	青蓮院 広間	東山区栗田口三条坊町	平 29.12.27
245	新指定登録有形文化財	青蓮院 大玄関	東山区栗田口三条坊町	平 29.12.27
246	新指定登録有形文化財	青蓮院 本堂(熾盛光堂)	東山区栗田口三条坊町	平 29.12.27
247	新指定登録有形文化財	青蓮院 小御所	東山区栗田口三条坊町	平 29.12.27
248	新指定登録有形文化財	青蓮院 華頂殿	東山区栗田口三条坊町	平 29.12.27
249	新指定登録有形文化財	青蓮院 旧玄関	東山区栗田口三条坊町	平 29.12.27
250	新指定登録有形文化財	青蓮院 鐘楼	東山区栗田口三条坊町	平 29.12.27
251	新指定登録有形文化財	青蓮院 日吉社	東山区栗田口三条坊町	平 29.12.27
252	新指定登録有形文化財	青蓮院 表門	東山区栗田口三条坊町	平 29.12.27
253	新指定登録有形文化財	青蓮院 長屋門	東山区栗田口三条坊町	平 29.12.27
254	新指定登録有形文化財	青蓮院 高麗門	東山区栗田口三条坊町	平 29.12.27
255	新指定登録有形文化財	新善光寺 本堂	東山区泉涌寺山内町	平 29.12.27
256	新指定登録有形文化財	新善光寺 客殿	東山区泉涌寺山内町	平 29.12.27
257	新指定登録有形文化財	新善光寺 玄関	東山区泉涌寺山内町	平 29.12.27
258	新指定登録有形文化財	新善光寺 表門	東山区泉涌寺山内町	平 29.12.27
259	新指定登録有形文化財	新善光寺 中門	東山区泉涌寺山内町	平 29.12.27
260	新指定登録有形文化財	西福寺 本堂	東山区松原通大和大路東入西轆 轆町	平 29.12.27
261	新指定登録有形文化財	大蔵寺 本堂	東山区三条通大橋東入二丁目	平 29.12.27
262	新指定登録有形文化財	大蔵寺 表門	東山区三条通大橋東入二丁目	平 29.12.27
263	新指定登録有形文化財	智積院 明王殿(不動堂)	東山区塩小路通大和大路東入東 瓦町	平 29.12.27

264	新指定登録有形文化財	智積院 大書院	東山区塩小路通大和大路東入東瓦町	平 29.12.27
265	新指定登録有形文化財	智積院 本坊(庫裏)	東山区塩小路通大和大路東入東瓦町	平 29.12.27
266	新指定登録有形文化財	智積院 総門	東山区塩小路通大和大路東入東瓦町	平 29.12.27
267	新指定登録有形文化財	智積院 唐門	東山区塩小路通大和大路東入東瓦町	平 29.12.27
268	新指定登録有形文化財	智積院 中門	東山区塩小路通大和大路東入東瓦町	平 29.12.27
269	新指定登録有形文化財	悲田院 本堂	東山区泉涌寺山内町	平 29.12.27
270	新指定登録有形文化財	悲田院 山門	東山区泉涌寺山内町	平 29.12.27
271	新指定登録有形文化財	佛光寺本廟 本堂	東山区粟田口鍛冶町	平 29.12.27
272	新指定登録有形文化財	佛光寺本廟 御廟所	東山区粟田口鍛冶町	平 29.12.27
273	新指定登録有形文化財	佛光寺本廟 御廟所拝所	東山区粟田口鍛冶町	平 29.12.27
274	新指定登録有形文化財	佛光寺本廟 鐘楼	東山区粟田口鍛冶町	平 29.12.27
275	新指定登録有形文化財	佛光寺本廟 山門	東山区粟田口鍛冶町	平 29.12.27
276	新指定登録有形文化財	霊洞院 本堂(方丈)	東山区大和大路通四条下る四丁目小松町	平 29.12.27
277	新指定登録有形文化財	霊洞院 書院	東山区大和大路通四条下る四丁目小松町	平 29.12.27
278	新指定登録有形文化財	霊洞院 玄関	東山区大和大路通四条下る四丁目小松町	平 29.12.27
279	新指定登録有形文化財	霊洞院 表門	東山区大和大路通四条下る四丁目小松町	平 29.12.27
280	新指定登録有形文化財	安井金比羅宮 本殿	東山区東大路松原上る下井天町	平 29.12.27
281	新指定登録有形文化財	安井金比羅宮 絵馬堂	東山区東大路松原上る下井天町	平 29.12.27
282	新指定登録有形文化財	来迎院 荒神堂	東山区泉涌寺山内町	平 29.12.27
283	新指定登録有形文化財	良恩寺 地藏堂	東山区粟田口鍛冶町	平 29.12.27
284	新指定登録有形文化財	良恩寺 鐘楼	東山区粟田口鍛冶町	平 29.12.27
285	新指定登録有形文化財	良恩寺 鎮守稲荷社	東山区粟田口鍛冶町	平 29.12.27
286	新指定登録有形文化財	岩屋神社 本殿	山科区大宅中小路町	平 29.12.27
287	新指定登録有形文化財	三之宮 本殿	山科区東野八反畑町	平 29.12.27
288	新指定登録有形文化財	大乘院 本堂	山科区小野御霊町	平 29.12.27
289	新指定登録有形文化財	諸羽神社 本殿	山科区四ノ宮中在寺町	平 29.12.27
290	新指定登録有形文化財	山科別院長福寺 本堂	山科区竹鼻サイカシ町	平 29.12.27
291	新指定登録有形文化財	山科別院長福寺 鐘楼	山科区竹鼻サイカシ町	平 29.12.27
292	新指定登録有形文化財	山科別院長福寺 太鼓楼	山科区竹鼻サイカシ町	平 29.12.27
293	新指定登録有形文化財	山科別院長福寺 山門(南門)	山科区竹鼻サイカシ町	平 29.12.27
294	新指定登録有形文化財	上徳寺 本堂	下京区富小路通五条下る本塩竈	平 29.12.27

			町	
295	新指定登録有形文化財	上徳寺 地藏堂	下京区富小路通五条下る本塩竈町	平 29.12.27
296	新指定登録有形文化財	上徳寺 山門	下京区富小路通五条下る本塩竈町	平 29.12.27
297	新指定登録有形文化財	嘉祥寺 本堂	伏見区深草坊町	平 29.12.27
298	新指定登録有形文化財	御香宮神社 絵馬堂	伏見区御香宮門前町	平 29.12.27
299	新指定登録有形文化財	御香宮神社 九所殿及び能舞台	伏見区御香宮門前町	平 29.12.27
300	新指定登録有形文化財	御香宮神社 拝所及び廊下	伏見区御香宮門前町	平 29.12.27
301	新指定登録有形文化財	御香宮神社 末社東照宮本殿	伏見区御香宮門前町	平 29.12.27
302	新指定登録有形文化財	御香宮神社 末社東照宮拝殿	伏見区御香宮門前町	平 29.12.27
303	新指定登録有形文化財	御香宮神社 末社東照宮透塀門	伏見区御香宮門前町	平 29.12.27
304	新指定登録有形文化財	御香宮神社 末社太神宮本殿	伏見区御香宮門前町	平 29.12.27
305	新指定登録有形文化財	御香宮神社 末社太神宮拝殿	伏見区御香宮門前町	平 29.12.27
306	新指定登録有形文化財	御香宮神社 土蔵(旧御輿蔵)	伏見区御香宮門前町	平 29.12.27
307	新指定登録有形文化財	御香宮神社 手水舎	伏見区御香宮門前町	平 29.12.27
308	新指定登録有形文化財	御香宮神社 旧手水舎	伏見区御香宮門前町	平 29.12.27
309	新指定登録有形文化財	御香宮神社 北門	伏見区御香宮門前町	平 29.12.27
310	新指定登録有形文化財	天満宮社 本殿	伏見区御香宮門前町	平 29.12.27
311	新指定登録有形文化財	天満宮社 末社巖島社	伏見区御香宮門前町	平 29.12.27
312	新指定登録有形文化財	天満宮社 末社老松社、白太夫社及び紅梅殿	伏見区御香宮門前町	平 29.12.27
313	新指定登録有形文化財	本教寺 本堂	伏見区東大手町	平 29.12.27
314	新指定登録有形文化財	本教寺 妙見堂	伏見区東大手町	平 29.12.27
315	新指定登録有形文化財	本教寺 鐘楼	伏見区東大手町	平 29.12.27
316	新指定登録有形文化財	本教寺 表門	伏見区東大手町	平 29.12.27